



Title	犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動（一） —観察と質問紙調査によって—
Author(s)	宮沢, 節生; MIYAZAWA, Setsuo
Citation	北大法学論集, 30(1), 316-121
Issue Date	1979-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16281
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(1)_p316-121.pdf



犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 —観察と質問紙調査によって—(1)

宮 沢 節 生

目 次	
第1章 序 説	
第1節 本稿の課題と位置づけ	
第2節 データ収集の経過	
付録1 質問項目の内容と単純集計	
	(以上本号)
第2章 主要ケースに関する観察データ	
第3章 捜査行動の記述	
第4章 捜査行動の説明	
第5章 結 論	

第1章 序 説

第1節 本稿の課題と位置づけ

いかなる行為・行為者も、多くの場合、少なくとも警察によるスクリーニングを経なければ、犯罪・犯罪者ないし非行・非行者という公式のレッテルを付与されるプロセスに乗せられることはない。なるほど、大部分の事例においては、警察は、市民からの通報によって、はじめて事件の発生を認知し、捜査に着手する¹⁾。しかし、その場合でも、犯罪の嫌疑があることを警察が確信しなければ、検察以後の刑事司法・行刑過程が作動を始めることはない。また、「被害者なき犯罪」の場合はもちろん、通常の犯罪について市民からの通報・要請がない場合でも、警察は、独自の判断で捜査を始めることができる。他方、検察官が捜査を行なうことがあるにしても、彼らが捜査の中核となるのは、重要ではあってもごく少数の事例に限られ²⁾、通常の事例では、警察が一応の捜査を遂げたあとで、しかもその協力を求めつつ、補充的な捜査を行なうにす

ぎない。また、特別司法警察員も存在するが、彼らによって処理される犯罪件数は、きわめて少ない³⁾。したがって、警察は、刑事司法過程へのインプットの量と質を大きく左右する重要な地位にあると言える。しかも、犯罪・犯罪者ないし非行・非行者に関する一般市民のイメージの形成は、マス・メディアによって報道される警察の捜査活動ならびにその結果と、警察が作成・発表する犯罪統計とに、大きく依存すると考えられる³⁾。その意味で、「一般市民に認知されたものとしての犯罪現象」の創出に、警察は、深くかかわっていると言えよう。かくして、刑事司法過程の実態に関する社会科学的な探求を行なおうとするならば、警察による捜査活動の研究は、その不可欠の要素とされるべきである。

もちろん、そのように重要な地位を占める警察の捜査活動に対しては、警察組織外部からの統制を可能にすると思われる制度が存在している。たとえば、裁判官は、強制捜査のための各種令状の審査を通して、進行中の捜査活動を統制しうるし、起訴後の事後的な審査を通して、将来の捜査活動に影響を与えうる、という地位にあるものと考えられる。また、検察官は、捜査指揮権の行使や、勾留請求や起訴決定の際の証拠評価を通して、警察の捜査活動に対する影響力を持ちうるであろう。さらに、弁護士も、被疑者にその権利を教示することによって、被疑者が警察に対抗することを可能にしうるし、公判での活動によって、裁判官にその統制力を行使することを要求しうるであろう。しかし、かりにそれらの可能性が最大限に活用されたとしても、彼らのいずれも、職務質問や任意同行、任意出頭、搜索や差押え、逮捕、取調べ、などをはじめとする捜査の現場において、直接にその統制力を行使する立場にないことに、注意しなければならない。すなわち、捜査活動の対象とされた一般市民および被疑者を除けば、警察組織の外部から直接に統制を行ないうる者は乏しく、警察の捜査活動の統制は、組織内部での統制と、捜査活動を実際に担当している警察官の自己規制とに、大きく委ねられているように思われる。

かくして、前記のように重要な地位を占める警察の捜査活動の実態を記述するためには、法律、規則、条例、などの規定を知るだけでは足りないことは、言うまでもない。また、裁判例に現われた事実認定を利用することも、十分に適切ではない。なぜならば、そこでの記述は、法的な評価と関連づけられて、相互に正当化の根拠となりうるように構成され、加工されたものと考えられるからである。さらに、警察官自身が書いたものを利用することも、十分に適切ではない。なぜならば、その内容は、組織内部と組織外部からの、それに基づいた評価、批判がありうることを意識し、それらに備えたものになる、と考えられるからである。したがって、捜査活動の実態を記述するためには、捜査活動を実際に観察することが、万全ではないとしても、より適切な方法として、必要になる⁴⁾。本稿の第1の課題は、観察によるデータを主体にしつつ、質問紙調査によるデータをも補いながら、第一線の警察署における捜査専務者の日常的な捜査活動の実態、すなわち、本稿表題の「行動」を記述し、その一般的な特性を抽出することである。

そして、捜査活動の実態が記述されたならば、その次には、なぜ記述された態様の行動が採られるのかということが、関心の対象になる。すなわち、記述に続いて、説明が試みられなければならない。その際に、捜査活動のような、他の人々との接触ないし相互作用を伴う複雑な行動は、その主体の意識的な関与なしには遂行されえないと考えられる。したがって、説明への第一歩は、なぜある行動を採るべきであると考え、また、それを遂行するのかを、その主体である警察官自身の認識に即して理解することでなければならない。もちろん、そのような研究方針を採ることは、警察官を取り巻く物理的・社会的諸条件の重要性を否定することを意味しない。それは、ただ、警察官に認識されたものとしてのそれらを、さしあたり検討し、客観的存在としてのそれら自体に関する研究は別の機会に譲る、ということであるにすぎない。ただし、筆者自身の調査で一次資料が得られたかぎりにおいてそれらに言及することが

ありうるのは、言うまでもない。かくして、本稿の第2の課題は、記述された特性の捜査行動自体が警察官自身にとって持つ意味、捜査行動の態様とその適法性および捜査能率との関係についての彼らの認識、捜査行動が直面する犯罪現象、市民や被疑者の行動、司法統制などの動向に関する認識、警察組織の内・外からの期待や統制のあり方に関する認識、そのような期待や統制との関係において自らの捜査行動が持ちうる帰結に関する認識、自らの置かれている市民および労働者としての状況に関する認識と評価、自らが遂行している捜査行動に関する評価、などを記述し、発見された捜査行動の特性をそれらの関数として説明することである。本稿表題の「意識」は、それらの認識や評価を意味する。

分析の基礎になるデータは、あとで報告するように、1974年に、北海道札幌市内のある警察署において収集された。今日まで報告が遅れたのは、調査後の筆者の個人的な事情による。ただし、本稿の時点においても、なお、データを十分に生かし切った分析は行なわれておらず、本稿における分析は、あとで述べる方法論上の問題への考慮もあって、観察データの定性的分析と、調査票データの多数意見分析とによる、全体的なパターンの検討に終始せざるをえない。しかし、本稿のような報告を行なっておくことは、本稿に引き続いて行なわれるべき、より複雑な技法による分析や、より個別的な論点に関する分析に対して、それらで検討されるべき仮説を用意する、という意義を持ちうる。その意味において、本稿は、一連の報告の第1報となるものである。また、ほとんどナマのままのデータを提示しておくことによって、筆者とは異なった視点からの二次分析をある程度まで可能にし、さらに、本稿に続くであろう、より加工を施された報告に対する読者の批判を容易にすることができる。私が本稿を発表するのは、それらの理由に基づいている。

それでは、本稿および私の研究の全体は、わが国の警察、とくに刑事警察に関する社会科学的研究の歴史の中で、どのような新たな貢献をなしうるであろうか。

そこで検討してみると、私の調査が行なわれた時点までに警察組織外の社会学者が発表したものとしては、広中俊雄による一連の研究が⁹⁾、ほとんど唯一のまとまったものであったと言える。彼の関心の重点は、常に警備公安警察に注がれており、その比重は最近になるほど高まってきたかのように見えるし¹⁰⁾、彼自身の実践的観点からの評価が常に前面に現われてくることも、一貫している。しかし、なお、刑事警察に関する記述は行なわれているし、それを、「警察官の哲学」や「警察社会」一般に関する記述と併せ読むならば、記述された実態に関して示唆されている説明がどのようなものであるかは、かなりの程度に明らかである。すなわち、捜査行動の実態を記述するにあたっては、「われわれは、警察の犯罪捜査がいつも予断・偏見によって支配されていると考えているわけではない。おそらく、そのような事例は、全数からいって僅少なものであろう¹¹⁾」と注意深く付言しながらも、緊急逮捕の多用、黙秘権告知や取調べ方法の不当さ、自白させてからの証拠収集、代用監獄の多用、確信過剰による証拠のみすごしやねつ造、逮捕状を利用した民事への介入、自殺者を出すほどの行き過ぎた捜査、「特高的技術」の講習、などに関して述べ、とくに、自白偏重による人権侵害の発生を強調する。そして、その要因としては、公安警察重視による刑事警察の相対的な弱体化、そのような状況での実績向上への圧力、法に関する無知、警察組織内での市民および労働者としての自由や権利の乏しさ、「警察は家族的な温みがある？ いやァ！ 冷たいですよ、冷たいもんですよ¹²⁾」という不満を表明する者や「首が大切ならばその要求に應ぜざるをえない¹³⁾」という功利的服従に出ているにすぎない者もあるにしても、大方の警察官はそのような状況を無批判に受容していること、検察官や裁判官の妥協的ないし捜査行動と同一方向の態度、弁護士や一般市民による批判の乏しさ、などを挙げている。基本的には、組織内での構造的な要因が、無批判かつ無自覚で、違法行動にも出る警察官を作り出し、組織外での諸力は、それを矯正する努力を行なっていない、ということになるろう。

しかし、1940年代末期から1960年頃までを中心とするというその古さは別にしても、彼のデータの大部分は、きわめて強烈な印象を与えるものではあれ結局は散発的な事例を知りうるにすぎない裁判例や新聞・雑誌の記事に基づくものであって、実際の捜査過程における警察官の言動を直接に観察したデータは、まったく存在しない。したがって、彼によって批判されている実態が、日常の捜査活動におけるモダルな行動と言えるかどうかは、なお不明であるし、彼の示唆する組織内・外の要因が警察官の主観においてどのように認識され、その認識が、彼らの主観の中で、問題行動とどう結びつくのか、ということについても、必ずしも直接的なデータは示されていないのである。

たしかに、広中の研究は、他の研究者による試みを阻止してしまうほどの質を持っていた。たとえば、市民としての権利の抑圧に関する「娶妻願」の制度や、実績向上への圧力に関する「点数」制度をはじめとする、警察官たちを取り巻く客観的な状況を、とくに警察部内の文書を発掘することによって明るみに出した業績は、不朽のものと言ってよい。しかし、平野竜一が、1972年に至ってもなお警察に関する社会心理学的研究の必要性を訴えていたこと¹⁰⁾には、それなりの理由があったと言えよう。

広中に続く本格的な研究は、アメリカの政治学者 David H. Bayley によって、1972年と1973年に実施され、1976年に出版された¹¹⁾。彼は、警察庁の協力により、通訳を伴って、4つの都府県の15の警察署における観察と面接を中心とした調査を行ない、わが国の警察に関する経験科学的研究としては、最も包括的な書物を著したのであった。それは、警察庁の要職にある者たちによって翻訳され、わが国においては、彼自身にとって不幸なことに、警察の現状を正当化するために著されたものであるかのような印象を与えているが、本来は、「アメリカの」研究者としての、きわめて切実な問題意識に基づくものであった。すなわち、彼は、アメリカにおける警察が犯罪の不断の増大を阻止しえずにいる現状にか

んがみて、「アメリカの」市民に、現状とは違った警察のあり方の可能性を示すために、犯罪が減少しつつある唯一の高度工業国であると言われる日本の警察を研究しようと考えたのである。彼もまた、「ほとんど毎日のように、『警察精神』のある者は休暇日数を教えたり、正確な給与額にあまり注意を払ったりしないものだ教えられると、警察官は休暇や給与についての不平不満を上司に言いたがらなくなる。こうして、下級警察官の行動は、警察官が実際にそうあるべきだと考える形ではなく、上司の言う通りになる¹²⁾」などと述べて、基本的には、広中と同様、組織が警察官を作るという観点を示している。しかし、彼によって記述された捜査行動の実態と、それに関して示唆されている説明要因は、広中によるものとは、きわめて異なっている。たしかに、彼も、職務質問に続いて交番への同行に同意させるという「戦術を成功させる秘訣は、強制にならない限度で圧力を加えること¹³⁾」とか、「憲法38条は、自白のみに基づいて有罪とすることを禁じている。この規定は常時守られてはならない¹⁴⁾」と述べて、適法性が問題とされうる捜査行動がありうることを報告しているし、上司と部下の関係が個人的忠誠に基づくものであるために「失敗を囲む沈黙の壁を厚くする¹⁵⁾」危険性や「個人をかくも見事に教育、管理する組織」において「警察官が警察の外に出て行って警察内部で起こっていることを告発するような可能性は薄い」し、「たとえ控え目ではあっても、警察官が警察の批判をすることは歓迎されない。たとえば、不平、不満を述べさせるしくみはなにもない¹⁶⁾」という組織内の統制関係がかかえる問題点を指摘し、「日本の警察官は信じられないぐらい長時間働くので、たいていの時間は疲れたと感じているとしても不思議ではない¹⁷⁾」と、勤務のきびしさを記述し、「子供に跡をつがせようと思っている人はほとんどいない」「目茶苦茶な勤務スケジュールが、もっぱら非難的になっている」「警察官の職業的地位の窮屈さも、苦情の原因のひとつであるかもしれない」「警察官の職業を低級なものであると感じている¹⁸⁾」「幾度か、下級警察官たちは、警察の自画像は恐ろし

いと私に告白した¹⁹⁾」「若手の警察官は、1軒1軒訪問すると自分がセールスマンみたいに思えてくるとこぼし、この仕事をますます嫌うようになって²⁰⁾」と述べて、不満や懐疑がありうることを論じている。しかし、彼が、全体としては、きわめて肯定的なイメージを提示していることに、疑いはない。すなわち、彼によれば、日本では、国家が自然な存在として意識され、信頼されているために、警察官は、単なる法執行者としてではなく、社会道徳の体現者として行動することができるし、国家に対する信頼のゆえに、組織外部からの統制にさらされることなく、自律的な内部統制を行なうことを認められており、しかも、その内部統制は、組織への忠誠を強力に育成するものであるために、警察官は、市民生活への広範な介入を行なうにあたって、誇りを持って職務を遂行することができるし、違法行動がほとんど存在しないことには疑いがなく、そのうえ、彼らの行動は、きわめて効率的である、というのである。彼は、広範、適法、かつ効率的な警察活動の基礎を、国家と法のとらえ方における日本文化の特性に求め、彼自身のきわめて強い文化決定論的な観点²¹⁾から、権力への警戒が根強いアメリカにおいてはそのような警察が誕生しがたいことを予測して、その書物を終えている。

しかし、Bayleyの研究は、まず、刑事警察に力点を置いたものではない。それは、アメリカにおける警察研究の多くがそうであるように、一般市民にとって最も接触機会の多い警察活動への関心に基づくものであって、外勤部門に調査の中心がある。そのことは、それ自体、もちろん研究に値するものであるが、少なくともわれわれの研究関心には、正面から答えてくれるものではない。また、アメリカ人にとって興味深いと思われる知見を追求する結果、わが国の特異性を実際以上に強調し、しかも、それを肯定的に描く危険性が、存在する。さらに、1カ所における調査期間が短く、いわば、選ばれた警察官のみが観察と面接の対象となる結果、Bayley自身が日本語を解さないという事情ともあいまって、タテマエとされている見解や、とくに下級警察官たちの間でのモデル

なものからかけ離れた見解が、あたかも、現実のモーダルな意識であるかのように認識された可能性がある。

かくして、私が企てた研究は、少なくとも可能性としては、新たなデータによって既存の知識を修正、補足、または確認するという、独自の貢献をなしうるのであり、本稿は、そのような研究の一環として、発表するに値しよう。

- * 本稿の基礎になった調査の開始以来、私は、多くの人々の助力を得てきた。雑誌論文において謝辞を記すことは異例であろうが、私の研究の特殊性に堪がみて、お許し願いたい。まず、北海道大学法学部の小暮得雄教授は、指導教官として、私の研究関心を理解され、調査の実現に向けて、北海道警察本部との最初の交渉にあたって下さり、ひき続き、激励を措きまされなかった。北海道警察本部の交渉の窓口になられたのは、当時それぞれ刑事部長と刑事企画課長であった岡本八雄氏と蓮沼正年氏であった。両氏のご理解がなければ、研究全体が不可能になったであろう。蓮沼氏は、また、第一線署の選択をはじめ、調査の進行自体についても、協力して下さった。そして、研究に必要な資金の一部は、北海道大学法学部からの援助によって、まかなわれた。とくに、北海道大学大型計算機センターの使用料は、もっぱらそれによって支払われた。そのことは、同学部の学部長を順次勤められた、石川 武教授、小暮得雄教授、小川晃一教授のご配慮に基づくものである。そして、調査票の印刷にあたっては、同学部会計掛のご協力を得た。また、調査の実施とデータの整理にあたって、私の同僚であり友人である助手・大学院生諸氏のご協力を得た。その中心となったのは、相内俊一氏と丸山 治氏（現在、いずれも、北海道大学法学部助手）である。その過程では、妻をはじめ、家族も動員される羽目に陥った。最近では、北海道大学法学部統計資料室の南部恵子さんに、とくに計算機の使用について、私の手足となっていたいただいている。本稿を準備しはじめてからは、北海道大学法学部の諸教授から、さまざまなコメントをいただいた。なかでも、伊藤大一教授、小川晃一教授、松村良之助教授、守屋正通教授は、とくにきびしく、かつ建設的なご批判を下された。本稿がそれらのご批判に答えていないことは、私自身が自覚するところであり、私としては、今後の努力で、それらに報いたいと思う。そして、最後に、私が最も感謝すべきであるのは、私の研究対象となられた、北海道警察学校の教官、学生、および、札幌市内某警察署の警察官、の諸氏である。たとえば、コンパに招いて下さった教官、学生諸氏、猛烈な吹雪の夜に家出老人をとともに捜索した派出所巡査氏、質問紙調査への署員の抵抗を緩和する

べく説得にあたられた刑事官(その後、次長に職名変更)、私の運転手になって下さった刑事「ハヤちゃん」、その相棒の「トツァン」、刑事生活の苦しさを語られた老係長氏、暴力団員よりもこわそうなイガグリ頭の某刑事、等々。私は、それらの人々のことを生涯忘れないであろう。私にとって、それは、疲労の連続であったが、同時に、それまでの私の生涯で最も生彩に富んだ日々であった。私は、匿名にせざるをえないそれらの人々が、本稿を、「市民」としての彼らの状況に対する私なりのシンパシーを伴うものとして理解されるよう、願わずにはいられない。なお、言うまでもないことであるが、すべての人々の助力にもかかわらず明らかに存在する欠陥は、すべて私の非才に起因するものである。

- 0) 警察庁『昭和52年の犯罪』1978, 46—47ページによれば、警察による1977年中の刑法犯認知の総数1,268,430件のうち、被害者または第三者からの届出によるもの、あるいは告訴・告発によるものが、81.5%を占めている。
- 1) 法務省『第103検察統計年報 昭和52年』1978, 232-233ページによれば、1977年に検察庁で既済となった被疑事件536,884件のうち、司法警察員からの送致が97.8%を占め、検察官が認知したものや、検察官に告訴、告発、自首があったものは、2.2%にすぎない。
- 2) 最高裁判所事務総局『昭和51年 司法統計年報』2. 刑事編, 1977, 16—17ページによれば、1976年中にあった逮捕状請求151,035件のうち、96.9%は司法警察員または同職員によるものであり、検察官または同事務官によるものは2.5%, 特別司法警察員または同職員によるものは0.5%にすぎない。
- 3) わが国では、アメリカでの Uniform Crime Report に対する National Crime Survey に相当する、ヴィクティマイゼイション・サーヴェイ、すなわち被害体験調査に基づく統計が存在しないので、警察が発表する犯罪認知統計が、事実上唯一の犯罪発生指標になっている。National Research Council, *Surveying Crime*, Washington, D. C.: National Academy of Sciences, 1976 と David Seidman, “Public Safety: Crime Is Up, But What About Punishment?,” *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 435, 1978, pp. 248-267 を参照。
- 4) 周知のように、警察の社会科学的研究は、アメリカにおいてきわめて活発に展開されてきた。その本格化の嚆矢となった William A. Westley の1951年の論文 (*The Police: A Sociological Study of Law, Custom and Morality*, Ph. D. Dissertation, University of Chicago) 以来、その方法の中心は、観察法である。概観として、Peter K. Manning, “Observing the Police: Deviants, Respectables, and the Law,” Jack D. Douglas

- (ed.), *Research on Deviance*, New York: Random House, 1972, pp. 213-268 と, George J. McCall, *Observing the Law: Field Methods in the Study of Crime and the Criminal Justice System*, New York and London: The Free Press, 1978, pp. 72-90 を参照。なお, “Interrogations in New Haven: The Impact of Miranda”, *Yale Law Journal*, 76, 1967, pp. 1519-1648 と James P. Levine, “Methodological Concerns in Studying Supreme Court Efficacy”, *Law and Society Review*, 4, 1970, pp. 583-611 を引きながら, 警察研究において観察法を用いるべきことを論じていたものとして, 宮沢節生「刑法意識の実証的研究——その位置づけと研究設計の試み——」(2), 北大法学論集, 24 卷 4 号, 1974, 899-882 ページ(横組)。
- 5) 広中俊雄『日本の警察』東京大学出版会, 1955; 同『戦後日本の警察』岩波新書, 1968; 同『法と裁判』東京大学出版会, 1971; 同『市民と法と警察と』音羽書房, 1971。
 - 6) 広中俊雄『警備公安警察の研究』岩波書店, 1973。
 - 7) 広中, 前注 5), 『法と裁判』66 ページ。
 - 8) 広中, 前注 5), 『日本の警察』12 ページ。
 - 9) 広中, 前注 5), 『日本の警察』19 ページ。
 - 10) 平野竜一「法社会学と刑事法」川島武宜(編)『法社会学講座』3. 岩波書店, 1972, 78 ページ。
 - 11) David H. Bayley, *Forces of Order: Police Behavior in Japan and the United States*, Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1976. 和訳は, デイビッド・ベイリー(新田 勇・他・訳)『ニッポンの警察: そのユニークな交番活動』サイマル出版会, 1977。
 - 12) ベイリー, 前注 11), 『ニッポンの警察』103 ページ。
 - 13) ベイリー, 前注 11), 『ニッポンの警察』51 ページ。
 - 14) ベイリー, 前注 11), 『ニッポンの警察』207 ページ。
 - 15) ベイリー, 前注 12)。
 - 16) ベイリー, 前注 11), 『ニッポンの警察』102 ページ。
 - 17) ベイリー, 前注 11), 『ニッポンの警察』30 ページ。
 - 18) ベイリー, 前注 11), 『ニッポンの警察』58 ページ。
 - 19) ベイリー, 前注 12)。
 - 20) ベイリー, 前注 11), 『ニッポンの警察』115 ページ。
 - 21) David H. Bayley, “The Limits of Police Reform,” David H. Bayley (ed.), *Police and Society*, Beverly Hills and London: Sage Publications, 1977, pp. 219-256 を参照。

第2節 データ収集の経過

前節において述べたように、私の研究の課題は、第一線の警察官による実際の捜査行動の特性を記述し、さらに、彼らの主観的認識や評価の理解を通して、なぜその行動が採られるのか、という問に答えることである。そのためには、彼らの行動をその場で観察する方法が採られなければならない。そこで、私は、観察¹⁾を中心とする調査を行なった。本節においては、その経過を記述しよう。

調査は、大きく、7つの段階に分けることができる。順次、述べていこう。

第1段階は、北海道警察本部との交渉である。最初の交渉は、1973年の秋に、小暮得雄教授の紹介により、同教授の同道を得て、刑事部長との間で行なわれた。私の研究課題は、すでに述べたように、警察活動の日常的な営みの中での捜査行動を記述し、それを、行動主体である警察官の主観的な認識や評価を理解することによって説明することである、として提示され、その後の交渉は、刑事企画課長を窓口として継続された。その結果、(1) 人名・地名・事件内容が特定しないよう、匿名性を厳重に確保すること、(2) マスコミなどから人権侵害の非難を受けるおそれがあるので、取調室には立ち入らないこと、(3) 警備・公安部門には立ち入らないこと、という条件の下で、(1) 北海道警察学校、(2) 札幌市内の一線警察署、(3) 本部直属の機動捜査隊、における観察と質問紙調査が、許可された。機動捜査隊は、当時、創設されたばかりであって、刑事企画課の希望により、対象に加えられた。

第2段階は、北海道警察学校における調査である。その目的は、(1) 警察に関する一応の予備知識を得るために私自身を教育し、(2) 特定地域に偏らない広い範囲の警察官たちと接触し、(3) 警察官の社会化過程の重要な一環と思われる学校教育に関する知見を得る、というものであった。観察は、1974年1月11日から実施され、2月21日までの間に、15日間登校した。観察は、講義・演習の聴講というフォーマルな形態

と、昼休みなどでの学生たちの雑談への参加というインフォーマルな形態との、両様によって行なわれた。観察の対象は、主として、正科(昇任直後の警部補)と初級幹部科(昇任直後の巡査部長)であるが、初任科(新採用の巡査)および現任補修科(初任科修了後数カ月の巡査)のクラスにも出席した。すでに述べた研究関心に基づいて、主として、刑法、刑事訴訟法、捜査管理、組織管理、などのクラスに出席したが、私の方から発言することはなかったし、書類作成、鑑識実技、捜査実習、などにおいても、実際の作業を分担することはなかったから、厳密には、「参加」観察²⁾とは言えないであろう。そして、最後に、正科、初級幹部科、現任補修科、の学生全員約200名に対して、集団法により、簡単な質問紙調査を行なった。しかし、この論文においては、観察によるデータのみを、使用する。

第3段階は、一線署での調査の準備である。まず決定すべきことは、単一の警察署をとりあげるか、複数の警察署をとりあげるか、ということであった。可能ならば後者の方法が望ましいことは、言うまでもない。しかし、調査者が私自身しかいないという状況では、1カ所での調査がきわめて短期間になってしまうために、信頼関係を確立することができず、インテンスな情報は得られない、と考えられた。そこで、前者の方法を採用せざるをえなかった。

次の問題は、どの警察署を選択するか、ということであった。まず、現実的な制約によって、私が通勤可能な範囲になければならなかった。また、単一の警察署しか調査しえないところから、できるかぎり多様なデータを得るために、かなり大規模な署でなければならなかった。さらに、匿名性の確保という観点からは、管内の地形や犯罪態様が特異な署であってはならず、また、北海道大学をその管内に含む警察署も、好ましくないと考えられた。

そのような考慮の結果、札幌市内のひとつの警察署が選択された。それは、刑事企画課長の説明によれば、当時札幌市内にあった5つの警察

署の中では、捜査手続に関して最も慎重な上級幹部（課長以上）を擁する所、ということであった。その警察署は、250名以上の警察官を擁しており、署長、副署長の下に、2名の次長（警視）が配置されていた。次長のひとり、刑事一課、刑事二課、防犯少年課を管理しており、もうひとり、外勤課、交通課、警備課を管理していた。課長は、いずれも、警部であった。

署長との最初の交渉は、2月9日に行なわれた。彼は、きわめて好意的であり、できうるかぎりの便宜を図ってくれることを、約束してくれた。しかし、やはり、人権侵害の非難を受けるおそれがある、という理由で、取調室への立ち入りのみならず、留置場への立ち入りも、許可されなかった。彼は、まず外勤課を観察しながら署内の仕組みや空気に慣れ、そのあとで刑事部門での観察を行なうこと、を勧めた。

第4段階は、外勤部門での観察である。それは、2月13日から28日までの間に、6日間行ない、そのうち4日間は、2つの派出所での24時間勤務に費された。外勤課では、3交代制を採っているために、第一係から第三係までがあり、各係がさらに、2名から5名の班に分かれている。各派出所には、その班単位で勤務している。他の部門と同じく、係長は警部補であり、班長は巡査部長ないし巡査長である。派出所では、巡回連絡、地理教示、現場への第一次臨場、風俗営業の取り締まり、自殺のおそれがある家出入の捜索、などに駆けまわり、署内勤務の者とは、移動交番や独居老人訪問に同行したが、犯罪捜査に接する機会は、きわめて乏しかった。

第5段階は、刑事部門での観察である。この警察署の刑事部門は、すでに述べたように、ひとりの次長の指揮下に、2つの課を含んでいた。そのうち、刑事一課には、窃盗・住居侵入関係を地域別に担当する盗犯一係と盗犯二係、強盗を含む凶悪犯・粗暴犯を担当する強行犯係、各種の令状や書類・記録の管理を担当する捜査庶務係、鑑識係、があり、刑事二課には、知能犯係、いわゆる暴力団が関係する事件の一切を担当す

る暴力犯係、があった。各係は、さらに、2名ないし3名からなる班に分かれている。係長は警部補であり、班長は巡査部長である。本稿の表題である、いわゆる「刑事」とは、通常、捜査専務の巡査・巡査部長を意味する。

刑事部門での観察は2期に分かれている。そのうちの前半は、3月11日から4月27日までの間、合計35日間にわたって行なわれた。その間、少なくとも毎週1回の割合で当直勤務についた。朝は、8時30分の朝礼から参加することを原則とした。昼間の勤務中は、強行犯係と暴力犯係に1つずつデスクを与えられ、そのつど情勢を判断しながら、ある場合には署内にとどまり、またある場合には刑事たちと同行した。刑事たちは、一般にきわめて好意的であって、刑事によっては、幹部のやり方や勤務条件に対する不満からはじまって、若い頃の失敗談、子供の進学、家族の病気などから、家で飼っているペットのことまで話してくれる者すら、少なくはなかった。刑事たちとの生活は、私にとって、まさに得がたい体験であった。また、刑事・防犯担当次長も、きわめて好意的であった。観察や質問紙調査の過程において生じたいくつかのトラブルは、すべて彼の手によって処理されたし、署へ出向いてからの本部との交渉も、すべて彼があたってくれた。

観察を行なうにあたっては、被疑者、一般市民との接触場面を観察することができるように、刑事たちと同行することを原則とした。しかし、興味深い被疑者の取調べが行なわれている場合には、取調べの態様を窺い（取調室は刑事室に隣接しているから、内部の状況はある程度知ることができたし、取調室に出入りする刑事から話をきくこともできた）、逮捕→送致→勾留→起訴という過程における捜査活動と幹部の意思決定、令状請求、検察官とのやりとり、などを知るために、刑事室にとどまることにした。かくして、刑事たちと同行することによって、任意同行・逮捕・搜索差押などの現場にいくつか立ち会うことができたし、刑事室

にとどまることによって、逮捕から公判までを追跡することができた興味深い1つの事件をはじめ、多数の事件に関して、知見を得ることができた。もっとも、いわゆる捜査本部が設置され、多数の刑事が長期にわたってその事件の捜査に従事するような重大事件には、出会わなかった。しかし、そのことは、かえって、多数の日常的事件における捜査に関する知見を与えてくれることになった、とも言えよう。

ただし、観察という方法に関して指摘される効率の悪さ³⁾は、ここでも見事に立証された。すなわち、観察対象の行動のすべてが観察者の研究関心にとって意味のある行動とは限らない、という意味での効率の悪さである。たとえ刑事たちといえども、常に被疑者と接触しているわけではない。たとえば、盗犯係では、質屋・古物商をまわって情報を収集したり、未解決事件の手口の共通性を分析したり、通報された事件の現場検証を行なったりすることで、多大の時間が費される。また、強行犯係では、発生事件優先主義が方針とされているから、捜査はしばしば中断され、そのうえ、火災現場の検証や変死体の検死などが、ほとんど連日のように行なわれる。知能犯係や暴力犯係においても、それぞれ同じような事情がある。しかも、捜査書類・統計書類の作成が、莫大な時間を必要とする⁴⁾。そして、本部直属の機動捜査隊が設立されたことによって、少なくとも逮捕に関しては、機動力を有しない刑事たちの実績は、低下の傾向にあると言われ、そのために刑事たちの不満の声がきかれるし、「花の機捜」などという呼び方すらある。さらにまた、たとえ期待されたような捜査活動に出動する場合でも、多くは早朝あるいは夕刻に行なわれるために、そのような活動を探知すること自体が、きわめて困難な作業であった。とくに、盗犯では、巡査部長・巡査各1名からなる班ごとに活動しており、その困難は大きかった。暴力犯係のように、出動のつど連絡してくれる部門もあったが、盗犯に比べるとその頻度は何としても少ないし、私がたまたま現場検証や検死に出かけていたり、他

部門での書類書写に追われていたりする場合には、チャンスを生かすことができなかった。そして、むしろ歓迎すべきことには違いないが、当時の一般的傾向として、犯罪発生の頻度はやや低下しているということであった。とくにその傾向は、不思議なことに、私が出署している日において著しく、「先生ったら、いいのがある日に限っていねえんだもな」などと言われたり、少なくとも毎週1回の割合で行なった当直の際などは、「今日は先生が泊まってくれるから、ちゃんと寝れるぞ」などと言われるような有様であった。かくして、覚悟していたこととはいえ、観察の生産性は、きわめて低いものとどまった。したがって、捜査にあたって採られた行動の記述にあたっては、実際の観察だけではなく、それに関して警察官が私に語ってくれた報告をも素材とせざるをえない。また、一般的に「自分ならばこうする」という形で語られた発言も、その者が実際に採るであろう行動、または少なくとも採るべきであると考えられる行動を示す素材として、利用せざるをえない。

そのような次第であるから、将来の研究において、観察の効率を高めようとするならば、研究関心を限定したうえで、特定の部分のみに集中する方法をとったり、あるいは、標準化された記録法を用意したうえで十分に訓練された多数の観察者を動員する方法をとったりするなど²⁾、何らかの対策が不可欠である。

とはいえ、観察による知見は、注意深く報告するならば、文献研究や質問紙調査による知見とは比較にならないほどの、現実に即した情報を与えてくれる。そして、すでに述べたように、私の研究関心にとっては、観察を行なうことが、不可欠であった。

4月下旬に観察を中断した私は、助手としての勤務を行なうかわら、質問紙調査のための調査票を作成することに取り組んだ。以上の記述から明らかのように、私の観察法では、観察された行動パターンがどの程度まで一般的であるのか、また、行動に対する主観的な意味づけや捜査活動を取り巻く状況に関する認識がどの程度まで共有されているのか、

定量的に分析することは、不可能であった。そこで、捜査活動の各段階においてどのような行動が採られるべきであると考えているか、を尋ねる項目を中心として、質問紙調査を行なうことにしたのである。項目内容の設定にあたっては、言うまでもなく、観察による知見が活用された。そのことは、以下においてデータを提示する際に、明らかとなろう⁶⁾。そのようにして、たとえば、観察によってある行動が注目され、しかも、その行動を採るべきことに対する支持の大きさが質問紙調査によって明らかになったならば、実際にもその行動が採られることが多いと推測してよいであろう、という前提を採ることにしたのである。

そのようにして、5月・6月が経過し、7月初頭に、本部へ、調査票の内容に関する承認を得るべく、見本を提出した。ここで、第6段階に入った。すなわち、質問紙調査の準備である。

調査票の見本は、刑事・防犯担当次長の手を通して、本部の刑事企画課に提出された。刑事企画課からの通知は、まず電話で7月17日に伝えられ、翌18日に文書で伝えられた。それは、原文のまま示すと、以下のようなものであった。(1)「第1部(調査票の部分の呼び方である。付録1を参照されたい)の、職業の一般的な事項は、全部没とすること。組織内部にわたる意識調査に関する設問が多いので不適切である。」(2)「全般を通じて、道警内部の建前論は、全部没とすること。組織としての建前については、一部解答者の誤った判断が組織の建前として誤解されるおそれがある。」(3)「第2部の項目51—53(ここでは、調査票での番号である)、前科者に関する事項、全部没とすること。事件の態様によっては、前科者を捜査の対象にすることは実務上あり得るが、そのことは、捜査活動によって前科者の動向を平素から警察がは握していることとは、別個の問題である。設問の51—53は、警察が前科者の動向をは握したことを前提とした質問構成になっており、誤解を生ずるおそれがあり、不適切である。」(4)「第2部の項目54—62、協力者に関する

る事項、全部没とすること。協力者運用の細部にわたる問題をも含んでおり、誤解を生ずるおそれがあり、不適切である。」(5)「第2部の項目74—81、『干渉』に関する事項、全部を没とすること。『干渉』の趣旨、不明確である。」そのように、まさに壊滅的な結果であった。次長の解釈によれば、(2)は、幹部以外ではあまりよく知らないので、誤った解答から誤解を受けるおそれがある、(3)は、警察官が前科者全部をマークしているように誤解を受けやすい、(4)は、協力者についてはさまざまなケースがあるので、やめてほしい、(5)は、「チェック」という意味であろうが、情実による圧力ととられやすい、ということではなかるうか、というのである。本部のこのような反応は、それ自体、組織の内・外に対する警戒が、どのような領域に向けられているかを示すものとして、きわめて興味深い。また、観察の印象にも基づいて構成された項目内容が、そのような重要な領域をカバーしていたことを、実証している、とも言えよう。

しかし、私としては、そのような削除に応じることはできない。そこで、刑事企画課長のもとに出向き、全部を復活するよう、説得を継続した。この説得過程における応酬は、きわめて緊迫したものであった。その複雑な過程をここで説明することはできないが、その要点は、(1)に関しては、組織の成員がいかなるモラルを有しているかは、組織自体にとって最も関心をもって把握につとめるべきことであって、その実態が明らかになることは、組織にとってプラスであること、(2)、(3)に関しては、客観的な事実とそれに関する認識が一致しないことは、よくあることであって、研究者としてその区別を明確にしないことはありえないし、その不一致を知ることは、組織にとってプラスであること、(4)に関しては、具体的に誰が協力者であるかをたずねているわけではなく、そのような答をする必要はないこと、(5)に関しては、まさに相互のチェックという意味であること、というものであった。それらを説明するために、長大な文書と、心理学入門書のモラルに関する部分のコ

ピーなど、多数の資料を提出し、数回にわたって足を運ばなければならなかった。その結果、すでに出された通知は取り消され、調査票はすべて使用できることになった。そのような道警側の判断は、観察の許容とともに、きわめて賞讃すべきものである。

そのような交渉を経て使用を認められた調査票は、大きく4つの部分に分かれており、最初の2つの部分は、それぞれ、さらに2つの部分に分かれていた。各部分の概要は、以下の通りであった。

まず、第1部前半は、年齢、リクルート前の教育・出身階層・出身地域、リクルート時の動機、リクルート後の経験年数・経験部門・階級、警察官という職業に関する一般的な満足感、などを尋ねるものであった。第1部後半は、さらに、警察官という職業に関する職業社会学的な問題について、詳細に尋ねるものであった。すでに述べたように、この部分は、本部から削除を求められたものであった。

第2部前半においては、法律・犯罪・刑罰などに関する一般的な態度を測定し、捜査法規・捜査活動などに関する一般的な認知・評価を尋ねた。この部分には、本部から削除を求められた、前科者調査、協力者運用、他からの干渉、などに関する項目が、含まれていた。第2部後半においては、採るべき捜査行動に関する選択と、捜査活動をめぐる状況に関する認識と評価を、きわめて詳細に尋ねた。言うまでもなく、この部分が、主要な調査票データを提供することになる。

第3部、第4部は、いずれも、パーソナリティ・テストであった。すなわち、第3部は、外向性—内向性の次元と、神経症的傾向を測定するMPI (Maudsley Personality Inventory)⁷⁾であり、第4部は、心理的安定感・優越性・自信、社会化・成熟性・責任感、成就能力・知的能力、知的な興味の様式、などを測定するCPI (California Personality Inventory)⁸⁾であった。

以上のうち、第1部前・後半と第2部前・後半の質問内容は、単純集

計を兼ねて、付録1に示してある。第3部と第4部は、いずれも、市販の用紙をそのまま使用したし、本稿ではそのデータを使わないので、割愛する⁹⁾。

質問紙調査の準備として、第2に決定すべきことは、被験者である。ここで、最も望ましい方法は、観察による知見の代表性と一般化可能性に関する問題に対処するために、できるだけ広範囲の被験者を使うこと、たとえば、札幌市内5署の全警察官約1,400名を被験者とする方法であり、次善の策は、その確率標本を被験者とすることである。しかし、全警察官を被験者とすることは、そもそも財政的に不可能であるし、警察組織への立ち入りを認められた私だけで実施を管理することも、まったく不可能であると考えられた。また、確率標本を被験者とする方法は、公式の名簿の利用ができず、しかも、私が回答を得たところでは、一般警察官が利用していた全警察官の住所録が廃止されたために、これまた不可能であると考えられたし、実施管理上の困難は、やはり予想された。さらに、今回の研究関心の中心が捜査活動であるところから、5署の刑事部門全員を被験者とする方法も考慮された。しかし、実施管理上の現実的な困難さは、ここでも回避しえないと考えられた。そして、以上のように、観察を行っていない署でも質問紙調査を実施することに関しては、観察によって信頼感を獲得していないことが、最も重大な難点と考えられた。後述するように、警察官は、この種の調査に対してきわめて警戒的であり、しかも、上司の介入の危険もないではないからである。かくして、これらの現実的な制約から、質問紙調査は、観察の対象となった署のメンバーのみに対して実施されることになった。

第3の問題は、署のメンバーの全員を被験者とするかどうかである。まず、調査研究の関心からは、メンバー全員ではなく、むしろ、実際に捜査を担当している部門、すなわち、刑事課・防犯課・警備課のメンバーのみを被験者とするのが適切と考えられた。しかし、それら全員でも、100名にみたないし、捜査専務者とそうでない者の比較もいずれ必

要になると思われたので、全部門のメンバーを対象にすることにした。さらに、全階級を含めるかどうかが問題となった。この点に関しては、結論的には、警部（課長）以上を除外し、警部補（係長）以下全員を被験者とすることにした。それは、匿名性を確保しなければならないことによる。この署では、警部以上は、署長まで含めても、10名にみたない。したがって、たとえば、外勤部門所属という変数と警部という変数を組み合わせて考察するならば、それが具体的には誰であるか、少なくとも内部的には容易に判明するのであり、彼の回答が組織の観点から好ましくないものであるならば、内部的なサンクションが発動される危険性がないではないのである。次長の言によれば、「先生、刑事なんて大したことねえですよ。むしろ警部補以上にやらせた方がいいんですけどね」ということになるのではあるが。

第4の問題は、具体的にどのような方法で実施するかである。最も好ましい方法が個別面接であることは、言うまでもないが、それが不可能なこともまた、明らかである。次善の策は、集団法である。しかし、署員の大部分（とはいえ、夜勤あけの外勤課員、つまり外勤課員の3分の1と、他課の署内待機あるいは早朝出勤にあっている者は除く）が集まる朝礼にしても、その時間は、わずか15分であるし、毎月1度、午前中を費して行なわれる教養訓練にしたところで、かなりの者が参加しないし、何よりも、限られた時間をすべて調査票への回答に費すことなどは、要求しうることはない。かくして、内部機構を通して配布・回収する配票留置方式を採用する以外になかった。具体的には、捜査庶務係⇨各係長⇨各班長⇨各メンバー、というルートによるものである。以上の検討は、すべて、次長との協議によって行なわれた。そこで、いよいよ、最終段階へと進むことになった。

最終段階、すなわち、第7段階は、観察の再開、質問紙調査の実施、そして、全調査の打ち切り、を含んでいる。

調査票の内容に関する最初の通知を受け取った7月17・18日の2日

間、観察を行なった。その後、7月28日までは、本部との交渉と、調査票の印刷に費された。しかし、調査票の全部を印刷することはできなかったため、第1部前半・第3部・第4部のみを、先に配布することにした。これは、他の部分が、それぞれ、より実質的な内容に関係するものであって、警部補以下のメンバーを対象としたこととの関係で、項目内容の限定が必要と考えられたことにもよる。それら3部分の調査票は、7月29日に署へ運ばれた。その日は観察を行ない、翌日の朝礼で配布するために、当直勤務についた。7月30日の朝礼においては、まず、次長が、「本部長から協力するようにとの通知が出ている」ということから始めて、刑事企画課との交渉の際に問題となった点をも含めて、説明を行なった。その際、無記名であり、幹部が検閲することはなく、人事考課に影響することは決してない、ということが、とくに強調された。続いて、私が、ほぼ同一内容の説明を行ない、何人かからの質問を受けた。もちろん、配布・回収の方法も説明された。また、第3部・第4部のみを先に回収し、第1部前半は、あとで配布される他の部分とともに回収する、という方法をとることにしたので、その点も説明された。これは、第3部・第4部が、記入にはそれほどの時間を要しないものの、多数の項目を含んでおり、スコアの算出のために複雑な手続を必要とするので、早目に回収する必要があるからである。そのために、あとで全体をまとめることができるように、各部分には通し番号が打たれた。また、通し番号によって所属部門が識別できるように配布された。

配布当日のほか、8月1・2・5日にも、観察を行なった。これは、観察本来の目的のほか、調査票への記入状況を確認し、質問紙調査に対する警察官の反応を見るためでもある。「先生、これは、きびしいアンケートだね。どんな生まれの、どんな育ちの者が警察官になっているか、パッチリだもの。思想的に使うことができるね」と話しかけた刑事がいた。また、「これは、心理テストでしょ。警官には分裂症が多いなんてことになるんでないの」と言った刑事もあった。

第3部・第4部は、予定通り、配布から1週間後に回収された。観察したところによれば、大部分の者は、最終日になって、次長からの督促により、記入したようである。

続いて、残りの部分は、12日に署へ運搬され、13日の朝礼で配布された。前回と同じく、12日から観察を行ない、翌日まで当直勤務だった。例によって、私自身の説明のほか、次長からも説明が行なわれたが、その内容で注目すべきものは、以下のような部分であった。「警務へずい分苦情があるらしいけれども、そんなこと気にしないでほしい。われわれが見ることもないし、期末試験でもない。勤務評定に使われるなんてこともないわけです。もっぱら学問的な目的で行なわれるわけです。自分の親の学歴や職業や生活程度がどうだっていいですよ。私だって漁師のせがれだ。それに、答えたくないことや、わからないことは、そう答えればいいし、自分で答えを書き込んでもいいわけです。それから、警備の人が、こんなことに答えていいのかと言ってきたそうだが、これは、道本の各部の許可・了解を得てやっているわけだから心配ないです。」これは、まず第1に、警察官たちの苦情、すなわち、質問紙調査に対する反応が、一般的には、幹部が検閲するのではないか、期末試験として使われるのではないか、勤務評定として使われるのではないか、などという、内部的な不都合、あるいは、背後にある組織の意図に対する警戒心として現われることを示している。この点に関しては、ある刑事の、「先生も、お願いしますなんて頭を下げて大変だね。アンケートに対しては警戒心が強いんですよ。アンケートをやった場合、へたなことを書くと、ポンととばされたり、あとで呼ばれるなんてことがあるからね。それが、アンケートの弊害ですね。私らなんか、勝手なこと書くけど、気にするのも多いんですよ」という話や、学校での観察における、ある正科生の、「幹部が見るんなら、アンケートに答える者なんていませんよ」という話が、それを裏づけるものである。

ともあれ、調査票は2週間後に回収するという予定で配布された。次

長の努力に対して、心から感謝しなければならない。なお、同じ日、異動が発令された。さいわいにして小規模ではあったが、それによって有効票の数が減少したことは明らかである。その後は、26日と28日に観察が行なわれた。これは、調査票を回収するためでもあった。しかし、次長の度重なる督促にもかかわらず、回収率は低かった。そこで、さらに期限を2週間延長し、回収を終了した。観察したところによれば、大部分は、やはり、提出当日に、署内で記入したようである。

以上が、調査経過のあらましである。結局、署内では、刑事部門と並ぶ捜査部門である防犯少年課の観察を行ないえなかったし、機動捜査隊を観察することもできなかった。しかし、助手という地位に伴う諸事情から、それ以上データ収集のみに時を費すことはできず、その時点で打ち切ったのである。

なお、最終的に調査票が分析に利用された被験者は、以下の通りである。(1) 回収された調査票のうち、第2部後半をまったく欠くもの、および、第2部後半の大部分に回答していないものなどを、さらに排除した。(2) その結果、最終的に分析に付された調査票の数は199である。(3) これは、調査対象となった署における警部補以下の実員（配布時）の正確な数を示すことは、匿名性の確保という要請に反するために、できないので、およその数値を示すと、その70～80%にあたる。(4) 代表性の検討は、所属部門との関係においてのみ、行なうことができた。配布時の実員では、警務+外勤が56.9%、交通が13.4%、刑事が20.2%、防犯が4.2%、警備が5.3%であった。それに対して、分析に付される199の内訳は、警務+外勤が106、交通が20、刑事が44、防犯が8、警備が12、不明が9であった。そこで、不明のものを除き、 χ^2 検定を行なってみると、 $\chi^2=2.44$, $df=4$, $0.75 < Pr < 0.5$ となって、実員と有効サンプルの間には、部門別の分布に関して、有意差がない。したがって有効サンプルは、その限りにおいて、実員の忠実な標本とみなすことができるのである。

以上がデータ収集の経過であった。

- 1) 方法としての観察につき、続 有恒・苧阪良二(編)『心理学 研究法』10, 東京大学出版会, 1974, とくに, その第4章, 三隅二不二・阿部年晴「参加観察法」を参照。ただし, 私は, 方法に関する訓練を受けることができなかったため, まったく素朴に, 見聞したことをノートに書きつけていたにすぎない。
- 2) 参加の形態につき, 三隅・阿部, 前注 1), 165-167 ページを参照。
- 3) James P. Levine, “Methodological Concerns in Studying Supreme Court Efficacy”, *Law and Society Review*, 4, 1970, p. 598 は, それを, 「不純物が混入する率」(gross rate)と呼んでいる。
- 4) 犯罪1件あたりの捜査量を測定しようと試みた, 内山絢子・星野周弘「犯罪一件あたりの捜査量の測定に関する研究1, 捜査時間に影響を及ぼす諸要因の分析」科学警察研究所報告, 防犯少年編, 19巻2号, 1978, 14ページ, 図5によれば, 彼らがデータを収集した15日間に認知から検挙までがなされた事例では, 延勤務時間のうち, 16.5%のみが署内での取調べに費されただけで, 捜査書類作成に20.0%が費され, 以下, 事件検討17.1%, 事件相談14.8%, 現場臨検14.3%の順序になっている。また, 捜査が長期化するほど被疑者との接触時間の割合が小さくなることは, 彼らの研究期間中に検挙に至らなかった事例で, 捜査時間の57.1%が聞き込み・内偵に費されていることから, 推測される。しかも, それらのデータが, 具体的な事件の捜査に直接に使われた勤務時間に対する割合を示しているにすぎないことにも, 注意しなければならない。
- 5) 体系的な観察法につき, 続・苧阪, 前注 1), 第2章, 小川一夫・浜名外喜男「自然的観察法」を参照。警察研究における例として, Donald J. Black and Albert J. Reiss, Jr., “Section I: Patterns of Behavior in Police and Citizen Transactions,” *Field Surveys III: Studies in Crime and Law Enforcement in Major Metropolitan Areas*, Vol. 2, Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office, 1967 と Albert J. Reiss, Jr., “Systematic Observation of Natural Social Phenomena”, Herbert L. Costner (ed.), *Sociological Methodology 1971*, San Francisco: Jossey-Bass, 1971, pp. 3-33 を参照。Reiss らは, 警察官の裁量行動に関して定量的な観察データを得るために, 外勤部門の班と当直割当についてランダム・サンプリングを行ない, 抽出された班の抽出された当直時に観察員を同行させ, 市民との接触があったすべての機会について, 標準化された用紙で記録させ, そのような接触を分析の単位として, 定量的な分析を行なった。

- 6) 観察と質問紙調査を併用することによって、一方の方法による調査設計、データ収集、データ分析が、他方の方法による知見を援用することで改善されるという、互恵的な関係について、Sam D. Sieber, "The Integration of Fieldwork and Survey Methods," *American Journal of Sociology*, 78, 1973, pp. 1335-1359 を参照。彼は、質問紙調査を観察に先行させることの意義も強調しているが、私の調査では、第一線警察署での観察に先立って警察学校での質問紙調査のデータを分析することができなかったため、観察に対する質問紙調査の貢献は、観察データの事後的な分析の段階におけるものにとどまっている。なお、観察と質問紙調査の併用の例について、John W. Bennett and Gustav Thais, "Survey Research in Anthropological Field Work", Raoul Naroll and Ronald Cohen (eds.), *A Handbook of Method in Cultural Anthropology*, New York and London: Columbia University Press, 1973, pp. 316-337 を参照。
- 7) MPI 研究会 (編) 『新・性格検査法—モーズレイ 性格検査—』誠信書房, 1969, を参照。
- 8) 我妻 洋・他『CPI 日本版実施手引』誠信書房, 1967, を参照。
- 9) 実は、本稿においては報告されない分析によれば、それらのパーソナリティ・テストにおけるスコアは、捜査活動において採るべき行動を尋ねる項目への回答との間には、有意な関連性を示さなかった。そのスコアを活用した分析は、別稿に譲りたい。

付録1 質問項目の内容と単純集計

財政的な余裕がなかったので、調査票は、すべて、私自身の手書きの原稿を謄写印刷したものであった。印刷の際には、北海道大学法学部会計掛と妻の協力を得た。ここでは、本文で述べたように、そのうちから、第1部・第2部の質問項目の内容と、回答の分布の単純集計を示すことにする。付録を本文の途中に置くのは異例であるが、分載せざるをえない本稿では、末尾に付すると、データ分析の際に参照することが不可能になってしまうのである。

調査票は、B4版で、横書きであり、左半分を終えてから右半分に続き、右半分を終えると次ページの左半分に続く、という構造になっていた。それは、第1部・第2部を通じて共通である。ここでは、単純集計を兼ねるので、原形のまま全体を示すことはできないが、少なくとも質問内容と回答カテゴリーは、原形のままです。そして、以下の方針を採る。それらは、第2部についても適用される。

(1) 質問の番号は、次のように、ふた通りつけられる。

[1] 1. あなたのお年は、満で何歳ですか。記入して下さい。

この場合、[]で囲まれた方は、以下のデータ分析において引用するものであり、[]で囲まれていない方は、調査票上に記されていた番号である。特殊な場合として、[]で囲まれた番号はあるのに、そうでない番号が存在しないことがある。それは、調査票上では同じ番号の中のサブ質問であったことを示す。その場合、[]内の番号は、分析・引用の都合で付されたものである。

(2) []～[]という形で番号が付されているのは、ひとつの質問に対する回答カテゴリーのそれぞれを独立の変数として分析する可能性に対処したものである。その場合、各回答カテゴリーには、それぞれの順序に対応する番号が、[]内に与えられているものと理解されたい。

(3) 集計は、全体について示すほか、部門間の比較に対する関心に資するために、外勤、刑事という部門別にも示す。それぞれ、「全」「外」「刑」という記号で示される。外勤、刑事以外の部門についての集計は示さないの、示された部門別の数値を合計しても、全体での数値には一致しない。

(4) 無回答は「欠」で示す。

(5) 可能なかぎり無加工のままデータを示したいので、集計は、パーセンテージではなく、分布度数で示す。

(6) そのほか、必要に応じて注釈を付する。

なお、スペースの制約もあり、また、分析の段階では、いちいち、再構成され、より整備された表を示すので、ここでは、以下の簡略な表にとどめたい。

1. 第1部

第1部は、17枚がひとつづりになっていた。

〔1枚目〕

はじめに、あなた自身のことについて、おうかがいします。

〔1〕 1. あたのお年は満で何歳ですか。記入して下さい。

答 _____ 歳

注. 〔2〕への回答を使うので、集計は省略する。

〔2〕 2. それは、下のうちのどれにあたりますか。番号を○でかこんで下さい。

答 1. 24歳以下 2. 25～29歳 3. 30～34歳
 4. 35～39歳 5. 40～44歳 6. 45～49歳
 7. 50～54歳 8. 55歳以上

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	39	37	19	9	18	34	12	12	19	199
外	34	24	7	4	2	13	5	9	5	103
刑	4	3	2	1	11	13	6	2	2	44

〔3〕 3. あなたのお父さんの学歴は、下のうちのどれにあたりますか。番号を○でかこんで下さい。(中退を含みます。)

答 1. なし
 2. 旧制尋常小学校・小学校尋常科・国民学校初等科 新制小学校
 3. 旧制高等小学校・小学校高等科・国民学校高等科 新制中学校
 4. 旧制中学校・師範学校・実業学校・師範2部 新制高等学校
 5. 旧制高等学校・専門学校・高等師範学校・大学予科・大学専門部・
 大学高等師範部 新制短期大学・高等専門学校
 6. 旧制大学・大学院 新制大学・大学院

答	1	2	3	4	5	6	欠	計
全	4	75	53	29	9	3	26	199
外	2	40	27	15	6	3	10	103
刑	0	16	14	10	1	0	3	44

〔4〕 4. あなたが義務教育を終えられた当時、あなたの家庭の生活程度は、経済的にみて、どうでしたか。あてはまるものの番号を、○でかこんで下さい。

付 録

- 答 1. 低かった 2. どちらかと言えば低かった
 3. 平均程度だった 4. どちらかと言えば高かった
 5. 高かった

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	40	108	10	1	19	199
外	12	20	61	5	0	5	103
刑	2	12	25	3	0	2	44

- 〔5〕 5. あなたが義務教育を終えられた当時、あなたが住んでいた市・町・村の人口は、何万人くらいでしたか。あてはまるものの番号を、○でかこんで下さい。(以下、とくに必要がないかぎり、○のつけ方については、省略します。)

- 答 1. 1万人未満 2. 1～4万人 3. 5～9万人
 4. 10～19万人 5. 20～49万人 6. 50万人以上

答	1	2	3	4	5	6	欠	計
全	47	75	22	18	10	6	21	199
外	24	39	16	9	6	4	5	103
刑	12	19	2	7	1	0	3	44

- 〔6〕 6. あなたの学歴は、下のうちのどれにあたりますか。(中退を含みます。)

- 答 1. なし
 2. 旧制尋常小学校・小学校尋常科・国民学校初等科 新制小学校
 3. 旧制高等小学校・小学校高等科・国民学校高等科 新制中学校
 4. 旧制中学校・師範学校・実業学校・師範2部 新制高等学校
 5. 旧制高等学校・専門学校・高等師範学校・大学予科・大学専門部・
 大学高等師範部 新制短期大学・高等専門学校
 6. 旧制大学・大学院 新制大学・大学院

答	1	2	3	4	5	6	欠	計
全	5	6	47	93	8	18	22	199
外	4	4	21	50	4	12	8	103
刑	0	0	16	23	0	3	2	44

- 〔7〕 7. あなたのお父さんは、警察官でしたか。(現在警察官である場合を含みます。)

- 答 0. いいえ 1. はい

答	0	1	欠	計
全	162	19	18	199
外	87	12	4	103
刑	40	2	2	44

- 〔8〕 8. あなたのお兄さんで、警察官をしている方はいますか。(現在やめている場合を含みます。)

答	0.	いいえ	1.	はい
答	0	1	欠	計
全	165	14	20	199
外	93	5	5	103
刑	38	4	2	44

- 〔9〕 9. あなたのおじさん(父方・母方どちらでも)で、警察官をしている方はいますか。(現在やめている場合を含みます。)

答	0.	いいえ	1.	はい
答	0	1	欠	計
全	154	25	20	199
外	82	16	5	103
刑	37	5	2	44

- 〔10〕 10. お父さん・お兄さん・おじさん以外に、あなたの家族や親類で、警察官をしている方はいますか。(現在やめている場合を含みます。)

答	0.	いいえ	1.	はい
答	0	1	欠	計
全	127	53	19	199
外	72	26	5	103
刑	28	14	2	44

〔2枚目〕

- 〔11〕 11. あなたは、警察官以外の職業の経験がありますか。(職業軍人は含みますが、その他の軍隊経験は除きます。)

答	0.	いいえ	1.	はい
答	0	1	欠	計
全	82	98	19	199
外	56	42	5	103
刑	10	32	2	44

付 録

〔12〕 12. あなたは、警察官になることを職業選択の第1志望にしていましたか。

答	0.	いいえ	1.	はい		
答	0		1	欠	計	
全	103	77	19		199	
外	46	52	5		103	
刑	30	12	2		44	

〔13〕 13. あなたは、はじめから自分の考えで、警察官になることを決意したのですか。

答	0.	いいえ	1.	はい	
答	0	1	欠	計	
全	43	135	21	199	
外	20	76	7	103	
刑	10	32	2	44	

〔14〕 その決意は、身近な人で警察官をしていた方の影響を受けていますか。

答	0.	いいえ	1.	はい	
答	0	1	計		
全	102	42	144		
外	53	21	74		
刑	23	13	36		

注. 〔13〕で「はい」と
答えた者に対してのみ。

〔15〕 14. あなたは、警察官になることを決意したとき、警察官という職業に対して、どんなことを期待していましたか。

「収入」という点については、どうでしたか。

答	1.	期待していなかった	2.	どちらかと言えば期待していなかった	3.	どちらとも言えない	4.	どちらかと言えば期待していた	5.	期待していた		
答	1	2	3	4	5	欠	計					
全	32	31	79	21	16	20	199					
外	19	14	43	11	11	5	103					
刑	8	10	16	6	2	2	44					

〔16〕 15. 「昇進」という点については、どうでしたか。(答は、番号だけです)

が、内容は、14. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	19	57	50	38	19	199
外	10	10	31	28	19	5	103
刑	2	2	14	12	12	2	44

〔17〕 16. 「社会的尊敬」という点については、どうでしたか。(15.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	14	54	54	43	20	199
外	9	6	31	31	21	5	103
刑	3	6	11	10	12	2	44

〔18〕 17. 「一般道民への奉仕」という点については、どうでしたか。(15.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	6	51	49	69	19	199
外	3	5	29	29	32	5	103
刑	2	0	10	8	22	2	44

〔19〕 18. 「安定した職業」という点については、どうでしたか。(15.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	5	32	40	96	19	199
外	5	4	16	23	50	5	103
刑	2	1	4	7	28	2	44

〔20〕 19. 「一般道民に対する権限の行使」という点については、どうでしたか。(15.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	4	81	36	46	20	199
外	8	2	45	24	19	5	103
刑	3	2	15	6	16	2	44

〔21〕 20. 「内部の人間関係」という点については、どうでしたか。(15.に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	7	74	38	45	20	199
外	9	2	40	25	22	5	103
刑	4	4	12	8	13	3	44

〔22〕 21. 「自分自身の生活との両立」という点については、どうでしたか。
(15.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	12	73	47	39	19	199
外	4	3	45	28	18	5	103
刑	3	7	8	13	11	2	44

〔23〕 22. 「自分自身の判断で行動できる」という点については、どうでしたか。(15.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	17	76	38	40	19	199
外	4	9	44	20	21	5	103
刑	3	5	13	10	11	2	44

〔24〕 23. 「専門的職業」という点については、どうでしたか。(15.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	4	52	53	62	23	199
外	3	2	32	24	35	7	103
刑	1	1	9	15	14	4	44

〔25〕 24. 「特技を生かす」という点については、どうでしたか。(15.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	16	70	27	32	24	199
外	21	8	38	13	16	7	103
刑	2	5	15	9	8	5	44

〔3枚目〕

〔26〕 25. 「実力本位」という点については、どうでしたか。

- 答 1. 期待していなかった 2. どちらかと言えば期待していなかった
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えば期待していた
 5. 期待していた

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	9	52	55	51	21	199
外	9	4	31	24	29	6	103
刑	1	3	6	15	17	2	44

〔27〕 26. 「正義感の発揮」という点については、どうでしたか。(答は、番号
だけですが、内容は、25.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	1	40	35	100	18	199
外	2	1	26	18	52	4	103
刑	1	0	6	7	28	2	44

〔28〕 27. 「任務のきびしさ」という点については、どうでしたか。(26.に同
じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	5	58	40	71	18	199
外	4	2	33	21	39	4	103
刑	3	1	9	11	18	2	44

〔29〕 28. 「職業の社会的重要性」という点については、どうでしたか。(26.に同
じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	2	2	38	33	106	18	199
外	1	2	23	18	55	4	103
刑	1	0	3	10	28	2	44

〔30〕 29. 「仕事のおもしろさ」という点については、どうでしたか。(26.に同
じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	13	6	79	38	44	19	199
外	9	4	41	21	24	4	103
刑	2	2	18	9	10	3	44

〔31〕 30. 「男らしい職業」という点については、どうでしたか。(26.に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	3	41	40	91	19	199
外	1	3	23	24	48	4	103
刑	3	0	5	8	26	2	44

〔32〕 31. とにかく、あなたは、警察官という職業に対して、強い期待をいただいていた方だと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	4	37	54	81	18	199
外	4	3	20	31	41	4	103
刑	0	1	6	12	23	2	44

〔33〕 32. それでは、警察官という職業に対するあなたの何らかの期待は、今までのところ、みたされていますか。

- 答 1. みたされていない 2. どちらかと言えばみたされていない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばみたされている
 5. みたされている

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	19	52	67	32	19	199
外	5	11	30	34	18	5	103
刑	3	7	5	19	8	2	44

〔34〕 33. あなたは、警察官になることを決意したとき、警察官という職業に対して、どんなイメージを持っていましたか。

「定められた法令を忠実に執行する役割」というイメージはどうでしたか。

- 答 1. 持っていなかった 2. どちらかと言えば持っていなかった
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えば持っていた
 5. 持っていた

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	4	27	62	83	18	199
外	4	1	17	39	38	4	103
刑	1	1	2	11	27	2	44

〔35〕 34. それでは、「国家・社会の治安確保の第一線を担う役割」というイメージはどうでしたか。(答は、番号だけですが、内容は、33. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	3	31	47	95	18	199
外	5	1	19	23	51	4	103
刑	0	0	2	14	26	2	44

〔36〕 35. それでは、「一般道民の日常的でささやかな要求に奉仕する役割」というイメージはどうでしたか。(34. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	3	4	47	58	66	21	199
外	3	3	30	26	34	7	103
刑	0	0	7	16	19	2	44

〔37〕 36. それでは、「一般道民の先頭に立って社会道徳を維持・強化する役割」というイメージはどうでしたか。(34. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	2	52	58	63	18	199
外	5	1	31	29	33	4	103
刑	1	0	8	16	17	2	44

〔38〕 37. とにかく、あなたは、警察官という職業に対して、はっきりしたイメージを持っていた方だと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	3	9	40	48	81	18	199
外	2	5	25	29	38	4	103
刑	0	0	6	10	26	2	44

〔4枚目〕

〔39〕 38. それでは、警察官という職業に対するあなたの何らかのイメージは、現実と一致しましたか。

- 答 1. 一致しなかった 2. どちらかと言えば一致しなかった
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えば一致した

5. 一致した

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	22	59	65	28	18	199
外	4	14	31	36	14	4	103
刑	2	7	10	17	6	2	44

39. あなたが警察官になることを決意した直接の動機は、実際のところ、
 どのような理由だったのですか。簡単に記入して下さい。

答 _____

注. 定量的分析には付されないので, [] 付きの番号はなく, 集計もされない。

[40] 40. あなたは、警察官になることを決心したとき、とくにこのような部門
 を進んでいきたいという希望を、何か持っていましたか。

答 0. いいえ 1. はい

答	0	1	欠	計
全	68	105	26	199
外	39	56	8	103
刑	11	29	4	44

[41] それは、下のうちのどの部門でしたか。

答 1. 総務・警務部門 2. 外勤部門 3. 交通部門
 4. 防犯・少年部門 5. 鑑識部門 6. 刑事捜査部門
 7. 警備・公安部門

答	1	2	3	4	5	6	7
全	3	17	17	14	2	52	9
外	1	13	7	5	2	25	6
刑	2	2	2	5	0	20	1

注. [40] で「はい」と答えた者に対してのみ。ただし、指示が行き届かず合計は一致しない。

[42] それでは、そのようなあなたの希望は、これまでのところ、かなえられていますか。

答 0. いいえ 1. はい

答 0 1
 全 61 59
 外 42 21
 刑 11 22

注. [40] で「はい」と答えた者に対してのみ。ただし、指示が行き届かず合計は一致しない。

- [43] 41. あなたが警察官になったのは、満何歳のときですか。記入して下さい。(初任科入学またはそれに相当するときです。)

答 _____ 歳

注. [44] への回答を使うので、集計は省略する。

- [44] 42. それは、下のうちのどれにあたりますか。

答 1. 19歳以下 2. 20～21歳 3. 22～23歳 4. 24～25歳
 5. 26～27歳 6. 28～29歳 7. 30歳以上

答	1	2	3	4	5	6	7	欠	計
全	70	40	38	22	4	18	0	25	199
外	46	15	19	12	4	3	0	4	103
刑	12	14	9	6	1	0	0	2	44

- [45] 43. それでは、そのときから数えて、約何年(何カ月)になりますか。記入して下さい。

答 _____ 年 _____ 月

注. [46] への回答を使うので、集計は省略する。

- [46] 44. それは、下のうちのどれにあたりますか。

答 1. 1年未満 2. 1年以上2年未満
 3. 2年以上5年未満 4. 5年以上10年未満
 5. 10年以上15年未満 6. 15年以上20年未満
 7. 20年以上25年未満 8. 25年以上30年未満
 9. 30年以上

答	1	2	3	4	5
全	1	14	35	33	17
外	1	13	29	17	7
刑	0	1	2	7	0

答	6	7	8	9	欠	計
全	7	28	34	11	19	199
外	2	8	14	7	5	103
刑	2	13	13	4	2	44

付 録

45. 下のうちで、あなたが所属していたことのあるのは、どれですか。あてはまるもの全部の番号を、○でかこんで下さい。2つ以上ある場合は、そのうちで、一番長くいたことのあるもの（同じもので2カ所以上ある場合は、通算して下さい）の番号を、とくに◎でかこんで下さい。（現在を含む。）

- 答 1. 道本部（学校教官を含む） 2. 方面本部
 3. 警察官200人以上の警察署 4. 100～199人の警察署
 5. 80～99人の警察署 6. 50～79人の警察署
 7. 30～49人の警察署 8. 29人以下の警察署

〔47〕～〔54〕 所属したことがあるもの。

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠
全	28	6	154	26	6	30	26	6	20
外	16	1	86	11	1	12	13	3	5
刑	6	5	37	7	4	11	7	3	2

注. 複数回答がありうるため、合計は、各集計区分の総人数を超える。

〔55〕 複数回答をした場合の、最長のもの。

答	1	2	3	4	5	6	7	8
全	8	1	107	9	2	15	10	3
外	6	0	63	3	0	5	6	2
刑	1	1	21	3	2	5	1	1

46. 下のうちで、あなたが所属していたことのあるのは、どれですか。あてはまるもの全部の番号を、○でかこんで下さい。2つ以上ある場合は、そのうちで、一番長くいたことのあるもの（同じもので2回以上ある場合は、通算して下さい）の番号を、とくに◎でかこんで下さい。（現在を含む。）

- 答 1. 札幌方面 2. 函館方面 3. 旭川方面
 4. 北見方面 5. 釧路方面

注. 北海道警察は、これら5方面に分かれており、道警本部が直轄する札幌方面以外には、方面本部が置かれている。

〔56〕～〔60〕 所属したことがあるもの。

答	1	2	3	4	5	欠
全	164	14	12	9	12	20
外	90	7	4	4	4	5
刑	37	6	7	5	4	2

注. 複数回答がありうるので、合計は、各集計区分の総人数を超える。

〔61〕 複数回答をした場合の、最長のもの。

答	1	2	3	4	5
全	144	6	9	5	8
外	84	3	3	2	3
刑	27	3	5	2	3

〔5枚目〕

47. 下のうちで、あなたが所属していたことのあるのは、どれですか。あてはまるもの全部の番号を、○でかこんで下さい。2つ以上ある場合は、そのうちで、一番長くいたことのあるもの（同じもので2回以上ある場合は、通算して下さい）の番号を、とくに◎でかこんで下さい。（現在を含む。）

- 答 1. 総務・警務部門 2. 外勤部門 3. 交通部門
 4. 防犯・少年部門 5. 鑑識部門 6. 刑事捜査部門
 7. 警備・公安部門

〔62〕～〔68〕 所属したことがあるもの。

答	1	2	3	4	5	6	7	欠
全	11	156	26	17	4	53	23	21
外	5	91	8	2	1	14	9	6
刑	1	35	4	5	3	37	3	2

注. 複数回答がありうるので、合計は、各集計区分の総人数を超える。

〔69〕 複数回答をした場合の、最長のもの。

答	1	2	3	4	5	6	7
全	5	98	11	3	2	27	13
外	2	73	3	1	1	5	6
刑	1	9	1	1	1	21	0

48. それでは、そのうちで、とくに満足した（満足している）というものはありますか。

- 答 1. 総務・警務部門 2. 外勤部門 3. 交通部門
 4. 防犯・少年部門 5. 鑑識部門 6. 刑事捜査部門
 7. 警備・公安部門 8. とくにない

[70]～[77] とくに満足した（満足している）もの。

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠
全	4	62	12	7	1	38	11	44	21
外	2	50	2	3	0	7	5	29	6
刑	0	4	2	0	1	29	0	5	3

注. 複数回答がありうるので、合計が、集計区分の総人数を超えているものがある。

49. それでは、まったく満足できなかった（満足できないでいる）というものはありますか。

- 答 1. 総務・警務部門 2. 外勤部門 3. 交通部門
 4. 防犯・少年部門 5. 鑑識部門 6. 刑事捜査部門
 7. 警備・公安部門 8. とくにない

[78]～[85] まったく満足できなかった（満足できないでいる）もの。

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠
全	3	18	3	1	0	3	2	135	36
外	2	11	3	0	0	1	0	73	14
刑	0	4	0	0	0	2	2	30	7

注. 複数回答がありうるので、合計が、集計区分の総人数を超えているものがある。

[86] 50. あなたの現在の階級は、どれですか。

- 答 1. 巡査 2. 巡査長 3. 巡査部長 4. 警部補
 5. 警部 6. 警視 7. 警視正

答	1	2	3	4	5	6	7	欠	計
全	88	37	44	10	0	0	0	20	199
外	63	14	20	1	0	0	0	5	103
刑	10	12	14	6	0	0	0	2	44

〔87〕 51. あなたは、まじめな希望として、どの階級まで昇進したいと考えていますか。

答	1.	巡 査	2.	巡査長	3.	巡査部長	4.	警部補		
	5.	警 部	6.	警 視	7.	警 視 正	8.	警視正より上		
答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	6	3	24	55	41	22	17	3	28	199
外	4	2	15	24	24	10	11	3	10	103
刑	1	0	4	14	10	9	2	0	4	44

〔88〕 52. それでは、あなた自身の現実的な予測では、確実に昇進できるのは、どの階級までだと思いますか。

答	1.	巡 査	2.	巡査長	3.	巡査部長	4.	警部補		
	5.	警 部	6.	警 視	7.	警 視 正	8.	警視正より上	(具体的に記入して下さい)	
答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	6	7	42	63	33	8	8	0	32	199
外	6	5	23	29	17	5	6	0	12	103
刑	0	0	11	15	9	3	0	0	6	44

〔89〕 53. 現在、あなたは、下のうちのどの部門に属していますか。

答	1.	警 務	2.	外 勤・署内	3.	外勤・派出所
	4.	外勤・駐在所	5.	交通・事件	6.	交通・規制
	7.	交通・指導	8.	防犯・保安	9.	防犯・少年
	10.	刑事・庶務	11.	刑事・鑑識	12.	刑事・盗犯
	13.	刑事・強行犯	14.	刑事・知能犯	15.	刑事・暴力犯
	16.	警備・事件	17.	警備・公安		
	18.	その他(具体的に記入して下さい)				

注. 配布時の所属部門を使うので、集計は省略する。

〔90〕 54. 今後は、どの部門を進んでいきたいと希望していますか。

答	1.	総務・警務部門	2.	外勤部門	3.	交通部門				
	4.	防犯・少年部門	5.	鑑識部門	6.	刑事捜査部門				
	7.	警備・公安部門	8.	とくにない						
答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	7	37	21	14	7	49	13	31	20	199
外	1	30	10	8	4	15	10	20	5	103
刑	1	6	0	0	2	31	0	1	3	44

〔91〕 55. その希望は、かなえられると思いますか。

答 0. いいえ 1. はい

答 0 1 欠 計

全 34 97 68 199

外 26 44 33 103

刑 5 31 8 44

〔92〕 56. あなたは、これまでに、警察官をやめて他の職業につきたいと、まじめに考えたことはありますか。

答 0. いいえ 1. はい

答 0 1 欠 計

全 125 54 20 199

外 69 29 5 103

刑 30 11 3 44

〔6枚目〕

〔93〕 57. それでは、まじめな希望として、今後チャンスがあれば、警察官をやめて他の職業につきたいと考えていますか。

答 0. いいえ 1. はい

答 0 1 欠 計

全 142 35 22 199

外 75 22 6 103

刑 34 8 2 44

〔94〕 58. あなたは、今後、下のうちのどんな所で勤務していきたいと希望していますか。

答 1. 道本部(学校教官を含む) 2. 方面本部

3. 警察官200人以上程度の警察署

4. 100~199人程度の警察署 5. 80~99人程度の警察署

6. 50~79人程度の警察署 7. 30~49人程度の警察署

8. 29人以下程度の警察署 9. とくにない

答 1 2 3 4 5

全 27 2 113 9 4

外 18 2 56 6 1

刑 8 0 26 1 2

答 6 7 8 9 欠 計

全 6 2 16 20 20 199

外 3 0 2 9 6 103

刑 3 0 0 2 2 44

〔95〕 59. それでは、その希望は、かなえられると思いますか。

答	0.	いいえ	1.	はい			
答	0		1	欠			計
全	43	87	69				199
外	28	47	28				103
刑	10	24	10				44

〔96〕 60. あなたは、今後、下のうちのどこで勤務していきたいと希望していますか。

答	1.	札幌方面	2.	函館方面	3.	旭川方面		
	4.	北見方面	5.	釧路方面	6.	とくにない		
答	1	2	3	4	5	6	欠	計
全	153	9	4	1	1	12	19	199
外	84	4	3	0	1	6	5	103
刑	37	2	1	1	1	1	2	44

〔97〕 61. それでは、その希望は、かなえられると思いますか。

答	0.	いいえ	1.	はい		
答	0		1	欠		計
全	55	90	54			199
外	29	53	21			103
刑	16	24	4			44

注. 問 62 は抹消したので省略する。

〔98〕 63. あなたは、現在の階級に満足していますか。

答	1.	不満足	2.	どちらかと言えば不満足	3.	どちらとも言えない	4.	どちらかと言えば満足	5.	満足している
答	1	2	3	4	5	欠				計
全	53	29	43	21	33	20				199
外	36	10	26	9	17	5				103
刑	11	11	6	6	7	3				44

〔99〕 64. それでは、現在の部門に満足していますか。(答は、番号ですが、内容は、63. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	21	43	24	73	21	199
外	13	12	29	11	32	6	103
刑	3	6	5	6	21	3	44

付 録

〔100〕 65. それでは、現在の勤務警察署に満足していますか。(64. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	4	27	34	106	20	199
外	6	1	19	15	57	5	103
刑	1	2	3	12	23	3	44

〔101〕 66. それでは、現在の給与その他の待遇に満足していますか。(64. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	26	42	37	31	19	199
外	30	16	24	17	12	4	103
刑	6	6	7	11	11	3	44

〔102〕 67. それでは、そもそも警察官になったのはまちがいだったと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えば、そうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	92	28	45	8	4	22	199
外	48	15	26	5	3	6	103
刑	26	10	4	0	1	3	44

〔103〕 68. それでは、あなたに男のお子さんがあるとした場合、巡査からたたきあげの警察官になることをすすめますか。(答は、番号だけですが、内容は、67. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	86	4	57	6	22	24	199
外	40	1	38	5	13	6	103
刑	24	2	4	1	9	4	44

〔104〕 69. あなたは、結婚していますか。

- 答 1. いいえ 2. はい 3. 離婚 4. 死別

答	1	2	3	4	欠	計
全	44	132	2	0	21	199
外	36	60	2	0	5	103
刑	6	35	0	0	3	44

〔7枚目〕

〔105〕 70. あなたの収入で生活している方は、あなたを含めて、何人いますか。

答 _____人

答(人)	0	1	2	3	4	5	6	欠	計
全	3	42	24	57	51	11	1	10	199
外	2	34	12	27	17	2	1	8	103
刑	1	3	7	11	16	6	0	0	44

〔106〕 71. あなたには、同居している家族が、いますか。

答 0. いない 1. いる

答	0	1	欠	計
全	76	118	5	199
外	41	59	3	103
刑	17	27	0	44

〔107〕 72. あなたの家族は、あなたの警察官という立場をよく理解してくれていると思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	1	2	24	34	136	2	199
外	1	1	17	23	59	2	103
刑	0	0	1	4	39	0	44

〔108〕 73. あなたのすまいは、下のうちのどれですか。

答 1. 自分の家(自分の土地) 2. 自分の家(借地)
 3. 官舎(借りあげ住宅・独身寮を含む) 4. 借家
 5. 借間 6. 下宿 7. その他(具体的に記入して下さい)

答	1	2	3	4	5	6	7	欠	計
全	71	7	67	19	21	4	7	3	199
外	33	4	34	13	8	2	6	3	103
刑	22	2	14	1	4	1	0	0	44

ひきつづいて、警察官という職業の一般的なことがらについて、ごく簡単におうかがいします。

〔109〕 1. あなたは、「警察に対する一般道民の協力」は、十分だと思いますか。

(答は、番号だけですが、内容は、前ページの72.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	46	40	77	23	11	2	199
外	24	17	43	11	6	2	103
刑	13	11	15	4	1	0	44

注. 同じ7枚目の上の右側ページに変わった時に質問内容も変化したので、調査票上の番号は、新たに始まっている。

〔110〕 2. それでは、その点で、何か不十分な点があるとするれば、その原因は、主としてどちらがわにあると思いますか。

答 0. 道民側 1. どちらとも言えない 2. 警察側

答	0	1	2	欠	計
全	20	146	29	4	199
外	10	73	17	3	103
刑	3	35	6	0	44

〔111〕 3. あなたは、「警察に対する一般道民の反感」は、かなり強いと思いますか。(1. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	24	29	90	30	24	2	199
外	7	17	47	19	11	2	103
刑	6	8	19	6	5	0	44

〔112〕 4. それでは、一般道民が反発を感じるがあるとするれば、その原因は、主としてどちらがわにあると思いますか。

答 0. 道民側 1. どちらとも言えない 2. 警察側

答	0	1	2	欠	計
全	15	154	25	5	199
外	6	79	15	3	103
刑	3	36	2	0	44

〔113〕 5. あなたは、「一般道民の多数は、警察官をヨソモノのように感じてい

る。」と思いますか。(1. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	23	83	26	25	2	199
外	16	13	46	15	11	2	103
刑	14	3	16	4	7	0	44

〔114〕 6. それでは、一般道民がそのような感じを持つことがあるとすれば、その原因は、主としてどちらがわにあると思いますか。

答 0. 道民側 1. どちらとも言えない 2. 警察側

答	0	1	2	欠	計
全	20	149	20	10	199
外	9	78	11	5	103
刑	4	33	5	2	44

〔8枚目〕

〔115〕 7. あなたは、「一般道民の多数は、警察官という職業を高くみている。」と思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	24	91	39	21	3	199
外	12	16	47	17	8	3	103
刑	2	8	13	14	7	0	44

〔116〕 8. それでは、一般道民が警察官という職業を軽んじることがあるとすれば、その原因は、主としてどちらがわにあると思いますか。

答 0. 道民側 1. どちらとも言えない 2. 警察側

答	0	1	2	欠	計
全	30	137	25	7	199
外	16	69	14	4	103
刑	9	29	6	0	44

〔117〕 9. あなたは、「一般道民の大多数に親しまれる警察など、そもそも実現不可能だ。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、7.と同じです。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	68	30	60	16	21	4	199
外	26	16	33	10	15	3	103
刑	23	7	7	2	4	1	44

- 〔118〕 10. それでは、「警察としては、一般道民からの評判を気にせず、どんな仕事をすればよいのだ。」と思いますか。(9.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	62	23	66	26	18	4	199
外	30	11	37	13	9	3	103
刑	17	8	7	5	6	1	44

- 〔119〕 11. それでは、「警察官は、一般道民とはあまりつき合うべきでない。」と思いますか。(9.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	114	20	50	9	2	4	199
外	50	11	32	6	1	3	103
刑	36	4	1	1	1	1	44

- 〔120〕 12. あなたは、「試験による昇任は、本当の実力を反映している。」と思いますか。(9.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	67	19	67	28	13	5	199
外	28	11	40	13	7	4	103
刑	23	6	6	5	3	1	44

- 〔121〕 13. それでは、「昇任試験の合格判定は、まったく公正に行われている。」と思いますか。(9.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	19	79	35	27	4	199
外	14	7	50	16	13	3	103
刑	12	6	11	9	5	1	44

- 〔122〕 14. それでは、「昇任試験では、たとえ道警内部でのタテマエに一致しない考えでも、それなりにスジが通っていれば合格できる。」と思いますか。(9.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	20	73	29	36	4	199
外	17	11	40	15	17	3	103
刑	8	7	13	7	8	1	44

〔123〕 15. それでは、「部門によっては、とくに昇任試験の準備をしやすいところがある。」と思いますか。(9.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	8	93	26	44	10	199
外	7	3	62	10	14	7	103
刑	5	2	8	9	19	1	44

〔124〕 それでは、一番有利なのは、下のうちのどれですか。

- 答 1. 総務・警務部門 2. 外勤部門 3. 交通部門
 4. 防犯・少年部門 5. 鑑識部門 6. 刑事捜査部門
 7. 警備・公安部門

答	1	2	3	4	5	6	7
全	43	5	1	0	0	3	22
外	15	1	1	0	0	1	9
刑	16	0	0	0	0	2	9

注. 〔123〕で「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と答えた者に対して。

〔125〕 16. それでは、「部門によっては、昇任試験のときに、とくに有利に扱われているものがある。」と思いますか。(9.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	38	8	100	17	24	12	199
外	16	4	65	3	5	10	103
刑	13	3	10	7	9	2	44

〔126〕 それでは、一番有利なのは、下のうちのどれですか。

- 答 1. 総務・警務部門 2. 外勤部門 3. 交通部門
 4. 防犯・少年部門 5. 鑑識部門 6. 刑事捜査部門
 7. 警備・公安部門

付 録

答	1	2	3	4	5	6	7
全	36	5	1	0	0	1	7
外	8	1	0	0	0	1	4
刑	16	0	0	0	0	0	2

注. [125] で「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と答えた者に対して。

〔9枚目〕

〔127〕 17. それでは、「年数によって昇任できるみちを、もっとひろげるべきだ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	2	63	40	77	3	199
外	8	0	33	20	40	2	103
刑	2	1	9	12	19	1	44

〔128〕 18. それでは、「実績によって昇任できるみちを、もっとひろげるべきだ。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、17. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	7	69	36	74	3	199
外	4	2	40	18	37	2	103
刑	1	2	10	10	20	1	44

〔129〕 19. それでは、「昇任しようと努力するのは、警察官としてきわめて重要なことだ。」と思いますか。(18. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	2	71	42	70	3	199
外	7	0	40	24	30	2	103
刑	1	1	13	10	18	1	44

〔130〕 20. あなたは、「外勤・刑事などさまざまな部門への配置にあたっては、警察官個人の適性がよく考えられている。」と思いますか。(18. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	10	89	37	31	3	199
外	17	5	48	15	16	2	103
刑	7	2	12	14	8	1	44

〔131〕 21. それでは、「さまざまな部門への配置にあたっては、警察官個人の希望をもっときくべきだ。」と思いますか。(18.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	1	2	50	47	93	6	199
外	1	0	28	28	43	3	103
刑	0	0	5	10	28	1	44

〔132〕 22. あなたは、「転勤にあたっては、警察官個人の事情がよく考えられている。」と思いますか。(18.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	59	33	77	15	11	4	199
外	25	22	40	6	7	3	103
刑	22	5	13	3	0	1	44

〔133〕 23. それでは、「転勤にあたっては、警察官個人の希望をもっときくべきだ。」と思いますか。(18.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	4	50	41	96	4	199
外	2	1	26	26	45	3	103
刑	1	1	8	4	29	1	44

〔134〕 24. あなたは、「全体的に見て、道警での人事はきわめて公正に行われている。」と思いますか。(18.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	19	98	30	14	4	199
外	14	8	54	16	8	3	103
刑	12	7	12	9	3	1	44

〔135〕 25. あなたは、「大学卒の者が、優遇されすぎている。」と思いますか。(18.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	16	92	22	22	3	199
外	17	6	51	12	15	2	103
刑	18	7	13	2	3	1	44

〔136〕 26. それでは、「国家公務員上級職甲に合格した者が、優遇されすぎている。」

付 録

る。」と意思ですか。(18.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	12	91	35	42	3	199
外	4	5	54	16	22	2	103
刑	6	5	11	8	13	1	44

〔137〕 27. あなたは、警察官として、自分の責任で、ある程度大きなことが判断できるのは、どの階級からだと思ひますか。

- 答 1. 巡査から 2. 巡査部長から 3. 警部補から
 4. 警部から 5. 警視から
 6. それ以上(具体的に記入して下さい)

答	1	2	3	4	5	6	欠	計
全	24	30	29	72	22	6	16	199
外	13	18	14	35	9	5	9	103
刑	4	3	7	21	8	0	1	44

〔10枚目〕

〔138〕 28. あなたは、道警内部で、とくに重視されている分野があると思ひますか。あるとすれば、一番重視されているのは、どこだと思ひますか。

- 答 1. とくにきわだって重視されているものはない
 2. 総務・警務部門 3. 外勤部門 4. 交通部門
 5. 防犯・少年部門 6. 鑑識部門 7. 刑事捜査部門
 8. 警備・公安部門

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	83	7	14	61	0	0	12	11	11	199
外	44	2	8	29	0	0	7	5	8	103
刑	18	1	0	17	0	0	4	2	2	44

〔139〕 29. それでは、とくに軽視されている分野があると思ひますか。あるとすれば、一番軽視されているのは、どこだと思ひますか。

- 答 1. とくにきわだって軽視されているものはない
 2. 総務・警務部門 3. 外勤部門 4. 交通部門
 5. 防犯・少年部門 6. 鑑識部門 7. 刑事捜査部門
 8. 警備・公安部門

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	133	6	35	1	1	4	6	3	10	199
外	62	3	29	1	0	2	0	0	6	103
刑	32	0	2	0	0	2	6	0	2	44

- 〔140〕 30. あなたは、一般道民の多数から、とくに期待されている分野があると思いますか。あるとすれば、一番期待されているのは、どこだと思いますか。

答 1. とくにきわだっているものはない 2. 総務・警務部門
3. 外勤部門 4. 交通部門 5. 防犯・少年部門
6. 鑑識部門 7. 刑事捜査部門 8. 警備・公安部門

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	62	1	31	35	2	1	56	0	11	199
外	35	1	19	20	0	1	22	0	5	103
刑	9	0	2	7	0	0	21	0	5	44

- 〔141〕 31. あなたは、「道警内部でもっと重視されるべきだ。」と思う分野がありますか。あるとすれば、一番強くそう思うのは、どこですか。

答 1. とくにどれということはない 2. 総務・警務部門
3. 外勤部門 4. 交通部門 5. 防犯・少年部門
6. 鑑識部門 7. 刑事捜査部門 8. 警備・公安部門

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	90	0	43	18	1	1	28	7	11	199
外	47	0	32	10	0	0	6	2	6	103
刑	19	0	2	0	0	1	16	1	2	44

- 〔142〕 32. それでは、「警察にふさわしくない任務もある。」と思う分野がありますか。あるとすれば、一番強くそう思うのは、どこですか。

答 1. そんなことは思わない 2. 総務・警務部門
3. 外勤部門 4. 交通部門 5. 防犯・少年部門
6. 鑑識部門 7. 刑事捜査部門 8. 警備・公安部門

答	1	2	3	4	5	6	7	8	欠	計
全	156	7	9	8	1	2	2	3	11	199
外	82	4	7	3	0	1	0	1	5	103
刑	37	2	0	2	0	0	1	0	2	44

- 〔143〕 33. あなたは、警察官が上司の命令に従うのは、実際のところ、どんな理由からだと思いますか。まず、「命令と服従の関係が確立してこそ警察の任務はうまく達成される」と考えているからだと思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う

5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	5	55	41	85	4	199
外	8	2	32	19	39	3	103
刑	0	3	3	9	28	1	44

〔144〕 34. それでは、「上司の命令の内容が賛成できるものだ」からだと思いませんか。(答は、番号だけですが、内容は、33.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	13	79	36	33	7	199
外	20	5	43	17	13	5	103
刑	7	4	8	10	14	1	44

〔11枚目〕

〔145〕 35. それでは、「命令に反した行動をすると、内部的な処分を受けるおそれがあるから。」だと思いませんか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	13	71	37	44	5	199
外	10	4	39	20	26	4	103
刑	8	6	12	7	10	1	44

〔146〕 36. それでは、「要するに、指揮・命令を受けなければならないことだから。」だと思いませんか。(答は番号だけですが、内容は35.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	14	67	43	41	4	199
外	11	7	35	24	23	3	103
刑	10	4	8	9	12	1	44

〔147〕 37. それでは、「あえて反対してトラブルを起こしたくはないから。」だと思いませんか。(36.と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	46	19	71	27	32	4	199
外	19	10	44	14	13	3	103
刑	16	6	7	5	9	1	44

〔148〕 38. それでは、「上司が尊敬できる人だから。」だと思いますか。(36. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	48	18	104	14	11	4	199
外	24	10	52	9	5	3	103
刑	12	5	19	3	4	1	44

〔149〕 39. それでは、「要するに、従っておけばマチガイはないだろうと思うから。」だと思いますか。(36. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	24	84	25	25	4	199
外	15	10	47	17	11	3	103
刑	12	9	10	2	10	1	44

〔150〕 40. それでは、「あえて反対して成績評価のうえでマイナスになってもつまらないから。」だと思いますか。(36. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	13	23	12	16	103	199
外	14	6	13	6	4	60	103
刑	10	5	5	2	10	12	44

〔151〕 41. あなたは、巡査や巡査部長クラスの警察官には、署内でのさまざまな事柄について発言したり提案したりする機会が、十分に与えられていると思いますか。(36. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	33	74	21	33	4	199
外	12	18	42	8	20	3	103
刑	16	6	9	6	6	1	44

〔152〕 42. それでは、警部補クラスには、十分に与えられていると思いますか。(36. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	21	95	28	25	5	199
外	11	7	54	13	15	3	103
刑	10	5	15	7	5	2	44

〔153〕 43. それでは、一般的に言って、そのような機会をもっと与えるべきだと思いますか。(36.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	4	72	46	66	7	199
外	1	0	41	24	33	4	103
刑	1	2	11	9	19	2	44

〔154〕 44. あなたは、巡査や巡査部長クラスには、具体的な事件での捜査のやりかたについて発言したり、提案したりする機会が、十分に与えられていると思いますか。(36.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	34	78	28	23	4	199
外	16	15	47	11	11	3	103
刑	9	13	9	8	4	1	44

〔155〕 45. それでは、警部補クラスには、十分に与えられていると思いますか。(36.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	14	91	41	33	5	199
外	7	4	52	18	18	4	103
刑	5	8	15	8	7	1	44

〔156〕 46. それでは、一般的に言って、そのような機会をもっと与えるべきだと思いますか。(36.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	3	73	44	69	6	199
外	3	0	44	21	30	5	103
刑	1	1	8	10	23	1	44

〔12枚目〕

〔157〕 47. あなたは、道警内部では、待遇について一般の警察官が発言する機会は、十分に与えられていると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	56	34	74	11	15	9	199
外	27	17	41	6	8	4	103
刑	21	4	12	3	3	1	44

〔158〕 48. それでは、そのような機会をもっと与えるべきだと思いますか。(答は番号だけですが、内容は、47.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	6	53	51	80	5	199
外	2	3	31	25	39	3	103
刑	2	0	5	12	23	2	44

〔159〕 49. あなたは、待遇について、警察官が組織を作って発言することも考えるべきだと思いますか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	16	80	33	32	3	199
外	14	5	48	16	18	2	103
刑	10	5	12	7	9	1	44

〔160〕 50. それでは、同じようにして、刑罰法規の立法や改正について発言することも考えるべきだと思いますか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	52	10	87	26	21	3	199
外	21	4	54	11	11	2	103
刑	21	3	7	6	6	1	44

〔161〕 51. あなたは、超過勤務についた場合、その時間は、ほぼ実際どおりに申告されていると思いますか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	57	23	67	19	30	3	199
外	23	13	42	12	11	2	103
刑	18	5	7	2	11	1	44

〔162〕 52. それでは、超過勤務に対する手当は、ほぼ申告どおりに支給されていると思いますか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	95	25	61	9	6	3	199
外	45	17	30	5	4	2	103
刑	27	3	9	2	2	1	44

〔163〕 53. あなたは、「たとえ手当が支給される場合でも、超過勤務を命じるこ

とは、できるだけひかえるべきだ。」と意思ですか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	19	74	28	31	3	199
外	21	8	41	15	16	2	103
刑	17	6	8	6	6	1	44

- [164] 54. それでは、「手当がきちんと支給されさえすれば、超過勤務を命じることは、そんなにひかえる必要はない。」と意思ですか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	26	67	24	49	3	199
外	10	16	40	12	23	2	103
刑	14	4	6	4	15	1	44

- [165] 55. それでは、「たとえ手当が完全には支給されない場合でも、必要に応じて超過勤務を命じることは、何らひかえる必要はない。」と意思ですか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	23	86	21	36	5	199
外	10	12	48	10	20	3	103
刑	8	7	10	5	12	2	44

- [166] 56. あなたは、「たとえ手当が完全に支給されない場合でも、自らすすんで超過勤務につくくらいでなければ、警察官としては失格である。」と意思ですか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	16	75	35	43	3	199
外	13	8	43	13	24	2	103
刑	9	3	10	11	10	1	44

- [167] 57. それでは、56.の「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると意思ですか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	18	90	28	29	6	199
外	12	8	52	13	14	4	103
刑	10	5	10	7	10	2	44

- [168] 58. それでは、あなたが所属する警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。(48.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	13	99	28	30	6	199
外	10	7	52	14	15	5	103
刑	8	4	16	6	9	1	44

[13枚目]

- [169] 59. それでは、一般道民の多数も、その考えを支持すると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	24	9	101	18	36	11	199
外	9	4	51	13	20	6	103
刑	8	3	19	2	10	2	44

- [170] 60. それでは、マスコミも、その考えを支持すると思いますか。(答は番号だけですが、内容は、59.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	13	113	20	22	5	199
外	13	6	59	9	13	3	103
刑	8	6	18	5	6	1	44

- [171] 61. あなたは、犯罪の「全件解決」というのは、本当に実現可能な目標だと思いませんか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	52	29	68	26	19	5	199
外	24	12	39	17	9	2	103
刑	18	10	7	3	5	1	44

- [172] 62. あなたは、「犯人検挙の能率は、あくまで『全件解決』を基準にして評価すべきだ。」と思いませんか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	25	67	35	37	5	199
外	15	11	40	18	17	2	103
刑	9	9	6	7	11	2	44

付 録

〔173〕 63. それでは、道警内部でのタテマエも、62.の「 」内の考えだと思えますか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	7	87	29	46	5	199
外	10	2	46	19	23	3	103
刑	11	1	14	5	12	1	44

〔174〕 64. それでは、あなたが所属する警察署の幹部も、そうだと思いますか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	7	91	36	40	5	199
外	8	2	48	24	18	3	103
刑	9	2	13	6	13	1	44

〔175〕 65. それでは、一般道民の多数も、そういう考えだと思いますか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	6	87	26	46	13	199
外	9	2	50	20	18	4	103
刑	9	3	10	2	16	4	44

〔176〕 66. あなたは、「公務以外の私生活上のことに対する干渉が多すぎる。」と思えますか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	22	112	10	14	8	199
外	13	10	64	4	8	4	103
刑	13	9	15	2	4	1	44

〔177〕 67. それでは、「公務以外の自分の時間の中でも拘束されることが多すぎる。」と思えますか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	20	113	13	13	6	199
外	15	12	60	5	8	3	103
刑	13	7	17	1	5	1	44

〔178〕 68. あなたは、「警察官にも、公務以外のときに、個人として政治的発言

をする自由を、もっと認めるべきだ。」と思いますか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	21	104	16	13	5	199
外	16	10	57	9	9	2	103
刑	16	10	12	2	3	1	44

〔179〕 69. それでは、「警察官にも、普通の地方公務員と同じ程度の自由を、もっと認めるべきだ。」と思いますか。(60.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	20	76	37	36	4	199
外	12	10	42	17	20	2	103
刑	9	6	7	11	10	1	44

〔14枚目〕

〔180〕 70. それでは、「警察官にも、普通の地方公務員と同じ程度の勤労者としての権利を、正面から認めるべきだ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	11	95	25	30	6	199
外	14	4	49	16	17	3	103
刑	11	4	11	8	8	2	44

〔181〕 71. あなたの場合、実績評価の基準になるような「ノルマ」的なものは与えられていますか。

- 答 1. そんなものはまったくない
2. 「ノルマ」とは言えないが「努力目標」的なものはある
3. 「ノルマ」がある

答	1	2	3	欠	計
全	66	75	20	38	199
外	32	35	13	23	103
刑	9	21	7	7	44

〔182〕 それは、あなたが所属する警察署独自のものですか、それとも、道警内部で共通のものですか。

- 答 1. 共通のもの 2. 両方が入りまじっている

付 録

3. 独自のもの

答	1	2	3
全	35	37	14
外	19	18	7
刑	12	9	3

注. [181] で2. または3. を選択した者に対して。ただし、指示が行き届かず合計は一致しない。

[183] あなたは、自分はそれを気にしている方だと思いますか。(答は番号だけです。内容は、70. と同じです。)

答	1	2	3	4	5
全	10	10	37	23	37
外	3	7	19	12	14
刑	3	3	8	6	15

注. [181] で2. または3. を選択した者に対して。ただし、指示が行き届かず合計は一致しない。

[184] 72. あなたは、警察官の給与は、その苦勞に見合ったものだと思いますか。(71. の [183] に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	70	33	75	12	6	3	199
外	43	15	36	5	2	2	103
刑	12	10	14	4	3	1	44

[185] 73. それでは、福利厚生の方は、その苦勞に見合ったものだと思いますか。(71. の [183] に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	65	32	74	13	11	4	199
外	35	15	39	8	4	2	103
刑	15	9	14	2	3	1	44

[186] 74. あなたは、「いつになったら休めるのかあらかじめわかるように、定期的な勤務体制をできるだけ守るべきだ。」と思いますか。(71. の [183] に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	4	66	40	74	3	199
外	6	2	34	25	34	2	103
刑	5	2	8	8	20	1	44

〔187〕 75. あなたは、「警察官も、有給休暇の権利をもっと活用すべきだ。」と思いますか。(71. の〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	1	1	42	41	110	4	199
外	1	0	24	25	51	2	103
刑	0	0	2	10	30	2	44

〔188〕 76. それでは、「現在は、休暇を申し出るのがはばかれる空気が強い。」と思いますか。(71. の〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	14	73	30	56	4	199
外	13	9	45	11	22	3	103
刑	5	4	5	12	17	1	44

〔189〕 77. それでは、「現在は、ようやく休暇を申し出ても、結局はとりやめさせられることがかなりある。」と思いますか。(71. の〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	33	76	19	32	4	199
外	20	17	41	9	13	3	103
刑	9	12	9	3	10	1	44

〔15枚目〕

〔190〕 78. あなたは、「現在は、せっかくの休暇や休みの日でも、召集されることがかなりある。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	27	59	35	29	8	199
外	30	12	38	11	7	5	103
刑	5	8	4	15	11	1	44

〔191〕 79. それでは、「召集は、必要最小限度にして、できるだけ通常の勤務体制を守るべきだ。」と思いますか。(答は番号ですが、内容は、78. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	11	58	33	75	4	199
外	7	3	31	16	43	3	103
刑	6	3	9	10	15	1	44

付 録

〔192〕 80. あなたは、「現在は、せっかくの休暇や休みの日でも、自宅待機になることがかなりある。」と思いますか。(79.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	27	71	23	29	5	199
外	26	14	42	9	9	3	103
刑	13	7	6	6	11	1	44

〔193〕 81. それでは、「それに対して手当が支給されるのであれば、かなりひんばんに自宅待機がかかってもかまわない。」と思いますか。(79.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	69	38	63	14	11	4	199
外	34	19	38	5	4	3	103
刑	20	12	4	2	5	1	44

〔194〕 82. それでは、「たとえ手当が支給されるようになったとしても、できるだけ通常の勤務体制を守るべきだ。」と思いますか。(79.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	5	62	40	72	5	199
外	4	1	31	23	41	3	103
刑	6	2	10	10	14	2	44

〔195〕 83. それでは、「たとえ手当が支給されなくても、必要に応じて自宅待機を命じることは、何らひかえる必要はない。」と思いますか。(79.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	28	82	20	23	7	199
外	20	10	46	8	15	4	103
刑	9	11	10	7	5	2	44

〔196〕 84. あなたは、署内待機・自宅待機・夜間出勤・召集などあらゆる形を含めて見た場合、通常の勤務体制からはずれた勤務体制が命じられたときには、「ほぼそれに見合うだけの成果があがっている。」と思いますか。(79.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	19	94	32	21	5	199
外	13	8	54	14	10	4	103
刑	12	5	11	8	7	1	44

- [197] 85. あなたは、超過勤務がひんぱんになるのは、「警察としてあたりまえの正しいことだ。」と思いますか。それとも、「正しいとは言えないが、警察力の現状から考えて、やむをえないことだ。」と思いますか。

答 1. 正しいことでもやむをえないことでもない
2. やむをえないことだ 3. 正しいことだ

答	1	2	3	欠	計
全	25	147	15	12	199
外	16	72	7	8	103
刑	2	39	1	2	44

- [198] 86. それでは、道警内部でのタテマエとしての考えでは、どうだと思いますか。(答は番号だけですが、内容は、85. と同じです。)

答	1	2	3	欠	計
全	23	141	27	8	199
外	11	72	15	5	103
刑	6	32	4	2	44

- [199] 87. それでは、あなたが所属する警察署の幹部の考えでは、どうだと思いますか。(86. に同じ。)

答	1	2	3	欠	計
全	21	133	37	8	199
外	10	70	18	5	103
刑	6	31	5	2	44

- [200] 88. それでは、一般道民の多数の考えでは、どうだと思いますか。(86. に同じ。)

答	1	2	3	欠	計
全	35	114	43	7	199
外	20	53	25	5	103
刑	10	28	5	1	44

[16枚目]

- [201] 89. それでは、マスコミは、どう考えていると思いますか。

答 1. 正しいことでもやむをえないことでもない
2. やむをえないことだ 3. 正しいことだ

答	1	2	3	欠	計
全	35	120	34	10	199
外	22	54	20	7	103
刑	6	31	6	1	44

付 録

〔202〕 90. あなたは、「与えられた人員が通常の勤務体制で処理可能な限度をこえるものは、処理できないとしてもやむをえないのだ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	21	76	32	36	4	199
外	17	11	44	16	13	2	103
刑	7	3	13	12	8	1	44

〔203〕 91. それでは、90. の「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えから支持されると思いますか。(答は番号ですが、内容は、90. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	46	13	90	20	26	4	199
外	20	6	53	8	14	2	103
刑	13	5	13	7	5	1	44

〔204〕 92. それでは、あなたが所属している警察署の幹部の考えから支持されると思いますか。(91. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	16	87	23	28	4	199
外	20	6	51	8	16	2	103
刑	10	4	14	9	6	1	44

〔205〕 93. それでは、一般道民の多数の考えから支持されると思いますか。(91. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	19	94	20	23	4	199
外	19	10	51	7	14	2	103
刑	10	6	12	9	6	1	44

〔206〕 94. それでは、マスコミから支持されると思いますか。(91. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	13	98	20	22	5	199
外	20	6	55	7	12	3	103
刑	11	5	13	8	6	1	44

- 〔207〕 95. あなたは、「与えられた人員を最大限に動員し、實際上可能な限度いっぱいの超過勤務体制を組んで処理にあたったが、どうしても犯人検挙の能率が上がらない。」という場合、その警察署の実績としては、やはりマイナスになると思いますか。(91.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	17	70	27	52	4	199
外	15	8	37	14	27	2	103
刑	9	3	8	7	16	1	44

- 〔208〕 96. それでは、そのような努力にもかかわらず、一般道民の多数は、やはり非難をあげると思いますか。(91.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	12	67	39	65	4	199
外	8	5	37	17	34	2	103
刑	2	2	9	13	17	1	44

- 〔209〕 97. それでは、マスコミは、やはり非難をあげると思いますか。(91.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	9	65	41	68	4	199
外	6	4	38	21	32	2	103
刑	2	1	8	13	19	1	44

- 〔210〕 98. あなたは、「人事についてとやかく言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(91.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	43	21	105	13	12	5	199
外	22	10	55	7	6	3	103
刑	14	5	16	4	4	1	44

- 〔211〕 99. それでは、「上司の命令についてとやかく言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(91.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	21	98	17	10	4	199
外	21	14	51	9	6	2	103
刑	18	4	14	5	2	1	44

付 録

〔212〕 100. それでは、「発言や提案の機会がほしいなどと言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(91.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	75	37	72	6	5	4	199
外	41	20	36	3	1	2	103
刑	19	10	13	0	1	1	44

〔17枚目〕

〔213〕 101. それでは、「手当を完全に支給してほしいなどと言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	91	35	59	2	6	6	199
外	47	20	28	1	4	3	103
刑	23	10	8	0	1	2	44

〔214〕 102. それでは、「警察官の組織を作ろうなどと言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(答は番号だけですが、内容は、101.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	38	19	91	22	24	5	199
外	22	9	46	12	11	3	103
刑	11	5	17	5	5	1	44

〔215〕 103. それでは、「超過勤務をおさえてほしいなどと言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	29	90	17	14	5	199
外	26	15	45	6	8	3	103
刑	12	7	15	7	2	1	44

〔216〕 104. それでは、「公務時間外の自由がほしいなどと言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	63	39	71	9	11	6	199
外	33	19	38	5	4	4	103
刑	20	8	11	2	2	1	44

[217] 105. それでは、「勤労者としての権利がほしいなどと言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	29	80	17	19	5	199
外	28	15	40	9	8	3	103
刑	14	6	13	5	5	1	44

[218] 106. それでは、「有給休暇を活用したいなどと言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	90	35	57	7	5	5	199
外	46	18	31	4	1	3	103
刑	25	8	7	1	2	1	44

[219] 107. それでは、「給与についてとやかく言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	78	37	67	3	9	5	199
外	39	18	36	2	5	3	103
刑	21	10	10	0	2	1	44

[220] 108. それでは、「一人の市民としての生活を十分に味わいたいなどと言うのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	84	36	59	10	5	5	199
外	42	19	34	4	1	3	103
刑	24	8	6	3	2	1	44

[221] 109. それでは、「与えられた任務以外のことを考えるのは、警察官としては失格だ。」と思いますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	73	35	69	10	6	6	199
外	34	18	38	6	3	4	103
刑	22	8	8	3	2	1	44

[222] 110. それでは、道警内部でのタテマエでも、大体において、98.～109.

付 録

の「 」内のような考えが強いといますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	19	99	24	24	5	199
外	16	9	57	11	7	3	103
刑	9	2	18	8	6	1	44

〔223〕 111. それでは、あなたが所属する警察署の幹部の考えでも、それらが強いといますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	18	97	28	25	6	199
外	14	7	57	13	9	3	103
刑	9	2	19	9	4	1	44

〔224〕 112. それでは、一般道民の多数の考えでも、それらが強いといますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	19	111	23	17	6	199
外	15	6	60	11	8	3	103
刑	7	5	23	4	4	1	44

〔225〕 113. それでは、マスコミでも、大体において、98.～109.の「 」内のような考えが強いといますか。(102.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	18	111	24	20	6	199
外	11	7	62	12	8	3	103
刑	7	4	23	5	4	1	44

2. 第2部前半

本文で第2部前半と呼ばれた部分は、15枚がひとつづりになっていた。表の読み方は、第1部と同様である。

〔1枚目〕

ここでは、法律・犯罪・犯罪者・捜査活動などについて、ごく一般的なことを、おろかがいします。中心は、捜査活動についての質問です。

- 〔1〕 1. あなたは、「法律がもっときびしくなれば、犯罪はもっと少なくなる。」と思いますか。あてはまるものの番号を、○でかこんで下さい。(以下、とくに必要がないかぎり、答え方については、省略します。)

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	14	65	41	53	4	199
外	12	4	37	21	25	4	103
刑	6	3	10	14	11	0	44

- 〔2〕 2. あなたは、「どんな人でも、毎日の生活の中では、多少の不正をしなければやっていけない。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、1.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	82	17	64	19	14	3	199
外	33	12	38	10	7	3	103
刑	26	1	6	6	5	0	44

- 〔3〕 3. あなたは、「今の法律は、金持には都合良く、貧乏人には都合悪くできている。」と思いますか。(2.と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	75	14	68	22	17	3	199
外	35	8	37	12	8	3	103
刑	25	2	7	5	5	0	44

〔4〕 4. あなたは、「犯罪者は、処罰するよりも、治療すべきだ。」と思いますか。(2.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	60	23	59	17	36	4	199
外	26	12	32	12	17	4	103
刑	21	3	10	3	7	0	44

〔5〕 5. あなたは、「死刑は廃止すべきだ。」と思いますか。(2.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	112	16	47	10	11	3	199
外	50	8	27	8	7	3	103
刑	34	4	6	0	0	0	44

〔6〕 6. あなたは、「たとえ自分は賛成できなくても、一度定められた法律には従うべきだ。」と思いますか。(2.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	13	3	37	30	112	4	199
外	8	1	18	20	53	3	103
刑	3	0	8	4	28	1	44

〔7〕 7. あなたは、「被疑者に対して黙秘権を認めるのは行き過ぎだ。」と思いますか。(2.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	58	21	56	32	29	3	199
外	28	10	33	16	13	3	103
刑	18	6	6	6	8	0	44

〔8〕 8. あなたは、「凶悪犯罪が増加するのは、犯罪者の権利を尊重しすぎるからだ。」と思いますか。(2.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	56	13	58	32	37	3	199
外	29	7	33	13	18	3	103
刑	19	2	8	7	8	0	44

〔9〕 9. あなたは、「重すぎる刑罰というのは、犯罪を防止するためには、かえって効果がない。」と思いますか。(2.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	100	26	56	5	9	3	199
外	42	11	37	4	6	3	103
刑	31	6	7	0	0	0	44

〔2枚目〕

〔10〕 10. あなたは、「犯罪者に対しては、教えさとすことよりも、きびしく罰することの方が効果的だ。」と思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	12	90	22	41	9	199
外	12	6	45	14	18	8	103
刑	8	3	16	5	11	1	44

〔11〕 11. あなたは、「犯罪者に対しては、社会は、きびしく処罰することによって復しゅうすべきだ。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、10.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	51	24	63	21	34	6	199
外	23	13	34	11	18	4	103
刑	17	6	10	4	6	1	44

〔12〕 12. あなたは、「危険な思想を持った人間は、社会に危害を及ぼす前に捕えるべきだ。」と思いますか。(11.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	16	67	24	40	3	199
外	20	9	39	17	15	3	103
刑	18	4	9	2	11	0	44

〔13〕 13. あなたは、「いつかは、刑罰を必要としない社会がくる。」と思いますか。(11.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	132	14	39	2	9	3	199
外	59	7	27	2	5	3	103
刑	35	2	4	0	3	0	44

〔14〕 14. あなたは、「刑罰がもっときびしくなれば、法律はもっと尊重される。」
と
思いますか。(11.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	38	20	69	20	47	5	199
外	16	10	39	12	21	5	103
刑	14	7	10	3	10	0	44

〔15〕 15. あなたは、「警察の力がもっと強くなれば、社会はもっと良くなる。」
と
思いますか。(11.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	14	83	24	37	4	199
外	20	4	38	18	19	4	103
刑	9	6	19	4	6	0	44

〔16〕 16. あなたは、「刑罰法規である以上、それに違反していることが明らか
な行為はすべて処罰しなければ、意味はない。」と
思いますか。(11.に
同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	23	73	31	32	3	199
外	11	12	42	19	16	3	103
刑	13	6	9	8	8	0	44

〔17〕 17. それでは、「たとえ刑罰法規に違反していることが明らかな行為であ
っても、事情によっては処罰しないようなゆうづりをきかせるべきだ。」
と
思いますか。(11.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	16	62	22	52	4	199
外	8	7	34	26	24	4	103
刑	11	7	6	8	12	0	44

〔18〕 18. それでは、「刑罰法規の適用にゆうづりをきかせるくらいならば、は
じめから処罰の範囲をせばめて規定すべきだ。」と
思いますか。(11.に
同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	73	23	64	14	22	3	199
外	32	13	38	7	10	3	103
刑	22	7	9	2	4	0	44

- 〔19〕 19. それでは、「たとえゆうづうをきかせて適用しないことがあるとしても、はじめから処罰の範囲をせばめるなどという必要はない。」と思いますか。(11.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	9	64	30	69	4	199
外	8	4	36	22	29	4	103
刑	8	4	8	6	18	0	44

〔3枚目〕

- 〔20〕 20. それでは、「警察の段階では、刑罰法規に反することが明らかな行為は、すべて犯罪として立件すべきだ。」と思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	18	64	37	33	7	199
外	15	7	41	22	13	5	103
刑	13	8	9	7	6	1	44

- 〔21〕 21. それでは、「警察の段階でも、刑罰法規に違反していることが明らかな行為について、事情によってゆうづうをきかせて犯罪として立件しなくてもよいような範囲を、もっと広げるべきだ。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、20.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	24	71	31	30	4	199
外	22	15	35	14	14	3	103
刑	9	4	12	9	10	0	44

- 〔22〕 22. あなたは、「刑罰法規は、できるだけこまかく規定した方がよい。」と思いますか。(21.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	14	73	34	55	4	199
外	8	11	41	16	24	3	103
刑	6	1	10	11	16	0	44

- 〔23〕 23. それでは、「刑罰法規は、どちらかと言えばおおまかに規定した方がよい。」と思いますか。(21.に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	58	29	78	19	11	4	199
外	24	17	45	9	5	3	103
刑	22	7	8	7	0	0	44

〔24〕 24. あなたは、「たとえ社会がどんなに変わろうとも、刑罰法規によってあくまで禁止すべき行為がある。」と思いますか。(21.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	6	75	9	84	8	199
外	9	3	41	8	37	5	103
刑	6	0	9	1	28	0	44

〔25〕 25. それでは、「たとえ現在の法律では犯罪とは言えない行為でも、警察としてはあくまで取締るべき行為がある。」と思いますか。(21.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	46	11	107	6	24	5	199
外	16	8	61	2	13	3	103
刑	19	2	15	2	6	0	44

〔26〕 26. それでは、「たとえ将来法律が変わって犯罪ではなくなったとしても、警察としてはあくまで取締るべき行為がある。」と思いますか。(21.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	56	11	103	3	17	9	199
外	21	7	60	1	9	5	103
刑	21	1	15	2	4	1	44

〔4枚目〕

〔27〕 27. それでは、「現在の法律では刑罰の対象となっている行為でも、将来は刑罰の対象からはずすべき行為がある。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	15	129	3	13	6	199
外	13	7	70	1	7	5	103
刑	15	4	21	1	3	0	44

- [28] 28. それでは、「現在の法律では刑罰の対象となっていない行為でも、将来は刑罰の対象とすべき行為がある。」と思いますか。(答は、番号だけです。内容は、27.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	11	131	3	27	7	199
外	5	6	74	1	12	5	103
刑	10	2	22	1	9	0	44

- [29] 29. それでは、「現在の法律では刑罰の対象となっている行為でも、警察としては取締る必要のない行為がある。」と思いますか。(28.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	43	13	121	2	12	8	199
外	16	9	66	1	6	5	103
刑	18	3	19	1	3	0	44

- [30] 30. あなたは、「教育というものが、犯罪予防にきわめて役立っている。」と思いますか。(28.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	4	49	34	101	3	199
外	5	3	30	18	44	3	103
刑	3	0	7	7	27	0	44

- [31] 31. それでは、「家庭というものが、犯罪予防にきわめて役立っている。」と思いますか。(28.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	3	1	41	38	113	3	199
外	3	1	24	20	52	3	103
刑	0	0	3	9	32	0	44

- [32] 32. それでは、「職場というものが、犯罪予防にきわめて役立っている。」と思いますか。(28.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	11	73	34	66	4	199
外	8	7	40	20	24	4	103
刑	2	2	10	6	24	0	44

付 録

〔33〕 33. それでは、「マスコミというものが、犯罪予防にきわめて役立っている。」と思いますか。(28.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	16	80	27	41	3	199
外	19	7	44	13	17	3	103
刑	5	7	13	9	10	0	44

〔5枚目〕

〔34〕 34. それでは、「民間の防犯活動が、犯罪予防にきわめて役立っている。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	11	63	50	54	7	199
外	7	6	36	26	24	4	103
刑	3	2	11	10	17	1	44

〔35〕 35. それでは、「警察の防犯活動が、犯罪予防にきわめて役立っている。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、34.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	4	56	64	60	4	199
外	8	3	27	29	33	3	103
刑	0	0	10	17	16	1	44

〔36〕 36. それでは、「警察の捜査活動が、犯罪予防にきわめて役立っている。」と思いますか。(35.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	3	43	52	89	4	199
外	2	2	25	26	45	3	103
刑	3	0	5	14	21	1	44

〔37〕 37. あなたは、「刑務所での教育が、犯罪者の立直りにきわめて役立っている。」と思いますか。(35.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	15	98	31	32	6	199
外	10	7	53	14	14	5	103
刑	4	5	21	7	6	1	44

[38] 38. それでは、「裁判所での審理が、犯罪者の立直りにきわめて役立っている。」と思いますか。(35.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	12	98	37	25	5	199
外	10	4	55	21	9	4	103
刑	6	4	20	6	7	1	44

[39] 39. それでは、「警察での取調べが、犯罪者の立直りにきわめて役立っている。」と思いますか。(35.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	9	91	49	33	6	199
外	6	5	52	19	17	4	103
刑	4	2	16	15	6	1	44

[40] 40. あなたは、「生まれつきの犯罪者というのは、たしかに存在する。」と思いますか。(35.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	79	18	60	15	23	4	199
外	45	7	30	6	12	3	103
刑	22	6	10	0	5	1	44

[41] 41. それでは、「どんな人でも、ちょっとしたはずみで犯罪を行ってしまう可能性を持っている。」と思いますか。(35.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	7	44	43	95	4	199
外	2	4	25	22	47	3	103
刑	2	1	4	9	27	1	44

[42] 42. あなたは、「たとえ現在は犯罪を行っていないとしても、いつか犯罪を行うかも知れないという場合には、つね日頃からその人を監視しているべきだ。」と思いますか。(35.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	17	103	13	18	6	199
外	18	11	56	5	9	4	103
刑	18	5	12	3	5	1	44

付 録

〔43〕 43. それでは、「警察としては、いかなる人に対してであれ、具体的な犯罪のはっきりとした容疑が出ない以上は、まったく注意を払っている必要はない。」と思いますか。(35.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	73	29	76	5	12	4	199
外	35	16	43	1	5	3	103
刑	21	6	9	3	4	1	44

〔6 枚目〕

〔44〕 44. 被疑者がはっきりしない場合、まず前科者を調査するという方法は、現実の捜査では、どの程度に有効だと思いますか。「窃盗」の捜査ではどうですか。

- 答 1. ほとんど有効ではない 2. それほど有効ではない
 3. どちらとも言えない 4. まあ有効である
 5. きわめて有効である

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	0	5	54	72	61	7	199
外	0	3	33	28	34	5	103
刑	0	2	2	24	15	1	44

〔45〕 45. それでは、「強盗」の捜査ではどうですか。(答は、番号だけですが、内容は、44.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	0	4	63	78	49	5	199
外	0	3	37	36	23	4	103
刑	0	1	8	22	12	1	44

〔46〕 46. それでは、「殺人」の捜査ではどうですか。(45.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	19	93	49	25	6	199
外	4	8	46	29	11	5	103
刑	0	7	20	10	6	1	44

〔47〕 47. それでは、「強姦」の捜査ではどうですか。(45.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	0	5	70	63	55	6	199
外	0	2	39	36	21	5	103
刑	0	1	12	18	12	1	44

[48] 48. それでは、「カクセイ剤の密売」の捜査ではどうですか。(45.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	2	5	54	47	86	5	199
外	1	1	34	21	42	4	103
刑	0	3	5	16	19	1	44

[49] 49. それでは、「ひき逃げ」の捜査ではどうですか。(45.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	38	93	13	11	10	199
外	15	14	52	8	8	6	103
刑	7	17	15	2	1	2	44

[50] 50. それでは、「手製バクダンなどの爆発物の使用」の捜査ではどうですか。(45.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	9	66	58	56	5	199
外	2	2	38	27	30	4	103
刑	3	6	12	16	6	1	44

[51] 51. それでは、「前科者の動きを日頃からつかんでおくことが、自分にとって、きわめて重要な使命の一つだ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	3	47	54	85	5	199
外	3	1	27	26	42	4	103
刑	1	2	5	16	19	1	44

[52] 52. それでは、「前科者の動きを日頃からつかんでおく」ということは、道警内部のタテマエでは、どの程度まで要求されていると思いますか。

- 答 1. ほとんど要求されていない
 2. どちらかと言えばそんなに要求されていない
 3. どちらとも言えない
 4. どちらかと言えば強く要求されている
 5. 強く要求されている

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	2	8	80	59	43	7	199
外	0	4	47	26	20	6	103
刑	0	2	9	21	11	1	44

〔53〕 それでは、それは、警察官個人の実績として高く評価されていると思いますか。

- 答 1. ほとんど評価されていない
 2. どちらかと言えばそんなに評価されていない
 3. どちらとも言えない
 4. どちらかと言えば高く評価されている
 5. 高く評価されている

答	1	2	3	4	5
全	3	7	27	42	22
外	0	2	9	21	10
刑	2	2	10	15	5

注. 〔52〕で4. または5. を選択した者に対して。

〔7枚目〕

〔54〕 53. それでは、「前科者の動きを日頃からつかんでおく」ということは、一般道民の多数から、どの程度まで支持されていると思いますか。

- 答 1. ほとんど支持されていない
 2. どちらかと言えばそんなに支持されていない
 3. どちらとも言えない
 4. どちらかと言えば支持されている
 5. 強く支持されている

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	16	104	46	23	5	199
外	4	8	58	17	12	4	103
刑	0	3	19	16	5	1	44

〔55〕 54. ときどき、「警察官として有能な者の中には、犯罪捜査に役立つ情報を提供してくれる協力者を、個人的に確保している者が多い。」ということをお聞きしますが、それは、本当でしょうか。まず、「盗犯」捜査の関係では、どうでしょうか。

- 答 1. そんなことはない 2. どちらかと言えばそんなことはない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えば本当である
 5. 本当である

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	3	86	30	70	6	199
外	4	1	56	13	24	5	103
刑	0	0	5	6	32	1	44

〔56〕 55. それでは、「強行犯」捜査の関係では、どうでしょうか。(答は、番号
だけですが、内容は、54.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	5	109	27	45	6	199
外	4	3	66	9	16	5	103
刑	1	1	11	9	21	1	44

〔57〕 56. それでは、「知能犯」捜査の関係では、どうでしょうか。(55.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	6	104	30	47	6	199
外	3	3	64	12	16	5	103
刑	2	1	11	9	20	1	44

〔58〕 57. それでは、「暴力犯」捜査の関係では、どうでしょうか。(55.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	4	98	29	55	7	199
外	3	3	61	13	18	5	103
刑	2	0	8	9	24	1	44

〔8枚目〕

〔59〕 58. それでは、「交通事犯」捜査の関係では、どうでしょうか。

- 答 1. そんなことはない 2. どちらかと言えばそんなことはない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えば本当である
5. 本当である

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	11	123	17	25	6	199
外	7	6	71	4	10	5	103
刑	4	2	20	7	10	1	44

〔60〕 59. それでは、「警備・公安事犯」捜査の関係では、どうでしょうか。(答
は、番号だけですが、内容は、58.と同じです。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	5	116	27	36	7	199
外	5	3	66	8	15	6	103
刑	2	2	18	10	11	1	44

[61] 60. それでは、「個人的な協力者を確保することが、自分にとって、きわめて重要な使命の一つだ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	3	3	56	50	81	6	199
外	1	2	36	30	29	5	103
刑	1	1	4	8	29	1	44

[62] 61. それでは、「個人的な協力者を確保する」ということは、道警内部のタテマエでは、どの程度まで要求されていると思いますか。

- 答 1. ほとんど要求されていない
 2. どちらかと言えばそんなに要求されていない
 3. どちらとも言えない
 4. どちらかと言えば強く要求されている
 5. 強く要求されている

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	7	93	53	37	5	199
外	3	4	54	26	12	4	103
刑	0	3	9	14	17	1	44

[63] それでは、それは、警察官個人の実績として高く評価されていると思いますか。

- 答 1. ほとんど評価されていない
 2. どちらかと言えばそんなに評価されていない
 3. どちらとも言えない
 4. どちらかと言えば高く評価されている
 5. 高く評価されている

答	1	2	3	4	5
全	1	6	30	39	27
外	1	3	15	14	8
刑	0	2	6	12	13

注. [62] で4. または5. を選択した者に対して。

[64] 62. それでは、「個人的な協力者を確保する」ということは、一般道民の多数から、どの程度まで支持されていると思いますか。

- 答 1. ほとんど支持されていない
 2. どちらかと言えばそんなに支持されていない
 3. どちらとも言えない
 4. どちらかと言えば支持されている
 5. 強く支持されている

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	13	119	38	16	6	199
外	4	6	68	11	9	5	103
刑	1	6	17	15	4	1	44

[9 枚目]

[65] 63. あなたは、「警察の捜査というのは、裁判所の判断（有罪か無罪か、どの罰条を適用するか、どんな刑を科するか、など）のために資料を集める活動だ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	16	61	28	73	7	199
外	7	8	36	18	29	5	103
刑	6	4	2	6	24	2	44

[66] 64. それでは、「警察の捜査というのは、検察庁の判断（起訴か起訴猶予か不起訴か、どの罰条を適用するか、どんな求刑をするか、など）のために資料を集める活動だ。」と思いますか。（答は、番号だけですが、内容は、63. と同じです。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	14	66	27	67	7	199
外	9	8	41	14	26	5	103
刑	8	3	4	4	23	2	44

〔67〕 65. それでは、「警察の捜査というのは、警察自身の判断（犯罪の嫌疑があるかどうか、どの罰条を適用するか、検察庁に送致するか、など）のために資料を集める警察独自の活動だ。」と思いますか。（64.に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	15	60	22	68	7	199
外	16	9	40	12	21	5	103
刑	6	3	2	3	28	2	44

〔68〕 66. それでは、63. から 65. までのあなたの考えは、道警内部のタテマエと、一致していると思いますか。（64.に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	8	86	21	72	7	199
外	4	6	51	9	28	5	103
刑	1	1	7	7	26	2	44

〔69〕 67. それでは、63. から 65. までのあなたの考えは、一般道民の多数の考えと、一致していると思いますか。（64.に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	7	101	23	55	8	199
外	5	4	56	10	23	5	103
刑	0	2	11	12	16	3	44

〔70〕 68. 検挙された被疑者のうちで、累犯者は、大体何割くらいいると思いますか。記入して下さい。まず、「盗犯」関係では、どうですか。

答 約_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4		
全	2	13	13	25	14		
外	0	5	9	10	8		
刑	0	3	3	8	3		
答	5	6	7	8	9	欠	計
全	18	27	18	17	5	47	199
外	10	15	10	5	1	30	103
刑	3	6	4	8	3	3	44

〔71〕 69. それでは、「強行犯」関係では、どうだと思えますか。

答 約_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4		
全	1	25	27	21	11		
外	0	10	12	7	7		
刑	0	8	7	7	2		
答	5	6	7	8	9	欠	計
全	26	14	6	11	3	54	199
外	15	10	4	6	1	31	103
刑	5	2	2	3	1	7	44

[72] 70. それでは、「知能犯」関係では、どうだと思えますか。

答 約_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5	
全	5	31	21	30	8	21	
外	4	11	9	14	5	10	
刑	0	8	8	9	1	5	
答	6	7	8	9	10	欠	計
全	9	5	10	3	1	55	199
外	6	4	6	1	1	32	103
刑	1	1	3	0	0	8	44

[73] 71. それでは、「暴力犯」関係では、どうだと思えますか。

答 約_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5	
全	1	13	12	14	14	17	
外	0	7	5	7	4	11	
刑	0	1	2	4	4	4	
答	6	7	8	9	10	欠	計
全	13	13	32	12	5	53	199
外	7	7	16	6	2	31	103
刑	5	1	9	4	3	7	44

[74] 72. それでは、「交通事犯」関係では、どうだと思えますか。

答 約_____割くらい

付 録

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	7	30	20	25	9	28		
外	3	15	8	12	5	13		
刑	1	7	9	6	1	7		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	4	4	7	4	5	56	199	
外	4	1	3	3	3	33	103	
刑	0	2	1	0	2	8	44	

〔75〕 73. それでは、「警備・公安事犯」関係では、どうだと思いますか。

答 約_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	7	29	22	23	7	17		
外	4	10	10	13	2	9		
刑	0	9	7	5	2	4		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	6	6	10	5	7	60	199	
外	4	6	3	4	5	33	103	
刑	0	0	4	0	2	11	44	

〔10枚目〕

〔76〕 74. あなたは、具体的な犯罪の捜査にあたって、「ほかからの干渉が多すぎる。」と思いませんか。まず、「裁判所」からの干渉についてはどうですか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計	
全	61	20	106	0	5	7	199	
外	28	6	61	0	3	5	103	
刑	16	10	15	0	2	1	44	

〔77〕 75. それでは、「検察庁」からの干渉については、どうですか。(答は、番号だけですが、内容は、74.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	28	117	3	2	7	199
外	18	12	65	2	1	5	103
刑	11	11	19	1	1	1	44

[78] 76. それでは、「道警本部」からの干渉については、どうですか。(75.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	19	121	11	9	7	199
外	15	9	66	3	5	5	103
刑	7	3	22	8	3	1	44

[79] 77. それでは、「ほかの警察署」からの干渉については、どうですか。(75.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	68	26	96	1	1	7	199
外	25	13	58	1	1	5	103
刑	24	7	12	0	0	1	44

[80] 78. それでは、「ほかの課や係あるいは班(またはそれらに相当するもの)」からの干渉については、どうですか。(75.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	61	29	99	1	2	7	199
外	24	12	60	1	1	5	103
刑	21	9	12	0	1	1	44

[11枚目]

[81] 79. それでは、「自分の上司」からの干渉については、どうですか。(75.に同じ。)

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	18	109	9	12	7	199
外	18	7	62	5	6	5	103
刑	14	5	16	3	5	1	44

付 録

〔82〕 80. それでは、「弁護士」からの干渉については、どうですか。(答は、番号だけですが、内容は、79.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	54	21	111	5	2	6	199
外	21	8	66	1	2	5	103
刑	18	9	16	0	0	1	44

〔83〕 81. それでは、「マスコミ」からの干渉については、どうですか。(80.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	38	23	112	9	11	6	199
外	13	9	68	2	6	5	103
刑	14	9	15	2	3	1	44

〔84〕 82. あなたは、「階級の低い警察官にも、犯罪捜査のうえでの権限を、もっと与えるべきだ。」と思いますか。まず、「巡査」クラスについては、どうですか。(80.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	21	118	2	17	7	199
外	11	6	71	0	9	6	103
刑	11	11	17	1	3	1	44

〔85〕 83. それでは、「巡査部長」クラスについては、どうですか。(80.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	22	123	3	9	9	199
外	11	9	70	0	6	7	103
刑	13	9	18	2	0	2	44

〔86〕 84. それでは、「警部補」クラスについては、どうですか。(80.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	17	124	8	9	7	199
外	11	6	73	2	6	5	103
刑	13	8	16	4	1	2	44

〔12枚目〕

〔87〕 85. ときどき、「犯罪の全件解決が捜査の目標だ。」ということを聞きますが、そういうスローガンが本当にタテマエになっていると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	6	79	22	69	16	199
外	2	2	45	14	28	12	103
刑	3	0	8	7	24	2	44

- [88] それでは、そういうスローガンが警察官個人の実績をはかる尺度の一つになっていると思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、上と同じです。)

答	1	2	3	4	5
全	14	6	18	21	28
外	5	3	8	13	10
刑	7	2	7	4	11

注. [87] で4. または5. を選択した者に対して。

- [89] それでは、そういうスローガンが警察署ごとの実績をはかる尺度の一つになっていると思いますか。(上に同じ。)

答	1	2	3	4	5
全	9	5	14	25	40
外	5	3	6	13	13
刑	3	0	5	8	17

注. [87] で4. または5. を選択した者に対して。

- [90] 86. それでは、「与えられた人員・予算と通常の勤務体制で達成できるところをタテマエとしての目標にすべきだ。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、85. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	17	80	29	44	11	199
外	9	8	43	13	22	8	103
刑	4	7	12	8	11	2	44

- [91] 87. それでは、タテマエとしての目標を86. に示したように引き下げるということは、一般道民の多数から支持されると思いますか。(86. に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	15	91	13	25	13	199
外	15	7	52	10	11	8	103
刑	13	6	15	2	5	3	44

- [92] 88. それでは、タテマエとしての目標を 86. に示したように引き下げるといふことは、道警の上層部によって支持されると思いますか。(86.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	21	92	10	21	11	199
外	18	10	55	4	9	7	103
刑	10	9	16	1	5	3	44

- [93] 89. あなたは、「捜査活動の中で、指揮を受けなければならないことが多すぎる。」と思いますか。(86.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	14	85	20	39	10	199
外	12	7	45	13	19	7	103
刑	10	4	15	3	10	2	44

- [94] 90. それでは、「捜査活動の中で、上司に報告しなければならないことが多すぎる。」と思いますか。(86.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	24	82	22	31	10	199
外	11	12	44	11	18	7	103
刑	11	7	13	5	6	2	44

- [95] 91. それでは、「捜査活動の中で、統計書類を作成しなければならないことが多すぎる。」と思いますか。(86.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	13	67	41	49	10	199
外	10	7	33	25	21	7	103
刑	3	2	13	8	16	2	44

- [96] 92. それでは、「捜査活動の中で、調書作成が重視されすぎている。」と思いますか。(86.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	15	64	33	46	11	199
外	15	7	33	19	21	8	103
刑	8	5	7	9	13	2	44

〔13枚目〕

〔97〕 93. 被疑者は、警察の手を経て、検察庁から裁判所へと移って行くわけですが、「その被疑者に関する捜査を担当した警察の判断に、もっと直接的な権威を持たせるべきだ。」と思うことはありませんか。まず、「逮捕状の発行」については、どうですか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	12	82	37	41	9	199
外	6	3	48	21	19	6	103
刑	8	7	9	9	10	1	44

〔98〕 94. それでは、「捜索差押令状の発行」については、どうですか。(答は番号だけですが、内容は、93. と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	11	78	42	43	7	199
外	6	4	45	24	18	6	103
刑	8	6	8	10	11	1	44

〔99〕 95. それでは、「勾留するかどうかの判断」については、どうですか。

(94. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	8	80	49	38	8	199
外	6	3	44	30	13	7	103
刑	7	4	10	11	11	1	44

〔100〕 96. それでは、「勾留場所をどこにするかの判断」についてはどうですか。(94. に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	9	83	47	39	9	199
外	4	5	50	24	13	7	103
刑	4	1	8	15	14	2	44

〔101〕 97. それでは、「起訴するかどうかの判断」については、どうですか。
(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	11	100	34	21	8	199
外	11	4	53	18	10	7	103
刑	11	4	12	11	5	1	44

〔102〕 98. それでは、「自供の任意性に関する判断」については、どうですか。
(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	11	81	46	36	8	199
外	7	6	46	21	16	7	103
刑	6	3	8	17	9	1	44

〔103〕 99. それでは、「有罪かどうかの判断」についてはどうですか。(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	10	109	27	18	8	199
外	11	3	59	13	10	7	103
刑	11	5	18	8	1	1	44

〔104〕 100. それでは、「量刑」については、どうですか。(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	14	106	27	16	8	199
外	12	6	62	9	7	7	103
刑	11	5	16	8	3	1	44

〔105〕 101. 「黙秘しているのは、何かの形で犯罪とかかわりを持っていることの証拠だ。」と思いますか。(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	5	86	43	47	7	199
外	4	2	50	19	22	6	103
刑	4	1	12	13	13	1	44

〔106〕 102. あなたは、「被疑者には、無実であることを証明する責任を負わせるべきだ。」と思うことはありませんか。まず、「任意出頭」の段階では

どうですか。(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	11	94	31	37	8	199
外	6	7	59	12	12	7	103
刑	7	4	10	7	15	1	44

〔107〕 103. それでは、「逮捕された」段階では、どうですか。(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	10	101	26	36	8	199
外	8	5	55	15	13	7	103
刑	6	5	13	7	12	1	44

〔108〕 104. それでは、「勾留された」段階では、どうですか。(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	10	102	24	36	8	199
外	7	4	57	13	15	7	103
刑	8	4	13	6	12	1	44

〔109〕 105. それでは、「公判」の段階では、どうですか。(94.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	6	98	23	45	8	199
外	8	3	54	14	17	7	103
刑	7	2	13	7	14	1	44

〔14枚目〕

〔110〕 106. あなたは、捜査活動の中で、「法律に関する知識」が重視されすぎていると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	23	73	22	37	8	199
外	14	17	38	10	19	5	103
刑	14	6	10	2	11	1	44

〔111〕 107. それでは、「鑑識に関する知識・技能」が重視されすぎていると思いますか。(答は番号だけですが、内容は、106.と同じです。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	24	65	32	32	6	199
外	14	14	38	17	15	5	103
刑	15	9	7	4	8	1	44

- 〔112〕 108. それでは、「経験から得られるカン」が重視されすぎていると思いますか。(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	47	29	86	12	19	6	199
外	22	17	44	7	8	5	103
刑	17	8	13	1	4	1	44

- 〔113〕 109. あなたは、「法律については、警察官ひとりひとりが、自分なりの解釈を持つべきだ。」と思いますか。(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	78	25	70	5	14	7	199
外	35	19	35	2	6	6	103
刑	28	4	9	0	2	1	44

- 〔114〕 110. それでは、「道警内部でのタテマエとしての考え方に忠実に従うべきだ。」と思いますか。(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	9	86	41	47	6	199
外	9	4	44	21	20	5	103
刑	1	1	17	8	16	1	44

- 〔115〕 111. それでは、「自分の上司の考え方に忠実に従うべきだ。」と思いますか。(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	7	98	43	28	8	199
外	10	3	50	20	13	7	103
刑	3	3	18	11	8	1	44

- 〔116〕 112. あなたは、訓練の方法として、「学校での教養」が重視されすぎていると思いますか。(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	38	32	86	19	18	6	199
外	16	19	42	11	10	5	103
刑	11	9	15	4	4	1	44

- 〔117〕 113. それでは、「実地での経験」が重視されすぎていると思いますか。
(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	23	90	28	23	6	199
外	12	12	46	14	14	5	103
刑	8	8	16	7	4	1	44

- 〔118〕 114. あなたは、捜査活動の中で、「取調の技能」が重視されすぎている
と思いますか。(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	19	86	29	23	7	199
外	17	9	43	17	11	6	103
刑	10	6	13	8	6	1	44

- 〔119〕 115. それでは、「組織捜査」ということが重視されすぎていると思いま
すか。(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	19	73	31	36	6	199
外	14	12	40	16	16	5	103
刑	10	5	7	9	12	1	44

- 〔120〕 116. それでは、「世論」というものを気にしすぎていると思いますか。
(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	6	85	37	43	6	199
外	10	1	47	23	17	5	103
刑	5	2	13	8	15	1	44

- 〔121〕 117. それでは、「手続」が重視されすぎていると思いますか。(107.に同
じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	19	82	41	26	6	199
外	10	9	43	20	16	5	103
刑	6	7	12	11	7	1	44

〔122〕 118. それでは、「検察庁の意向」というものを気にしすぎていると思いますか。(107.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	16	98	28	17	6	199
外	15	6	54	15	8	5	103
刑	10	7	15	6	5	1	44

〔15枚目〕

〔123〕 119. それでは、「裁判所の判断」というものを気にしすぎていると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	21	83	19	25	18	199
外	15	12	43	10	13	10	103
刑	11	4	14	5	7	3	44

〔124〕 120. それでは、「マスコミ」というものを気にしすぎていると思いますか。(答は番号だけですが、内容は、119.と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	11	76	37	41	8	199
外	10	4	46	20	18	5	103
刑	7	6	10	9	10	2	44

〔125〕 121. あなたは、一般市民の多数は、本当に、「100人の犯人を逃がしても1人の無実の者を罰してはいけない。」という考えを支持していると思いますか。(120.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	17	74	25	60	7	199
外	8	5	41	16	29	4	103
刑	3	8	7	5	19	2	44

- [126] 122. それでは、マスコミは、本当に、そのような考えを支持していると思いますか。(120.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	15	90	23	40	9	199
外	12	5	49	13	18	6	103
刑	5	3	15	6	13	2	44

- [127] 123. 被疑者の人相着衣が不明な連続傷害事件で、捜査官Aと被疑者Bの間に、次のようなやりとりがあったとします。

A 「犯行時間に現場に行ったのは、君しかないんだよ。君しか考えられないだろう。」

B 「そんなあいまいなことで調べるのかい。」

A 「あいまいじゃないさ。裁判所はね、いいかげんなことで逮捕状を出しちゃいけないんだよ。」

B 「ぼくは何もしていないよ。」

A 「それじゃ、君はやっていないという証明ができるかい。」

B 「証明なんてできないよ。弁解したって聞いてくれないじゃないか。」

A 「弁解だけじゃわからないだろう。逮捕されたんだから、やっていないという証明をしてもらわないと、わからないんだよ。」

あなたは、このような説得の方法は、うまいやりかただと思いますか。

(120.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	68	29	77	7	8	10	199
外	31	17	42	3	4	6	103
刑	16	8	14	1	3	2	44

- [128] 124. それでは、正しいやりかただと思いますか。(120.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	68	26	78	9	8	10	199
外	32	17	41	5	2	6	103
刑	15	7	13	4	3	2	44

- [129] 125. それでは、道警内部でのタテマエとしての考えに合ったやりかただと思いますか。(120.に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	66	24	87	5	6	11	199
外	31	14	47	3	2	6	103
刑	13	7	17	2	2	3	44

- 〔130〕 126. それでは、あなたが所属している警察署の幹部の考えに合ったやりかただと思えますか。(120.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	65	25	83	7	8	11	199
外	30	13	46	4	3	7	103
刑	16	7	14	1	4	2	44

- 〔131〕 127. あなたは、「具体的な事件の真相は、それを扱った裁判官や検察官や弁護士のだれよりも、それを扱った警察官が一番よく知っている。」と自負していますか。(120.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	7	80	42	44	10	199
外	7	3	47	20	20	6	103
刑	1	2	11	13	15	2	44

- 〔132〕 128. それでは、「警察官こそが、犯罪や犯罪者の実態を、一番よく知っている。」と自負していますか。(120.に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	6	79	37	45	11	199
外	9	3	46	17	22	6	103
刑	5	1	8	13	15	2	44

3. 第2部後半

本文で第2部後半と呼ばれていた部分は、41枚がひとつづりになっていた。表の読み方は、第1部と同様である。ただし、ひとつの質問にさらにサブ質問が付されていることはないので、調査票上の番号は省略する。

捜査手続を中心にして、ひきつづき、おうかがいします。

〔1〕 あなたは、「捜査は警察の権利だ。」と思いますか、それとも「義務だ。」と思いますか。

答 1. 義務 2. どちらかと言えば義務
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えば権利
5. 権利

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	93	26	49	9	21	1	199
外	40	10	31	6	15	1	103
刑	27	9	6	0	2	0	44

〔2〕 それでは、道警内部でのタテマエとしての考えでは、どちらだと思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔1〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	81	18	69	9	20	2	199
外	32	10	43	5	13	0	103
刑	26	4	9	3	0	2	44

〔3〕 それでは、あなたが所属している警察署の幹部の考えでは、どちらだと思いますか。(〔2〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	80	15	70	12	21	1	199
外	32	9	42	7	13	0	103
刑	28	3	10	0	2	1	44

〔4〕 それでは、一般道民の多数の考えでは、どちらだと思いますか。(〔2〕と同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	73	13	65	19	28	1	199
外	30	7	41	10	15	0	103
刑	24	4	8	1	6	1	44

〔5〕 あなたは、「刑事訴訟法は警察の権利を定めている。」と思いますか。それとも「義務を定めている。」と思いますか。(〔2〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	69	20	69	12	26	3	199
外	32	8	42	10	11	0	103
刑	22	5	7	0	8	2	44

〔6〕 それでは、道警内部でのタテマエとしての考えでは、どちらだと思いませんか。(〔2〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	74	12	78	16	18	1	199
外	33	7	42	11	10	0	103
刑	23	3	11	2	4	1	44

〔7〕 それでは、あなたが所属している警察の幹部の考えでは、どちらだと思いませんか。(〔2〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	74	11	76	18	19	1	199
外	33	6	42	12	10	0	103
刑	23	3	11	2	4	1	44

〔8〕 それでは、一般道民の多数の考えでは、どちらだと思いませんか。(〔2〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	70	16	73	17	21	2	199
外	36	7	40	12	7	1	103
刑	18	5	10	3	7	1	44

〔9〕 あなたは、「刑事訴訟法ではっきりと認められていない方法でも、はっきりと禁止されていない以上は、捜査活動の中で使える。」と思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない

3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	52	20	77	23	26	1	199
外	20	6	49	14	14	0	103
刑	19	5	9	4	7	0	44

- 〔10〕 それでは、〔9〕の「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔9〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	54	10	96	14	24	1	199
外	21	5	56	11	10	0	103
刑	19	3	14	1	6	1	44

〔2枚目〕

- 〔11〕 それでは、〔9〕の「 」内の考えは、あなたが所属する警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	11	93	16	33	2	199
外	18	4	54	10	16	1	103
刑	15	2	14	4	8	1	44

- 〔12〕 それでは、〔9〕の「 」内の考えは、一般道民の多数の考えと一致すると思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔11〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	46	12	102	14	24	1	199
外	16	7	58	9	13	0	103
刑	17	1	18	4	3	1	44

- 〔13〕 あなたは、捜査活動に対する規制を強化しようとする考えは、「一般市民の安全を無視するものだ。」と思いますか。(〔12〕に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	52	17	81	27	22	0	199
外	22	11	45	17	8	0	103
刑	17	5	10	5	7	0	44

〔14〕 それでは、そのような考えは、「犯罪者の権利を不当に強く保護するものだ。」と思いますか。(〔12〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	46	19	79	33	22	0	199
外	20	8	48	17	10	0	103
刑	16	5	9	10	4	0	44

〔15〕 それでは、そのような考えは、「捜査活動の実際に対する悪意ある偏見に基づくものだ。」と思いますか。(〔12〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	45	17	90	20	26	1	199
外	16	10	51	10	16	0	103
刑	17	4	14	4	4	1	44

〔16〕 それでは、そのような考えは、「捜査活動の困難さに対する無知に基づくものだ。」と思いますか。(〔12〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	18	84	22	32	7	199
外	15	11	45	10	19	3	103
刑	11	5	12	6	8	2	44

〔17〕 それでは、そのような考えは、「犯罪問題の重大性を無視するものだ。」と思いますか。(〔12〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	15	86	26	32	1	199
外	15	9	49	14	16	0	103
刑	15	3	12	5	8	1	44

〔18〕 それでは、そのような考えは、「犯罪者の実態に対する無知に基づくものだ。」と思いますか。(〔12〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	18	91	25	28	1	199
外	15	10	51	14	13	0	103
刑	11	2	16	6	8	1	44

〔19〕 それでは、そのような考えは、「左翼的なイデオロギーに基づくものだ。」
と
思いますか。(〔12〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	38	24	105	13	18	1	199
外	16	12	63	6	6	0	103
刑	14	4	19	2	4	1	44

〔20〕 それでは、〔13〕～〔19〕のような「 」内の考えは、道警内部のタテマエ的な考えと一致していると思いますか。(〔12〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	15	112	10	38	1	199
外	11	7	63	6	16	0	103
刑	8	2	17	3	13	1	44

〔21〕 それでは、〔13〕～〔19〕のような「 」内の考えは、一般道民の多数の考
えと一致していると思いますか。(〔12〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	12	123	10	27	2	199
外	10	8	70	6	9	0	103
刑	8	3	19	4	9	1	44

〔3枚目〕

〔22〕 あなたは、「100人の犯人を逃がしても1人の無実の者を罰してはいけない、という考えは、捜査実務では受け入れることができない。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	72	17	62	20	25	3	199
外	29	9	41	10	13	1	103
刑	22	4	4	6	6	2	44

- 〔23〕 あなたは、「最終的に無実であることが証明されさえすればよいのだから、多少の拘束はがまんしても、捜査に協力すべきだ。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔22〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	74	29	65	18	13	0	199
外	30	14	41	12	6	0	103
刑	27	7	3	4	3	0	44

- 〔24〕 あなたは、「一般市民にも、多少の迷惑はがまんしても犯罪解決に協力すべき義務がある。」と思いますか。(〔23〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	10	64	40	40	1	199
外	18	7	37	20	21	0	103
刑	17	2	10	8	6	1	44

- 〔25〕 それでは、〔22〕～〔24〕のような「 」内の考えは、道警内部のタテマエとしての考えに一致すると思いますか。(〔23〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	14	95	21	34	3	199
外	12	5	57	11	17	1	103
刑	12	4	13	4	9	2	44

- 〔26〕 それでは、〔22〕～〔24〕のような「 」内の考えは、一般道民の多数の考えに一致すると思いますか。(〔23〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	16	103	19	28	3	199
外	14	9	58	8	13	1	103
刑	9	4	16	1	12	2	44

- 〔27〕 あなたは、あなたが捜査手続に関する法令に従うのは、実際のところ、どんな理由からだと思いますか。まず、「その法令の内容自体に済成だから。」だと思いますか。(〔23〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	12	81	29	44	3	199
外	13	6	52	15	17	0	103
刑	6	2	12	8	13	3	44

〔28〕 それでは、「とにかくその法令に従わなければ、事件そのものをフイにしてしまうおそれがあるから。」だと思いますか。(〔23〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	12	74	37	47	3	199
外	7	5	48	24	19	0	103
刑	10	2	9	10	10	3	44

〔29〕 それでは、「とにかく成立している法令である以上、警察官としては従うべきだから。」だと思いますか。(〔23〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	3	3	51	37	103	2	199
外	1	2	30	22	48	0	103
刑	2	0	5	7	28	2	44

〔30〕 それでは、「とにかく従うように上司から指揮を受けているから。」だと思いますか。(〔23〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	16	68	29	34	3	199
外	19	8	41	19	15	1	103
刑	15	4	6	7	10	2	44

〔31〕 あなたは、あなたが捜査活動に従事している場合、「捜査手続に関する法令そのものをつねに意識している。」と思いますか。(〔23〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	6	53	38	96	2	199
外	1	4	29	23	45	1	103
刑	1	0	6	6	30	1	44

〔4枚目〕

〔32〕 それでは、「いつもの自分のやりかたに従っているにすぎない。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	73	24	57	19	20	6	199
外	33	13	33	13	9	2	103
刑	22	4	5	3	6	4	44

〔33〕 それでは、「道警内部での一般的なやりかたに従っているにすぎない。」と
 思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔32〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	52	21	71	30	22	3	199
外	22	10	45	15	11	0	103
刑	18	5	6	8	4	3	44

〔34〕 それでは、「自分が所属している警察署での一般的なやりかたに従って
 いるにすぎない。」と 思いますか。(〔33〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	51	25	68	23	28	4	199
外	22	11	44	12	13	1	103
刑	17	6	7	6	5	3	44

〔35〕 それでは、「上司の指揮にそのつど従っているにすぎない。」と 思いますか。
 (〔33〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	55	24	76	25	15	4	199
外	24	10	43	16	9	1	103
刑	17	9	9	5	1	3	44

〔36〕 それでは、〔27〕～〔35〕におけるあなたの回答について、「それでよいの
 だ。」と 思いますか。(〔33〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	9	82	28	58	5	199
外	10	4	44	18	25	2	103
刑	6	0	13	4	18	3	44

〔37〕 それでは、〔27〕～〔35〕におけるあなたの回答は、道警内部のタテマエと
 しての考えに一致すると思いますか。(〔33〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	9	94	25	51	6	199
外	7	4	51	15	24	2	103
刑	3	1	16	6	14	4	44

〔38〕 それでは、〔27〕～〔35〕におけるあなたの回答は、あなたが所属している

警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。〔33〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	10	89	32	53	3	199
外	6	5	48	20	24	0	103
刑	3	1	15	6	16	3	44

〔39〕 あなたは、捜査活動に対する規制が強化されてきたために、「犯罪の発生が増加してきた。」と思いますか。〔33〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	66	21	75	17	19	1	199
外	29	9	46	11	8	0	103
刑	19	3	13	4	4	1	44

〔40〕 それでは、「犯罪の検挙率が低下してきた。」と思いますか。〔33〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	17	71	29	45	1	199
外	14	10	40	20	19	0	103
刑	8	3	12	5	15	1	44

〔41〕 それでは、「真犯人が無罪になるケースが増えてきた。」と思いますか。〔33〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	47	20	73	27	30	2	199
外	17	11	47	14	13	1	103
刑	19	3	7	7	7	1	44

〔42〕 あなたは、「犯罪の性質によっては、捜査活動に対する規制をゆるやかに解釈する場合もある。」と思いますか。〔33〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	14	115	7	18	3	199
外	15	9	66	4	8	1	103
刑	15	1	20	0	6	2	44

〔5 枚目〕

〔43〕 それでは、「被疑者の性質によっては、捜査活動に対する規制をゆるやかに解釈する場合もある。」と思いますか。

付 録

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 2. どちらとも言えない 3. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	59	17	100	9	12	2	199
外	27	6	62	3	5	0	103
刑	16	4	15	4	3	2	44

- [44] それでは、[42]～[43] のようなあなたの回答について、「それでよいのだ。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、[43]と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	7	96	23	55	2	199
外	9	3	49	15	27	0	103
刑	3	3	19	2	5	2	44

- [45] それでは、[42]～[43] のような「 」内の事柄は、道警内部のタテマエとしての考えに一致すると思いますか。([44]と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	10	110	18	46	3	199
外	10	5	59	11	17	1	103
刑	1	1	21	2	17	2	44

- [46] それでは、[42]～[43] のような「 」内の事柄は、あなたが所属している警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。([44]と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	7	104	17	43	14	199
外	9	4	56	9	18	7	103
刑	2	1	17	4	14	6	44

- [47] あなたは、「捜査手続のルールに忠実であることが、警察官個人の実績として、高く評価されている。」と思いますか。([44]と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	17	75	35	46	1	199
外	17	7	42	19	18	0	103
刑	4	5	11	8	15	1	44

[48] それでは、「捜査手続のルールに忠実であることが、その警察署の実績として、高く評価されている。」と思いますか。((44)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	16	78	41	42	1	199
外	11	8	45	21	18	0	103
刑	5	4	13	9	12	1	44

[49] それでは、「たとえ捜査手続にルールに忠実であっても、そのために事件解決の能率が下がるようでは、警察官個人の実績としては、マイナスに評価されている。」と思いますか。((44)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	11	90	24	34	1	199
外	15	6	50	12	20	0	103
刑	13	3	17	4	6	1	44

[50] それでは、「たとえ捜査手続のルールに忠実であっても、そのために事件解決の能率が下がるようでは、その警察署の実績としては、マイナスに評価されている。」と思いますか。((44)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	17	84	26	34	3	199
外	13	10	49	13	16	2	103
刑	13	2	15	5	8	1	44

[51] それでは、「たとえ捜査手続のルールに忠実であっても、そのために事件解決の能率が下がるようでは、マスコミから非難される。」と思いますか。((44)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	9	79	36	44	2	199
外	10	7	45	16	24	1	103
刑	12	0	11	11	9	1	44

[6枚目]

[52] それでは、「たとえ捜査手続のルールに忠実であっても、そのために事件解決の能率が下がるようでは、一般道民の多数から非難される。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う

付 録

5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	24	14	74	35	51	1	199
外	7	7	48	14	27	0	103
刑	8	5	7	9	14	1	44

〔53〕 それでは、あなたが所属する警察署の捜査幹部の方針は、「捜査手続のルールに忠実であれば、そのために事件解決の能率が多少下がったとしてもやむをえない。」という考えだと思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔52〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	12	92	26	48	1	199
外	9	4	56	17	17	0	103
刑	6	3	12	4	18	1	44

〔54〕 それでは、あなた自身は、「捜査手続のルールに忠実であれば、そのために事件解決の能率が多少下がったとしてもやむをえない。」という考えに賛成しようと思いますか。(〔53〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	13	81	28	55	1	199
外	7	5	47	21	23	0	103
刑	6	3	10	5	19	1	44

〔55〕 あなたは、職務質問が、「犯罪予防のうえで役立っている。」と思いますか。(〔53〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	5	50	28	111	1	199
外	2	2	29	17	53	0	103
刑	1	0	6	8	28	1	44

〔56〕 それでは、「捜査活動の一環として役立っている。」と思いますか。(〔53〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	4	41	35	111	4	199
外	1	1	26	20	53	2	103
刑	1	0	2	10	29	2	44

〔57〕 それでは、「職務質問を活発に行うことは、警察官個人の実績になる。」と思いますか。〔53〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	16	60	33	67	2	199
外	11	8	37	17	29	1	103
刑	4	4	8	11	16	1	44

〔58〕 あなたは、「職務質問に応じてくれない人がだんだん多くなってきている。」と思いますか。〔53〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	9	55	40	77	2	199
外	5	4	30	23	41	0	103
刑	6	2	7	10	18	1	44

〔59〕 それでは、「一般道民にも、職場質問に答えるぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思いますか。〔53〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	5	69	42	70	2	199
外	5	2	41	23	31	1	103
刑	3	1	9	10	20	1	44

〔60〕 あなたは、「任意同行に応じてくれない人がだんだん多くなってきている。」と思いますか。〔53〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	10	61	44	66	2	199
外	8	7	34	19	34	1	103
刑	4	1	7	13	18	1	44

〔61〕 それでは、「一般道民にも、任意同行に応じるぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思いますか。〔53〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	4	77	41	60	2	199
外	4	1	46	21	30	1	103
刑	7	1	12	7	16	1	44

〔7枚目〕

〔62〕 あなたは、「職務質問をする以上は、必ずその目的を達するようでなけれ

付 録

ば、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	11	60	35	76	2	199
外	3	4	33	21	41	1	103
刑	8	4	7	9	15	1	44

〔63〕 それでは、「職務質問をする以上は、必ず衣服の上からさわってみるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔62〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	25	77	33	25	2	199
外	13	16	44	15	14	1	103
刑	13	5	10	11	4	1	44

〔64〕 それでは、「職務質問をする以上は、必ず持物をそとからさわってみるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔63〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	26	75	37	25	2	199
外	14	13	42	19	14	1	103
刑	10	4	13	11	5	1	44

〔65〕 それでは、「職務質問をする以上は、必ず持物を開けてみるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。

(〔63〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	25	79	31	21	3	199
外	17	14	42	17	12	1	103
刑	11	4	14	8	5	2	44

〔66〕 それでは、「職務質問をする以上は、相手が走って逃げ出した場合、必ず追いかけて行って手をかけて引きとめるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔63〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	7	58	48	73	1	199
外	6	3	33	25	36	0	103
刑	2	2	6	10	23	1	44

- 〔67〕 それでは、「任意同行を求める以上は、相手が拒否した場合、腕をとって同行するくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。〔63〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	61	29	79	15	14	1	199
外	25	16	46	9	7	0	103
刑	18	8	13	1	3	1	44

- 〔68〕 それでは、〔62〕～〔67〕のような「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致していると思いますか。〔63〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	14	83	31	52	2	199
外	10	6	49	13	25	0	103
刑	5	5	8	13	11	2	44

- 〔69〕 それでは、〔62〕～〔67〕のような「 」内の考えは、あなたが所属している警察署の幹部の考えに一致していると思いますか。〔63〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	13	80	35	51	3	199
外	10	6	49	14	23	1	103
刑	5	5	8	13	11	2	44

- 〔70〕 それでは、〔62〕～〔67〕のような「 」内の考えは、一般道民の多数から支持されると思いますか。〔63〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	15	97	23	37	2	199
外	14	8	58	8	15	0	103
刑	8	4	11	11	8	2	44

〔8枚目〕

- 〔71〕 それでは、〔62〕～〔67〕のような「 」内の考えは、マスコミから支持されると思いますか。

付 録

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	22	96	22	25	5	199
外	19	11	51	12	9	1	103
刑	6	6	14	7	7	4	44

- 〔72〕 あなたは、「職務質問や任意同行を拒否する者には、何かの意味で犯罪とかかわりのある者が多い。」と思いますか。(答は、番号ですが、内容は、〔71〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	6	87	49	34	1	199
外	12	4	46	24	17	0	103
刑	7	0	17	12	7	1	44

- 〔73〕 あなたは、一般道民が職務質問や任意同行に応じる場合、その本当の理由は、実際のところ、どんなものだと思いますか。まず、「警察官の任務を理解して、積極的に協力しようと考えているから」だと思いますか。

(〔72〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	32	87	29	16	2	199
外	15	14	50	15	8	1	103
刑	10	7	13	9	4	1	44

- 〔74〕 それでは、「職務質問や任意同行には応じなければならないものだと考えているから」だと思いますか。(〔72〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	21	96	39	11	2	199
外	16	11	50	20	6	0	103
刑	6	5	20	10	1	2	44

- 〔75〕 それでは、「警察というものをおそれているから」だと思いますか。(〔72〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	29	99	21	6	2	199
外	22	18	49	11	3	0	103
刑	12	6	18	4	2	2	44

〔76〕 それでは、「へたに拒否すると変に疑われるのではないかと考えているから」だと思いますか。(〔72〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	15	93	41	23	1	199
外	12	9	45	21	16	0	103
刑	7	5	16	10	5	1	44

〔77〕 それでは、「すっかりカンネンしてしまったから」だと思いますか。(〔72〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	56	21	97	20	3	2	199
外	24	13	51	12	3	0	103
刑	20	5	15	2	0	2	44

〔78〕 それでは、「へたに拒否すると長びくのではないかと考えているから」だと思いますか。(〔72〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	23	98	25	8	3	199
外	18	11	51	16	7	0	103
刑	18	6	15	2	0	3	44

〔79〕 あなたは、「職務質問や任意同行が拒否されても、それは権利意識が育っている証拠で、むしろ好ましいことだ。」と思いますか。(〔72〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	43	33	91	17	13	2	199
外	19	21	47	6	9	1	103
刑	16	7	12	6	2	1	44

〔80〕 あなたは、「電話ぐらいでは任意出頭に応じてくれない人が、だんだん多くなってきた。」と思いますか。(〔72〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	16	74	48	52	1	199
外	3	9	37	22	32	0	103
刑	2	2	14	13	12	1	44

〔9枚目〕

〔81〕 それでは、「一般道民には、たとえ電話によるものでも任意出頭には応じ

付 録

るぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	6	90	42	47	3	199
外	3	3	53	17	26	1	103
刑	6	1	13	11	11	2	44

〔82〕 あなたは、「わざわざこちらから出向いて行っても 任意出頭に応じてくれない人が、だんだん多くなってきた。」と思いますか。(答は、番号だけです。が、内容は、〔81〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	22	73	45	48	1	199
外	2	12	34	25	30	0	103
刑	3	2	17	10	11	1	44

〔83〕 それでは、「一般道民にも、わざわざこちらから出向いて行った場合には 任意出頭に応じるぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思いますか。(〔82〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	10	94	41	48	1	199
外	3	3	53	18	26	0	103
刑	2	4	17	8	12	1	44

〔84〕 あなたは、「任意出頭を求めにわざわざ出向いて行く以上は、必ずその目的を達するようであれば、警察官として義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔83〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	17	80	45	34	1	199
外	7	11	46	21	18	0	103
刑	6	3	12	14	8	1	44

〔85〕 それでは、「任意出頭を求めにわざわざ出向いて行く以上は、相手が走って逃げ出した場合、必ず追いかけて行って手をかけて引きとめるぐらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。

〔83〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	17	70	33	51	5	199
外	9	6	41	19	28	0	103
刑	7	2	9	8	14	4	44

〔86〕 それでは、「任意出頭を求めにわざわざ出向いて行く以上は、相手が煮え切らない態度でいる場合、腕をとって同行するくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔83〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	57	38	78	12	12	2	199
外	21	21	42	9	9	1	103
刑	18	12	11	0	2	1	44

〔87〕 それでは、〔84〕～〔86〕のような「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致していると思いますか。(〔83〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	18	95	19	43	2	199
外	13	9	54	8	19	0	103
刑	8	5	14	4	11	2	44

〔88〕 それでは、〔84〕～〔86〕のような「 」内の考えは、あなたが所属している警察署の幹部の考えに一致していると思いますか。(〔83〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	16	89	25	44	3	199
外	13	8	49	13	19	1	103
刑	8	5	14	4	11	2	44

〔89〕 それでは、〔84〕～〔86〕のような「 」内の考えは、一般道民の多数から支持されると思いますか。(〔83〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	20	100	16	34	2	199
外	15	10	55	9	14	0	103
刑	10	5	15	2	10	2	44

〔90〕 それでは、〔84〕～〔86〕のような「 」内の考えは、マスコミから支持さ

付 録

れると思いますか。〔83〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	19	101	15	26	4	199
外	17	11	53	7	14	1	103
刑	11	6	16	4	5	2	44

〔10枚目〕

〔91〕 あなたは、「任意出頭を拒否する者は、何かの意味で犯罪とかかわりのある者が多い。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	7	98	48	23	2	199
外	7	3	55	25	12	1	103
刑	9	1	15	14	4	1	44

〔92〕 あなたは、一般道民が任意出頭に応じる場合、その本当の理由は、実際のところ、どんなものだと思いますか。まず、「警察官の任務を理解して、積極的に協力しようと考えているから」だと思いますか。(答は、番号だけです。内容は、〔91〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	21	101	30	15	2	199
外	13	12	52	18	7	1	103
刑	9	4	22	4	4	1	44

〔93〕 それでは、「任意出頭には応じなければならないものだと考えているから」だと思いますか。(〔92〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	19	103	31	13	3	199
外	13	9	50	20	10	1	103
刑	9	6	20	6	1	2	44

〔94〕 それでは、「警察というものをおそれているから」だと思いますか。(〔92〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	43	30	109	9	5	3	199
外	20	13	62	4	3	1	103
刑	14	9	16	3	0	2	44

[95] それでは、「へたに拒否すると変に疑われるのではないかと考えているから」だと思いますか。([92]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	18	106	31	13	4	199
外	11	6	56	19	9	2	103
刑	11	8	15	6	2	2	44

[96] それでは、「すっかりカンネンしてしまったから」だと思いますか。([92]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	56	21	105	11	2	4	199
外	28	8	54	9	2	2	103
刑	16	8	18	0	0	2	44

[97] それでは、「へたに拒否するといつまでも繰り返し呼び出されるのではないかと考えているから」だと思いますか。([92]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	22	99	32	7	4	199
外	18	10	50	17	6	2	103
刑	11	7	15	9	0	2	44

[98] あなたは、「任意出頭が拒否されても、それは権利意識が育っている証拠で、むしろ好ましいことだ。」と思いますか。([92]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	35	94	14	8	4	199
外	22	15	51	9	4	2	103
刑	14	11	11	3	3	2	44

[99] あなたは、「せつかく任意同行や任意出頭に応じても、かんじんの質問には答えてくれない人が、だんだん多くなってきた。」と思いますか。([92]に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	17	85	42	37	2	199
外	9	9	46	19	19	1	103
刑	2	6	11	12	12	1	44

〔100〕 それでは、「一般道民にも、任意同行や任意出頭に応じた以上、質問には答えてくれるぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思いますか。(〔92〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	13	9	87	39	47	4	199
外	6	3	49	19	25	1	103
刑	4	4	11	11	12	2	44

〔11枚目〕

〔101〕 あなたは、「せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上、必要なことを必ずきき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	9	68	49	61	2	199
外	4	5	38	27	28	1	103
刑	2	1	7	13	20	1	44

〔102〕 それでは、「せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上、質問の途中で相手が立ち去ろうとした場合、腕をとって引きとめるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。

(答は、番号だけですが、内容は、〔101〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	35	86	22	15	1	199
外	12	15	51	14	11	0	103
刑	16	13	10	3	1	1	44

〔103〕 それでは、「せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上、同行の途中で逃げられないようにとりかこんで同行するくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔102〕に同

じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	67	28	81	12	10	1	199
外	29	14	44	8	8	0	103
刑	24	9	7	3	0	1	44

- 〔104〕 それでは、「せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上、たとえ深夜になっても、必要なことを全部きき出すまで質問を続けるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。

((〔102〕に同じ。))

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	78	20	80	9	8	4	199
外	34	8	46	7	6	2	103
刑	27	5	9	0	2	1	44

- 〔105〕 それでは、「せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上、食事や用便や休けいのときもつきそっているくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔102〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	63	19	89	17	9	2	199
外	24	11	52	9	7	0	103
刑	24	2	12	4	0	2	44

- 〔106〕 それでは、「せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上、必要なことをある程度きき出すまでは、食事や用便や休けいをさせないくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔102〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	98	19	70	6	5	1	199
外	43	9	43	3	5	0	103
刑	35	3	5	0	0	1	44

- 〔107〕 それでは、「せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上、同行の途中で相手が走って逃げ出した場合には、必ず追いかけて行って体あたりしてでも引き止めるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔102〕に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	50	26	82	27	13	1	199
外	22	12	47	16	6	0	103
刑	16	7	11	6	3	1	44

〔108〕 それでは、〔101〕～〔107〕のような「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致していると思いますか。（〔102〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	11	90	27	36	3	199
外	14	6	53	15	15	0	103
刑	13	2	10	7	9	3	44

〔12枚目〕

〔109〕 それでは、〔101〕～〔107〕のような「 」内の考えは、あなたが所属する警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	8	92	29	41	3	199
外	13	6	53	15	16	0	103
刑	11	1	12	7	10	3	44

〔110〕 それでは、〔101〕～〔107〕のような「 」内の考えは、一般道民の多数から支持されると思いますか。（答は、番号だけですが、内容は、〔109〕と同じです。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	8	106	22	31	3	199
外	15	5	59	11	13	0	103
刑	11	3	17	5	5	3	44

〔111〕 それでは、〔101〕～〔107〕のような「 」内の考えは、マスコミから支持されると思いますか。（〔110〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	7	99	25	30	5	199
外	15	3	58	13	14	0	103
刑	13	1	18	4	5	3	44

〔112〕 あなたは、「相手の意思を尊重して職務質問や任意同行や任意出頭を断念したところ、あとでその人が有力な容疑者となって浮かんできたが、はじめの捜査の立ちおくれのために有力な証拠を手に入れることができず、結局は犯人検挙に至らなかった。」という場合、そのような「断念」は、それを担当した警察官個人の実績のうえで、マイナスの評価になると思いますか。(〔110〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	19	79	36	34	3	199
外	14	8	46	19	15	1	103
刑	6	7	11	8	10	2	44

〔113〕 それでは、その警察署の実績のうえで、マイナスの評価になると思いますか。(〔110〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	12	89	37	31	3	199
外	12	5	51	21	13	1	103
刑	5	6	11	10	10	2	44

〔114〕 それでは、一般道民の多数は、そのような「断念」を非難すると思いますか。(〔110〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	18	99	30	34	2	199
外	8	10	52	16	17	0	103
刑	4	4	14	8	12	2	44

〔115〕 それでは、マスコミは、そのような「断念」を非難すると思いますか。(〔110〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	11	98	31	40	3	199
外	9	6	53	16	19	0	103
刑	3	3	14	7	15	2	44

〔116〕 あなたは、「任意出頭を求めて質問したところ、犯行を自供したので緊急逮捕した。」というケースは、かなり多いと思いますか。(〔110〕に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	13	83	48	43	2	199
外	3	5	47	25	23	0	103
刑	5	4	14	11	8	2	44

〔117〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いませんか。(〔110〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	23	106	30	19	2	199
外	8	9	58	16	12	0	103
刑	8	6	17	7	4	2	44

〔13枚目〕

〔118〕 それでは、そのようなケースの中では、「自供があり次第緊急逮捕する」ことをはじめから予定して任意出頭を求める場合も、かなり多いと思いませんか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	15	95	42	15	4	199
外	13	7	52	21	10	0	103
刑	7	4	17	12	2	2	44

〔119〕 それでは、そのような場合は、だんだん多くなってきていると思いませんか。(答は、番号だけですが、内容は、〔118〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	18	109	28	12	3	199
外	14	8	57	15	8	1	103
刑	9	6	18	8	1	2	44

〔120〕 あなたは、「任意出頭を求める以上は、自供を獲得して緊急逮捕に持ち込むくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いませんか。(〔119〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	24	29	97	31	17	1	199
外	10	12	52	20	9	0	103
刑	7	11	17	4	4	1	44

〔121〕 それでは、道警内部のタテマエでは、「任意出頭を求める以上は、自供を獲得して緊急逮捕に持ち込むくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」とされていると思いますか。〔119〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	24	104	25	15	1	199
外	11	10	57	16	9	0	103
刑	8	7	18	6	4	1	44

〔122〕 それでは、あなたが所属する警察署の幹部は、「任意出頭を求める以上は、自供を獲得して緊急逮捕に持ち込むくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と考えていると思いますか。〔119〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	19	103	32	15	3	199
外	11	9	52	22	8	1	103
刑	7	6	17	7	5	2	44

〔123〕 あなたは、「任意出頭を求めて質問したところ、犯行を自供したので、逮捕状を請求して、それを執行して通常逮捕した。」というケースは、かなり多いと思いますか。〔119〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	23	102	26	19	2	199
外	9	7	57	16	14	0	103
刑	9	7	20	3	4	1	44

〔124〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。〔119〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	25	110	14	12	2	199
外	12	9	63	9	10	0	103
刑	13	6	20	2	1	2	44

〔125〕 あなたは、そのようなケースがあったとすれば、「捜査活動としてうまいやりかただ。」と思いますか。〔119〕に同じ。）

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	23	105	13	18	1	199
外	14	6	60	9	14	0	103
刑	13	9	16	2	3	1	44

〔126〕 それでは、そのようなケースがあったとすれば、「捜査活動として正しいやりかただ。」と思いますか。(〔119〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	21	103	24	18	1	199
外	12	7	56	16	12	0	103
刑	9	8	18	5	3	1	44

〔127〕 それでは、そのようなやりかたは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。(〔119〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	16	107	21	26	1	199
外	11	7	58	11	16	0	103
刑	8	6	18	4	7	1	44

〔14枚目〕

〔128〕 それでは、そのようなやりかたは、あなたが所属する警察署の幹部の考え方に一致すると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	12	112	18	30	2	199
外	10	5	64	7	17	0	103
刑	8	5	18	4	7	2	44

〔129〕 あなたは、現行犯逮捕の場合に、あとで裁判所から「現行犯にあたらぬ」と判断されたケースもかなりあると思いますか。(答は、番号だけです。内容は、〔128〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	55	31	85	15	12	1	199
外	21	14	52	6	10	0	103
刑	21	10	9	3	0	1	44

〔130〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。(〔129〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	61	29	82	16	10	1	199
外	22	15	52	9	5	0	103
刑	24	4	7	5	3	1	44

〔131〕 あなたは、一般的に言って、現行犯逮捕の要件がきびしくなっていると思いますか。(〔129〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	21	67	30	36	1	199
外	19	11	39	16	18	0	103
刑	14	3	6	8	12	1	44

〔132〕 それでは、とくに、「犯罪を行ったことの明白性」の要件がきびしくなっていると思いますか。(〔129〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	16	60	41	44	11	199
外	11	5	38	24	19	6	103
刑	11	3	2	10	15	3	44

〔133〕 それでは、とくに、「時間的な接着性」の要件がきびしくなっていると思いますか。(〔129〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	12	71	41	50	3	199
外	7	7	40	22	26	1	103
刑	10	2	7	8	15	2	44

〔134〕 それでは、とくに、「場所的な接近性」の要件がきびしくなっていると思いますか。(〔129〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	12	75	40	51	2	199
外	4	9	45	19	26	0	103
刑	10	2	8	7	15	2	44

〔135〕 それでは、とくに、「逮捕の必要性」の要件がきびしくなっている

思いますか。〔129〕と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	6	65	49	56	3	199
外	7	2	39	24	29	2	103
刑	10	1	7	9	16	1	44

〔136〕 あなたは、「現行犯逮捕してよいのかどうかまよう」ケースもかなりあると思いますか。〔129〕と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	18	77	46	27	2	199
外	12	8	44	22	17	0	103
刑	8	7	11	11	5	2	44

〔137〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきたと思いますか。〔129〕と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	21	87	40	19	2	199
外	11	9	53	19	11	0	103
刑	12	6	11	9	4	2	44

〔15枚目〕

〔138〕 あなたは、「現行犯逮捕してよいのかどうかはっきりしないので、安全のために緊急逮捕にする」ケースもかなりあると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	20	87	29	20	8	199
外	16	9	47	18	9	4	103
刑	8	5	12	10	6	3	44

〔139〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきたと思いますか。
 (答は、番号だけですが、内容は、〔138〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	20	100	30	13	4	199
外	13	11	51	21	6	1	103
刑	10	5	19	6	5	2	44

〔140〕 それでは、そのようなやりかたは、「うまいやりかただ。」と思いますか。

(〔139〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	30	89	16	11	4	199
外	22	17	48	10	5	1	103
刑	14	8	13	5	2	2	44

〔141〕 それでは、そのようなやりかたは、「正しいやりかただ。」と思いますか。

(〔139〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	21	99	17	17	4	199
外	23	9	54	8	8	1	103
刑	9	5	16	7	5	2	44

〔142〕 それでは、そのようなやりかたは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。(〔139〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	18	103	20	25	4	199
外	15	7	59	11	10	1	103
刑	9	4	16	6	7	2	44

〔143〕 それでは、そのようなやりかたは、あなたが所属する警察署の幹部の考
えに一致すると思いますか。(〔139〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	18	101	16	25	9	199
外	16	6	56	11	10	4	103
刑	8	5	15	5	9	2	44

〔144〕 あなたは、緊急逮捕の場合に、あとで裁判所から「緊急逮捕の要件がそ
なわっていない」と判断されたケースもかなりあると思いますか。(〔139〕
に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	21	98	21	13	7	199
外	19	8	53	15	6	2	103
刑	13	7	14	3	3	4	44

〔145〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。(〔139〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	22	102	18	10	3	199
外	17	9	60	10	6	1	103
刑	19	7	10	3	3	2	44

〔146〕 あなたは、一般的に言って、緊急逮捕の要件がきびしくなっていると思いますか。(〔139〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	15	77	39	37	3	199
外	11	5	45	24	17	1	103
刑	9	4	9	8	12	2	44

〔147〕 それでは、とくに、「嫌疑の充分性」の要件がきびしくなっていると思いますか。(〔139〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	16	77	38	41	2	199
外	9	7	46	21	19	1	103
刑	8	3	7	10	15	1	44

〔148〕 それでは、とくに、「緊急性」の要件がきびしくなっていると思いますか。(〔139〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	24	11	76	48	37	3	199
外	9	4	44	29	16	1	103
刑	8	3	8	11	13	1	44

〔16枚目〕

〔149〕 それでは、とくに、「逮捕の必要性」の要件がきびしくなっていると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	11	74	43	46	2	199
外	11	3	43	23	23	0	103
刑	6	4	6	12	15	1	44

〔150〕 それでは、とくに、「逮捕状請求までの時間的接着性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。(答は、番号ですが、内容は、〔149〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	10	74	47	45	4	199
外	10	4	41	24	23	1	103
刑	6	2	7	11	16	2	44

〔151〕 あなたは、通常逮捕の場合に、裁判所から「逮捕状の発行を拒否された」ケースもかなりあると思いますか。(〔150〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	35	92	22	17	2	199
外	11	13	52	15	12	0	103
刑	14	11	14	2	2	1	44

〔152〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。(〔150〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	29	98	22	17	2	199
外	9	14	55	14	11	0	103
刑	16	6	15	3	3	1	44

〔153〕 あなたは、一般的に言って、通常逮捕の要件がきびしくなってきたと思いますか。(〔150〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	22	88	34	26	2	199
外	9	7	53	21	13	0	103
刑	10	7	10	9	7	1	44

〔154〕 それでは、とくに、「嫌疑の相当性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。(〔150〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	15	89	36	30	4	199
外	10	5	52	18	17	1	103
刑	9	5	12	10	6	2	44

〔155〕 それでは、とくに、「逮捕の必要性」の要件がきびしくなっていると思いますか。〔150〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	10	81	48	35	3	199
外	10	3	45	25	19	1	103
刑	7	4	10	12	10	1	44

〔156〕 あなたは、職務質問が、あとで裁判官から「違法だ」と判断されたケースも、かなりあると思いますか。〔150〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	48	30	88	17	13	3	199
外	20	12	50	11	9	1	103
刑	18	11	12	1	1	1	44

〔157〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなっていると思いますか。〔150〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	26	94	18	16	3	199
外	15	12	54	10	11	1	103
刑	17	9	12	4	1	1	44

〔158〕 それでは、「職務質問に関する規制が、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。〔150〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	25	88	27	22	3	199
外	15	14	46	16	11	1	103
刑	11	9	14	4	5	1	44

〔159〕 それでは、「職務質問に関する規制が強化されるのは、やむをえないことだ。」と思いますか。〔150〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	19	96	23	20	4	199
外	17	10	56	11	8	1	103
刑	12	4	15	7	5	1	44

〔17枚目〕

〔160〕 あなたは、任意同行や任意出頭が、あとで裁判所から「違法だ」と判断されたケースも、かなりあると思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	45	18	88	31	16	1	199
外	13	9	51	18	12	0	103
刑	20	6	7	8	2	1	44

〔161〕 それでは、そのようなケースは、だんだんに多くなってきていると思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔160〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	20	97	22	15	1	199
外	11	11	57	13	11	0	103
刑	20	7	7	7	2	1	44

〔162〕 それでは、「任意同行や任意出頭に関する規制が、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。(〔161〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	19	91	30	26	1	199
外	14	11	46	17	15	0	103
刑	13	3	13	9	5	1	44

〔163〕 それでは、「任意同行や任意出頭に関する規制の強化は、やむをえないことだ。」と思いますか。(〔161〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	21	102	24	23	1	199
外	12	9	59	13	10	0	103
刑	11	5	16	4	7	1	44

〔164〕 あなたは、「現行犯逮捕に関する規制が、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。(〔161〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	45	21	95	23	13	2	199
外	18	10	55	12	8	0	103
刑	18	4	13	5	3	1	44

〔165〕 それでは、「現行犯逮捕に関する規制の強化は、やむをえないことだ。」と思いますか。(〔161〕と同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	14	98	31	23	3	199
外	14	6	60	15	8	0	103
刑	11	5	9	6	11	2	44

〔166〕 あなたは、「緊急逮捕に関する規制が、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。〔〔161〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	21	94	22	22	1	199
外	14	10	50	16	13	0	103
刑	14	7	14	3	5	1	44

〔167〕 それでは、「緊急逮捕に関する規制の強化は、やむをえないことだ。」と思いますか。〔〔161〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	15	104	24	24	1	199
外	12	8	61	13	9	0	103
刑	8	5	14	5	11	1	44

〔168〕 あなたは、「通常逮捕に関する規制が、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。〔〔161〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	15	101	20	22	1	199
外	14	7	59	11	12	0	103
刑	15	8	10	5	5	1	44

〔169〕 それでは、「通常逮捕に関する規制の強化は、やむをえないことだ。」と思いますか。〔〔161〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	14	103	28	25	1	199
外	13	6	58	16	10	0	103
刑	8	8	11	6	10	1	44

〔170〕 あなたは、一般的に言って、逮捕というのは、実際のところ、どんな意味で必要だと思いますか。まず、「逃亡の防止」という意味で必要だと思いますか。〔〔161〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	1	75	38	76	1	199
外	5	0	40	23	35	0	103
刑	2	0	7	10	24	1	44

〔18枚目〕

〔171〕 それでは、「被疑者自身に対する取調」という意味で必要だと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	14	76	40	52	3	199
外	9	6	43	21	23	1	103
刑	5	4	7	14	13	1	44

〔172〕 それでは、「証拠いんめつの防止」という意味で必要だと思いますか。

(答は、番号だけですが、内容は、〔171〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	2	3	65	43	84	2	199
外	1	0	37	24	40	0	103
刑	1	1	6	7	28	1	44

〔173〕 あなたは、「なんと言っても、被疑者を逮捕してはじめて、本格的な捜査が始まるのだ。」と思いますか。(〔172〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	45	26	81	23	22	2	199
外	24	13	44	11	10	1	103
刑	13	7	11	6	6	1	44

〔174〕 あなたは、「逮捕にふみきらないで、任意捜査だけですませようとする傾向が強くなってきた。」と思いますか。(〔172〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	19	101	25	19	2	199
外	13	12	55	12	10	1	103
刑	13	3	19	6	2	1	44

〔175〕 それでは、「逮捕をひかえて、できるだけ任意捜査ですませよう。」という考えは、「捜査活動として好ましい」考えたと思いますか。(〔173〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	22	82	26	46	2	199
外	12	8	45	17	20	1	103
刑	4	7	12	5	15	1	44

〔176〕 あなたは、「一般的に言って、強制捜査にふみきることに慎重な幹部が多くなってきた。」と思いますか。(〔173〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	7	77	36	65	4	199
外	4	6	44	18	29	2	103
刑	3	0	10	10	20	1	44

〔177〕 それでは、「強制捜査にふみきることに慎重な」幹部は、「捜査幹部として好ましい。」と思いますか。(〔173〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	12	97	27	53	2	199
外	4	9	53	16	20	1	103
刑	4	1	15	4	19	1	44

〔178〕 あなたは、「捜査活動について、できるだけすみずみまで、こまかく指揮しようとする幹部が多くなってきた。」と思いますか。(〔173〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	7	91	44	48	2	199
外	2	4	54	23	19	1	103
刑	3	0	10	12	18	1	44

〔179〕 それでは、「できるだけすみずみまで、こまかく指揮しようとする」幹部は、「捜査幹部として好ましい。」と思いますか。(〔173〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	6	87	41	54	2	199
外	2	4	51	20	25	1	103
刑	6	1	9	12	15	1	44

〔180〕 あなたは、捜索差押令状について、「発行を拒否された」ケースもかなりあると思いますか。(〔173〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	25	105	18	13	2	199
外	10	10	63	10	9	1	103
刑	16	8	13	4	2	1	44

〔181〕 それでは、そのようなケースが、だんだん多くなっていると思いますか。(〔173〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	20	104	20	12	2	199
外	11	10	59	14	8	1	103
刑	17	6	15	3	2	1	44

〔19枚目〕

〔182〕 あなたは、「一般的に言って、捜索差押令状を発行してくれる場合でも、その要件や内容がきびしくなっている。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	15	88	41	40	3	199
外	5	11	49	19	19	0	103
刑	5	3	9	13	12	2	44

〔183〕 それでは、とくに、「差押えるべき物の特定性」がきびしくなってきたと思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔182〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	13	83	47	44	2	199
外	3	8	54	25	13	0	103
刑	3	4	5	13	17	2	44

〔184〕 それでは、とくに、「搜索すべき場所の特定性」がきびしくなってきたと思いますか。(〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	14	92	41	38	2	199
外	3	9	58	22	11	0	103
刑	3	3	7	13	16	2	44

付 録

〔185〕 それでは、とくに、「搜索差押の必要性」の判断がきびしくなってきたと思いますか。(〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	13	88	44	36	2	199
外	5	9	53	21	15	0	103
刑	6	2	9	12	13	2	44

〔186〕 それでは、とくに、「搜索差押令状に被疑事実が記載されること」が多くなってきたと思いますか。(〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	15	102	36	26	3	199
外	5	5	57	26	9	1	103
刑	8	5	16	5	8	2	44

〔187〕 あなたは、令状にもとづく搜索差押でも、あとで裁判官から「違法だ」とされたケースがかなりあると思いますか。(〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	46	22	112	8	8	3	199
外	17	8	66	5	6	1	103
刑	20	9	12	1	0	2	44

〔188〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきたと思いますか。(〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	19	106	11	11	3	199
外	17	8	63	8	6	1	103
刑	21	8	12	0	1	2	44

〔189〕 あなたは、「逮捕の現場での令状によらない」搜索差押で、あとで裁判官から「違法だ」とされたケースがかなりあると思いますか。(〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	55	22	97	15	8	2	199
外	18	10	57	11	7	0	103
刑	22	10	9	1	0	2	44

〔190〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。
 (〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	51	27	99	13	7	2	199
外	18	11	59	9	6	0	103
刑	20	11	10	1	0	2	44

〔191〕 あなたは、「一般的に言って、令状なしでできる搜索差押の要件がきびしくなっている。」と思いますか。(〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	15	92	30	23	2	199
外	11	9	51	22	10	0	103
刑	15	2	12	4	9	2	44

〔192〕 それでは、とくに、「逮捕時との場所的接近性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。(〔183〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	8	87	43	28	5	199
外	11	4	51	27	7	3	103
刑	10	1	11	8	12	2	44

〔20枚目〕

〔193〕 それでは、とくに、「逮捕後の時間的接着性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	9	90	39	38	3	199
外	8	4	52	21	16	2	103
刑	7	2	9	13	12	1	44

〔194〕 それでは、とくに、「差押できる物」の範囲がせまくなってきたと思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔193〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	10	86	39	35	3	199
外	10	6	50	19	16	2	103
刑	6	2	9	14	12	1	44

〔195〕 あなたは、令状によるものであれ令状によらないものであれ、一般的に言って、「搜索しても目的物を発見できない」ケースもかなりあると思いますか。〔(194) に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	10	95	41	39	2	199
外	3	5	48	28	18	1	103
刑	6	3	14	8	12	1	44

〔196〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。〔(194) に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	7	101	33	38	3	199
外	2	4	52	27	16	2	103
刑	7	3	17	2	14	1	44

〔197〕 あなたは、令状によるものであれ令状によらないものであれ、一般的に言って、「搜索をした以上、必ず目的物を発見するくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。〔(194) に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	12	86	36	38	13	199
外	4	5	46	23	20	5	103
刑	5	4	12	9	12	2	44

〔198〕 それでは、「搜索をした以上、ほかの犯罪や余罪の資料も必ずさがすくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。〔(194) に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	17	97	39	22	2	199
外	6	11	54	19	12	1	103
刑	7	3	12	13	8	1	44

〔199〕 それでは、「被疑者を逮捕しようとしてとりががした場合でも、逮捕する場合に令状なしでできる搜索ぐらいはしなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。〔(194) に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	14	92	33	27	3	199
外	12	6	50	22	11	2	103
刑	11	5	11	4	12	1	44

- 〔200〕 それでは、「被疑者を逮捕しに行つて被疑者が不在だった場合、被疑者が帰るのを待ちながら、逮捕する場合に令状なしでできる搜索を、まずやっておくくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」
と思ひますか。(〔194〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	64	11	86	16	19	3	199
外	23	7	53	6	12	2	103
刑	25	3	8	3	4	1	44

- 〔201〕 それでは、「令状によつて搜索する場合、被疑事実がどんなものかを被疑者に知られるようでは、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」
と思ひますか。(〔194〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	69	17	86	12	12	3	199
外	31	6	51	5	8	2	103
刑	27	5	8	3	0	1	44

〔21枚目〕

- 〔202〕 それでは、〔197〕～〔201〕のよつな「 」内の考へは、道警内部でのタテマエとしての考へに一致すると思ひますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言へばそうは思わない
3. どちらとも言へない 4. どちらかと言へばそう思ふ
5. そう思ふ

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	7	102	16	38	8	199
外	13	3	56	9	18	4	103
刑	12	2	15	1	12	2	44

- 〔203〕 それでは、〔197〕～〔201〕のよつな「 」内の考へは、あなたが所属する警察署の幹部の考へに一致すると思ひますか。(答は、番号だけです、内容は、〔202〕と同じです。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	9	107	14	38	5	199
外	14	2	58	9	17	3	103
刑	9	3	18	1	12	1	44

〔204〕 あなたは、令状にもとづく捜索の場合に、「ほかの犯罪の現場にぶつかって、その被疑者を現行犯逮捕できた」ケースもかなりあると思いますか。

（〔203〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	22	107	18	19	4	199
外	14	8	60	9	10	2	103
刑	11	3	19	6	4	1	44

〔205〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。（〔203〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	21	118	12	10	5	199
外	14	10	67	5	5	2	103
刑	11	5	20	4	3	1	44

〔206〕 それでは、もしそのようなケースがあるとすれば、その中には、「現行犯逮捕することをあらかじめ準備していた」ケースもあると思いますか。

（〔203〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	22	110	18	8	5	199
外	16	9	61	9	6	2	103
刑	11	7	18	5	1	2	44

〔207〕 それでは、そのように「準備して行く」ことは、「捜査活動として、うまいやりかただ。」と思いますか。（〔203〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	11	116	20	23	3	199
外	14	5	63	10	9	2	103
刑	6	3	18	6	10	1	44

〔208〕 それでは、そのように「準備して行く」ことは、「捜査活動として正しい

やりかただ。」と思いますか。〔203〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	10	115	21	22	3	199
外	16	5	63	10	7	2	103
刑	7	3	20	5	8	1	44

〔209〕 それでは、そのように「準備して行く」ことは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。〔203〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	9	119	17	18	4	199
外	19	6	60	8	7	3	103
刑	6	3	23	3	8	1	44

〔210〕 それでは、そのように「準備して行く」ことは、あなたが所属する警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。〔203〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	8	118	16	21	4	199
外	20	5	60	9	6	3	103
刑	6	3	23	3	8	1	44

〔211〕 あなたは、「搜索差押に関する規制のために、犯人検挙の能率がかなりさまたげられている。」と思いますか。〔203〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	16	108	20	12	4	199
外	18	10	59	9	5	2	103
刑	11	3	18	6	4	2	44

〔212〕 それでは、「搜索差押に関する規制が強化されるのは、やむをえないことだ。」と思いますか。〔203〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	15	103	30	25	3	199
外	10	8	60	16	7	2	103
刑	8	6	15	6	8	1	44

〔22枚目〕

〔213〕 あなたは、搜索差押令状は、裁判官の「許可書」だと思いますか、それとも「命令書」だと思いますか。

付 録

- 答 1. 命令書 2. どちらかと言えば命令書
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えば許可書
 5. 許可書

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	2	74	22	91	3	199
外	5	1	47	12	37	1	103
刑	0	0	5	4	33	2	44

[214] それでは、道警内部でのタテマエとしての考えでは、どうだと思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、[213]と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	1	88	19	85	1	199
外	3	0	55	13	32	0	103
刑	0	0	7	3	33	1	44

[215] それでは、あなたが所属する警察署の幹部の考えでは、どうだと思いますか。([214]と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	3	4	92	16	83	1	199
外	2	1	59	9	32	0	103
刑	0	0	7	3	33	1	44

[216] あなたは、逮捕状は、裁判官の「許可書」だと思いますか。それとも「命令書」だと思いますか。([214]と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	9	71	23	87	1	199
外	4	5	48	10	36	0	103
刑	2	0	6	5	30	1	44

[217] それでは、道警内部でのタテマエとしての考えでは、どうだと思いますか。([214]と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	5	84	16	87	2	199
外	2	3	55	8	35	0	103
刑	1	0	6	5	30	1	44

〔218〕 それでは、あなたが所属する警察署の幹部の考えでは、どうですか。

(〔214〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	2	78	15	84	14	199
外	2	1	51	8	35	6	103
刑	1	0	4	5	28	5	44

〔219〕 あなたは、逮捕状が発行された場合でも、「すぐに執行しないで、まず任意同行や任意出頭を求める」ケースがかなりあると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	14	87	23	44	4	199
外	14	6	46	9	25	3	103
刑	7	2	13	10	11	1	44

〔220〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなっていると思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔219〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	9	101	28	30	1	199
外	14	3	57	13	16	0	103
刑	9	1	16	10	7	1	44

〔221〕 それでは、そのようなケースは、「捜査活動としてうまいやりかただ。」と思いますか。(〔220〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	12	106	22	28	1	199
外	15	8	56	10	14	0	103
刑	8	3	16	6	10	1	44

〔222〕 それでは、そのようなケースは、「捜査活動として正しいやりかただ。」と思いますか。(〔220〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	20	96	22	34	2	199
外	14	11	49	13	15	1	103
刑	6	3	15	6	13	1	44

付 録

〔223〕 それでは、そのようなケースは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。(〔220〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	8	105	21	20	4	199
外	10	5	57	12	17	2	103
刑	5	0	16	5	16	2	44

〔23枚目〕

〔224〕 それでは、そのようなケースは、あなたの所属する警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	7	106	20	41	3	199
外	10	3	61	12	16	1	103
刑	4	1	15	5	17	2	44

〔225〕 あなたは、もしそのようなケースがあるとすれば、それは、実際のところ、どんな目的からだと思いますか。まず、「被疑者やその家族の名誉を守る」という目的があると思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔224〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	11	95	38	37	4	199
外	6	4	52	21	18	2	103
刑	4	5	16	8	9	2	44

〔226〕 それでは、「被疑者が拘束に耐えうるかどうかをしらべる」という目的があると思いますか。(〔225〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	23	93	21	17	4	199
外	20	12	48	11	9	3	103
刑	11	8	15	6	3	1	44

〔227〕 それでは、「できるだけ時間をかけて十分に取調べる」という目的があると思いますか。(〔225〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	18	90	27	17	5	199
外	17	8	45	18	12	3	103
刑	16	7	14	5	1	1	44

〔228〕 それでは、「万が一にも誤逮捕でないかどうかたしかめる」という目的があると思いますか。((225)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	12	94	27	37	4	199
外	14	7	51	10	18	3	103
刑	7	1	12	11	12	1	44

〔229〕 それでは、「証拠いんめつや逃走のおそれが本当にあるかどうかたしかめる」という目的があると思いますか。((225)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	17	88	20	32	5	199
外	17	9	46	9	19	3	103
刑	13	5	13	4	8	1	44

〔230〕 それでは、「できるだけ強制をさけて、捜査への協力をひき出す」という目的があると思いますか。((225)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	16	89	28	29	3	199
外	12	8	50	15	17	1	103
刑	14	6	12	5	6	1	44

〔231〕 あなたは、逮捕状請求にふみきる場合、実際のところ、どの程度の容疑が一般的だと思いますか。まず、「あくまで相当の理由」程度の容疑が一般的だと思いますか。((225)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	6	86	37	60	3	199
外	1	2	47	21	31	1	103
刑	3	1	13	10	16	1	44

〔232〕 それでは、「すぐに起訴できる」程度の容疑が一般的だと思いますか。((225)に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	16	84	34	41	6	199
外	2	6	50	21	21	3	103
刑	8	7	11	5	11	2	44

〔233〕 それでは、「すぐに有罪判決が得られる」程度の容疑が一般的だと思いますか。(〔225〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	16	94	26	34	6	199
外	5	5	57	13	20	3	103
刑	9	8	10	8	7	2	44

〔24枚目〕

〔234〕 あなたは、「すぐに起訴できるとか有罪判決が得られるという程度ではないが、相当な理由はあったので、逮捕状の発行を得て逮捕したところ、どうしても公判が維持できる程度の心証が得られないので釈放した。」という場合、その令状請求を決定した警察官個人の実績のうえて、マイナスの評価になると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	54	26	86	13	13	7	199
外	23	12	52	6	8	2	103
刑	17	7	10	4	3	3	44

〔235〕 それでは、そのような場合、その警察署の実績のうえて、マイナスの評価になると思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔234〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	25	90	21	16	3	199
外	16	11	52	14	9	1	103
刑	14	9	14	3	3	1	44

〔236〕 それでは、そのような場合、マスコミは、「逮捕状を発行した裁判所はそのままにしておいて、警察だけを非難する。」と思いますか。(〔235〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	8	91	31	37	3	199
外	12	5	47	18	20	1	103
刑	19	2	16	6	9	1	44

〔237〕 それでは、そのような場合、一般道民の多数は、「逮捕状を発行した裁判所はそのままにして、警察だけを非難する。」と思いますか。（〔235〕と同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	16	89	32	33	4	199
外	12	5	46	21	18	1	103
刑	8	5	15	4	10	2	44

〔238〕 あなたは、「相当な理由があれば逮捕状請求にふみきるべきだ。」と思いますか。（〔235〕と同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	10	72	38	59	3	199
外	9	4	35	21	33	1	103
刑	6	3	13	9	12	1	44

〔239〕 それでは、〔238〕の「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。（〔235〕と同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	9	93	33	46	7	199
外	5	3	49	21	23	2	103
刑	4	3	17	4	14	2	44

〔240〕 それでは、〔238〕の「 」内の考えは、あなたが所属する警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。（〔235〕と同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	8	92	33	48	4	199
外	6	3	45	24	24	1	103
刑	6	1	18	4	14	1	44

〔241〕 あなたは、「一般道民が、捜査に必要な資料の任意提出を拒否する」ケースが、だんだん多くなってきていると思いますか。（〔235〕と同じ。）

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	16	89	41	30	2	199
外	7	9	48	24	15	0	103
刑	8	4	16	7	8	1	44

〔242〕 それでは、「そのようなケースは、権利意識が育っている証拠で、むしろ好ましいことだ。」と思いますか。((〔235〕に同じ。))

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	33	101	14	8	3	199
外	21	18	53	8	3	0	103
刑	12	7	18	4	2	1	44

〔243〕 それでは、「一般道民にも、要請があり次第任意提出するぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思いますか。((〔235〕に同じ。))

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	7	98	38	40	2	199
外	7	3	51	23	19	0	103
刑	5	2	17	8	11	1	44

〔244〕 あなたは、「被疑者のときから弁護士がつく」ケースが、だんだん多くなってきていると思いますか。((〔235〕に同じ。))

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	8	86	47	41	3	199
外	6	5	49	22	20	1	103
刑	3	1	13	10	16	1	44

〔245〕 それでは、そのようなケースの場合、「接見交通の要求が、だんだんひんぱんに出されるようになってきた。」と思いますか。((〔235〕に同じ。))

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	10	89	47	36	3	199
外	5	6	48	25	18	1	103
刑	3	3	14	11	12	1	44

〔25枚目〕

〔246〕 あなたは、「被疑者のときから弁護士がつくために、犯人検挙の能率がかなりさまたげられている。」と思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない

3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	38	33	89	22	14	3	199
外	16	16	47	13	11	0	103
刑	16	7	15	3	1	2	44

- 〔247〕 それでは、「被疑者のときから弁護士がつくのは、権利意識が育っている証拠で、むしろ好ましいことだ。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔246〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	14	89	26	34	20	199
外	8	7	47	12	19	10	103
刑	5	3	19	8	7	2	44

- 〔248〕 それでは、「少くとも勾留前の72時間は、弁護士との接見交通ができないようにすべきだ。」と思いますか。(〔247〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	44	19	94	17	22	3	199
外	18	10	50	12	12	1	103
刑	17	7	14	2	3	1	44

- 〔249〕 それでは、「将来、公判のときの被告人と同じように、一定の場合に、被疑者のときから国選弁護士がつくようになったとしても、それはやむをえない。」と思いますか。(〔247〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	13	9	100	39	36	2	199
外	6	2	55	26	14	0	103
刑	5	3	13	9	5	1	44

- 〔250〕 あなたは、「黙秘権を告げたために、被疑者が黙秘してしまった。」というケースは、かなりあると思いますか。(〔247〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	20	96	25	26	5	199
外	6	10	52	18	16	1	103
刑	13	7	14	3	6	1	44

付 録

〔251〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いませんか。(〔247〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	16	89	24	42	2	199
外	6	9	51	15	22	0	103
刑	14	5	13	2	9	1	44

〔252〕 それでは、「黙秘権の告知は、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」と思いませんか。(〔247〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	18	89	27	29	2	199
外	14	8	50	17	14	0	103
刑	12	5	13	7	6	1	44

〔253〕 それでは、「黙秘権の告知は、自供獲得の能率をかなりさまたげている。」と思いませんか。(〔247〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	15	87	31	30	2	199
外	14	7	46	21	15	0	103
刑	12	6	12	8	5	1	44

〔254〕 それでは、「黙秘権があることはよいとしても、黙秘権の告知は廃止すべきだ。」と思いませんか。(〔247〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	48	16	85	26	21	3	199
外	21	11	43	17	10	1	103
刑	18	1	15	4	5	1	44

〔255〕 あなたは、「はじめから黙秘権があることを知っていて、黙秘してくる。」というケースは、かなりあると思いませんか。(〔247〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	8	81	42	52	2	199
外	5	1	42	31	24	0	103
刑	4	2	15	6	16	1	44

〔256〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いま

すか。(〔247〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	8	79	43	51	2	199
外	6	3	41	30	23	0	103
刑	4	1	13	8	17	1	44

〔26枚目〕

〔257〕 それでは、「黙秘権の存在は、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」
と
思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	18	80	36	33	5	199
外	13	7	44	21	17	1	103
刑	7	5	11	10	9	2	44

〔258〕 それでは、「黙秘権の存在は、自供獲得の能率をかなりさまたげている。」
と
思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔257〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	14	73	47	41	2	199
外	9	6	42	27	19	0	103
刑	7	3	8	12	13	1	44

〔259〕 それでは、「少なくとも逮捕されたあとでは、黙秘権を認めるべきではな
い。」と
思いますか。(〔258〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	15	88	28	26	2	199
外	15	10	47	19	12	0	103
刑	18	1	13	3	8	1	44

〔260〕 それでは、「被疑者が黙秘することは、権利意識が育っている証拠である
から、むしろ好ましいことだ。」と
思いますか。(〔258〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	24	97	21	13	2	199
外	19	13	53	12	6	0	103
刑	14	7	16	3	3	1	44

付 録

〔261〕 あなたは、「弁護人の選任権を告知したために、被疑者が弁護士を依頼した。」というケースが、だんだん多くなってきたと思いますか。〔258〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	10	105	36	24	3	199
外	8	4	61	21	8	1	103
刑	9	3	13	10	8	1	44

〔262〕 それでは、「弁護人の選任権があることはよいとしても、その告知は廃止すべきだ。」と思いますか。〔258〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	14	22	2	2	127	199
外	6	9	14	2	72	0	103
刑	19	4	4	0	1	16	44

〔263〕 逮捕後ひきつづき留置していた場合は、身体拘束のときから48時間以内に、検察庁に送致しなければなりませんが、あなたは、「送致後も、身柄は警察署内に留置しておく。」というケースが、実際としては一般的だと思いますか。〔258〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	18	96	27	26	2	199
外	15	9	55	17	7	0	103
刑	9	3	12	6	13	1	44

〔264〕 それでは、もし、「送致と同時に、身柄もすべて自動的に検察庁に移される。」というシステムになったとすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。〔258〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	13	100	28	28	2	199
外	16	7	59	13	8	0	103
刑	5	3	10	10	15	1	44

〔265〕 それでは、「そのようなシステムになったとしても、やむをえない。」と思いますか。〔258〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	16	105	25	22	2	199
外	12	7	56	18	10	0	103
刑	11	6	17	2	7	1	44

〔266〕 それでは、もし、送致までの時間が「24時間に減らされた」とすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。(〔258〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	5	75	42	61	2	199
外	7	3	45	25	23	0	103
刑	3	2	6	8	24	1	44

〔267〕 それでは、「そのように減らされたとしても、やむをえない。」と思いますか。(〔258〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	48	31	83	16	17	4	199
外	17	18	44	11	11	2	103
刑	19	7	13	1	3	1	44

〔27枚目〕

〔268〕 それでは、「送致に関する現在のシステムでも、犯人検挙の能率はかなりさまたげられている。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	16	105	23	20	4	199
外	13	8	55	15	11	1	103
刑	11	4	18	4	5	2	44

〔269〕 警察から送致を受けた検察庁は、24時間以内に勾留を請求しなければなりません。あなたは、「現在のように24時間あっても、犯人検挙の能率はかなりさまたげられている。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔268〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	17	101	29	15	2	199
外	11	11	53	19	9	0	103
刑	15	3	18	4	3	1	44

〔270〕 それでは、もし、勾留請求までの時間が「12時間に減らされた」とすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。(〔269〕

に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	11	81	30	56	3	199
外	5	9	43	19	26	1	103
刑	8	1	12	5	17	1	44

〔271〕 それでは、「そのように減らされたとしても、やむをえない。」と思いますか。〔269〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	56	22	89	17	12	3	199
外	20	15	50	9	8	1	103
刑	19	4	15	2	3	1	44

〔272〕 あなたは、裁判所から「勾留請求を拒否される」ケースも、かなり多いと思いますか。〔269〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	19	97	34	36	2	199
外	4	9	53	20	17	0	103
刑	2	7	14	8	12	1	44

〔273〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきたと思いますか。〔769〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	15	95	37	38	5	199
外	5	8	50	21	17	2	103
刑	2	5	14	9	13	1	44

〔274〕 あなたは、一般的に言って、勾留の要件がきびしくなってきたと思いますか。〔269〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	9	82	48	47	2	199
外	3	4	44	28	24	0	103
刑	5	3	8	15	12	1	44

〔275〕 それでは、とくに、「住居の不定性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。〔269〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	12	97	35	34	2	199
外	8	4	55	18	18	0	103
刑	5	3	11	12	12	1	44

〔276〕 それでは、とくに、「罪証いんめつのおそれ」の要件がきびしくなってきたと思いますか。〔269〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	13	77	61	33	3	199
外	5	9	42	29	17	1	103
刑	4	1	8	20	10	1	44

〔277〕 それでは、とくに、「逃亡のおそれ」の要件がきびしくなってきたと思いますか。〔269〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	4	87	55	34	4	199
外	7	1	45	33	17	0	103
刑	4	3	10	16	10	1	44

〔278〕 それでは、とくに、「勾留の必要性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。〔269〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	9	80	54	42	3	199
外	5	3	43	30	21	1	103
刑	2	2	12	16	11	1	44

〔279〕 あなたは、一般的に言って、勾留は、実際のところ、どんな意味で必要だと思いますか。まず、「捜査のつめを十分に行う」という意味で必要だと思いますか。〔269〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	9	68	48	66	2	199
外	3	6	38	29	27	0	103
刑	3	1	6	10	23	1	44

〔280〕 それでは、「余罪捜査を行う」という意味で必要だと思いますか。〔269〕に同じ。）

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	13	75	46	41	4	199
外	12	4	45	25	17	0	103
刑	4	3	9	11	16	1	44

[28枚目]

[281] それでは、「罪証いんめつの防止」という意味で必要だと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	3	5	76	40	73	2	199
外	1	0	44	21	37	0	103
刑	1	0	8	10	24	1	44

[282] それでは、「被疑者自身に対する取調」という意味で必要だと思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、[281]と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	10	73	50	57	2	199
外	3	4	40	27	29	0	103
刑	2	2	10	12	17	1	44

[283] それでは、「逃亡の防止」という意味で必要だと思いますか。([282]と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	3	75	52	60	4	199
外	2	3	43	30	24	1	103
刑	1	0	7	9	26	1	44

[284] あなたは、一般的に言って、「勾留の延長や再延長が拒否される」ケースも、かなり多いと思いますか。([282]と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	8	100	43	31	3	199
外	4	1	54	25	18	1	103
刑	6	5	18	8	6	1	44

[285] それでは、そのようなケースが、だんだん多くなってきたと思いますか。

〔282〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	13	10	99	39	34	4	199
外	5	2	53	22	19	2	103
刑	5	5	17	7	9	1	44

〔286〕 あなたは、「勾留してはじめて、本格的な捜査が始まるのだ。」と思いますか。(〔282〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	45	24	77	27	22	4	199
外	18	13	41	17	14	0	103
刑	15	7	12	4	5	1	44

〔287〕 あなたは、「勾留やその延長・再延長の請求に慎重な検察官が多くなってきた。」と思いますか。(〔282〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	10	85	54	42	3	199
外	2	6	48	28	18	1	103
刑	1	1	14	13	14	1	44

〔288〕 それでは、そのような検察官は、「捜査官として好ましくない。」と思いますか。(〔282〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	31	91	9	15	4	199
外	20	14	57	6	5	1	103
刑	15	12	9	2	5	1	44

〔289〕 あなたは、「余罪捜査の必要性があれば当然に、勾留やその延長・再延長を認めるべきだ。」と思いますか。(〔282〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	16	69	54	42	3	199
外	6	7	40	29	20	1	103
刑	3	6	8	14	12	1	44

〔290〕 それでは、「被疑者が黙秘している場合は当然に、勾留やその延長・再延長を認めるべきだ。」と思いますか。(〔282〕に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	11	72	46	62	2	199
外	5	6	41	26	25	0	103
刑	1	3	7	6	26	1	44

〔291〕 あなたは、「現在でも、勾留やその延長・再延長に関する規制が、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。〔282〕に同じ。

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	11	95	37	34	2	199
外	9	4	56	18	16	0	103
刑	8	4	11	8	12	1	44

〔292〕 それでは、もし、「勾留の期間が5日に減らされ、延長・再延長はまったく認めない」というシステムになったとすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。〔282〕に同じ。

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	8	77	40	63	3	199
外	3	3	48	24	24	1	103
刑	3	1	10	6	23	1	44

〔29枚目〕

〔293〕 それでは、「勾留に関する規制の強化はやむをえないことだ。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	20	99	21	28	4	199
外	12	6	58	13	12	2	103
刑	8	8	16	2	9	1	44

〔294〕 あなたは、「捜査に必要な資料の任意提出を求めた以上、必ずその目的を達するくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔293〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	15	90	39	42	3	199
外	5	9	47	20	21	1	103
刑	3	4	15	8	13	1	44

[295] それでは、[294]の「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。([294]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	8	113	31	37	3	199
外	3	4	61	16	18	1	103
刑	3	2	20	6	12	1	44

[296] それでは、[294]の「 」内の考えは、あなたが所属する警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。([294]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	9	110	34	36	3	199
外	3	3	63	18	15	1	103
刑	3	2	19	6	13	1	44

[297] あなたは、たとえ勾留が認められた場合でも、「拘置所が勾留場所になる」ケースがかなり多いと思いますか。([294]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	16	114	36	22	5	199
外	1	8	66	16	11	1	103
刑	5	2	17	10	9	1	44

[298] それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。([294]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	10	117	30	27	5	199
外	3	5	66	16	12	1	103
刑	5	2	17	8	10	2	44

[299] それでは、「拘置所が勾留場所にされるために、犯人検挙の能率がかなりさまたげられている。」と思いますか。([294]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	13	13	114	32	24	3	199
外	6	6	70	13	7	1	103
刑	4	4	15	8	12	1	44

[300] あなたは、もし、「勾留場所はすべて拘置所にする」というシステムにな

ったとすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。〔294〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	13	101	35	31	3	199
外	9	5	61	18	9	1	103
刑	3	4	13	8	15	1	44

〔301〕 それでは、「そのようなシステムになっても、やむをえない。」と思いますか。〔294〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	16	113	23	18	3	199
外	8	6	64	15	9	1	103
刑	10	7	18	1	7	1	44

〔302〕 あなたは、「拘置所が勾留場所」になると、どんな点で問題が出てくると思いますか。まず、「被疑者との人間関係が作りにくくなる。」点が問題だと思いますか。〔294〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	15	14	108	29	30	3	199
外	9	7	60	16	10	1	103
刑	3	3	14	8	15	1	44

〔303〕 それでは、「弁護士や家族との接見交通がひんぱんになる。」点が問題だと思いますか。〔294〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	22	103	26	19	2	199
外	10	10	58	16	9	0	103
刑	9	9	16	5	4	1	44

〔30枚目〕

〔304〕 それでは、「拘置所には取調のための施設がない。」点が問題だと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	8	108	35	29	3	199
外	2	3	66	16	15	1	103
刑	6	3	12	11	11	1	44

〔305〕 それでは、「捜査が長引いて、被疑者にとって不利益になる。」点が問題だと思いませんか。(答は、番号だけですが、内容は、〔304〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	12	112	28	23	2	199
外	13	6	60	18	6	0	103
刑	7	4	19	5	8	1	44

〔306〕 それでは、「必要なつど取調や引あたりなどをしたくても、思うようにできなくなる。」点が問題だと思いませんか。(〔305〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	5	91	41	51	5	199
外	4	4	52	24	18	1	103
刑	0	0	10	11	22	1	44

〔307〕 それでは、「証拠いんめつが防ぎにくくなる。」点が問題だと思いませんか。(〔305〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	12	105	31	23	3	199
外	12	8	56	15	11	1	103
刑	7	1	17	10	8	1	44

〔308〕 あなたは、「黙秘している場合には当然に、留置場での勾留を認めるべきだ。」と思いませんか。(〔305〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	10	91	37	48	3	199
外	4	5	52	21	20	1	103
刑	2	2	12	8	19	1	44

〔309〕 それでは、「余罪捜査の必要がある場合には当然に、留置場での勾留を認めるべきだ。」と思いませんか。(〔305〕と同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	10	85	42	48	5	199
外	5	6	49	20	21	2	103
刑	2	2	10	11	18	1	44

〔310〕 あなたは、「黙秘権の告知は、捜査の能率をさまたげることがないような言いかたですのでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。〔〔305〕と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	46	18	98	22	12	2	199
外	17	10	57	11	7	1	103
刑	19	6	12	3	3	1	44

〔311〕 それでは、「弁護士選任権の告知は、捜査の能率をさまたげることがないような言いかたですのでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。〔〔305〕と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	18	102	16	12	2	199
外	16	11	61	7	8	0	103
刑	22	5	12	2	2	1	44

〔312〕 それでは、〔310〕～〔311〕の「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。〔〔305〕と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	9	104	21	32	2	199
外	14	3	59	13	14	0	103
刑	13	4	15	1	10	1	44

〔313〕 それでは、〔310〕～〔311〕の「 」内の考えは、あなたが所属する警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。〔〔305〕と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	9	111	18	31	2	199
外	12	3	64	12	12	0	103
刑	13	4	15	1	10	1	44

〔314〕 あなたは、通常逮捕にふみきる場合、「その理由となっている本件として

の被疑事実のほか、かなりはっきりした他の容疑事実がある。」というケースもかなり多いと思いますか。〔305〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	7	105	38	37	3	199
外	5	4	51	27	15	1	103
刑	2	2	17	7	15	1	44

〔31枚目〕

〔315〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	11	121	25	23	5	199
外	6	6	60	20	11	0	103
刑	3	3	26	3	8	1	44

〔316〕 それでは、そのようなケースの中には、「本件の被疑事実との関係ではあえて逮捕しなくても大きな不都合はないが、他の容疑事実を取調べる必要があるので逮捕した。」という場合も、かなり多いと思いますか。(答は、番号ですが、内容は、〔315〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	24	112	23	14	3	199
外	9	11	63	15	5	0	103
刑	6	9	17	4	7	1	44

〔317〕 それでは、そのようなやりかたは、だんだん多くなってきていると思いますか。〔316〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	20	118	18	14	3	199
外	11	19	64	12	7	0	103
刑	8	7	21	2	5	1	44

〔318〕 それでは、そのようなやりかたは、「捜査活動としてうまいやりかただ。」と思いますか。〔316〕に同じ。〕

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	24	111	19	10	3	199
外	13	16	58	11	5	0	103
刑	8	7	20	5	3	1	44

〔319〕 それでは、そのようなやりかたは、「捜査活動として正しいやりかただ。」
と
思いますか。〔316〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	25	117	12	9	4	199
外	12	13	62	10	5	1	103
刑	8	7	25	1	2	1	44

〔320〕 それでは、そのようなやりかたは、道警内部でのタテマエとしての考え
に
一致していると思いますか。〔316〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	12	114	8	16	22	199
外	9	6	65	5	8	10	103
刑	8	3	21	2	6	4	44

〔321〕 それでは、そのようなやりかたは、あなたが所属している警察署の幹部
の考えに一致していると思いますか。〔316〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	18	120	10	18	7	199
外	10	8	70	5	9	1	103
刑	7	4	22	2	6	3	44

〔322〕 それでは、「そのようなやりかたを使わなければ解決できなかった事件
も、かなり多い。」と
思いますか。〔316〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	9	100	40	27	5	199
外	7	4	55	19	16	2	103
刑	7	3	14	12	7	1	44

〔323〕 それでは、「そのようなやりかたが認められなくなれば、犯人検挙の能率
はかなりさまたげられる。」と
思いますか。〔316〕に同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	16	97	35	31	4	199
外	6	7	57	16	16	1	103
刑	6	4	15	8	10	1	44

[324] それでは、「そのようなやりかたが認められなくなっても、やむをえない。」と思いますか。([316]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	19	116	14	20	5	199
外	11	8	64	9	9	2	103
刑	9	4	21	3	6	1	44

[325] あなたは、いわゆる「余罪」として解決される事件は、検挙件数全体の何割くらいになると思いますか。

答. 大体 _____ 割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	2	8	17	28	18	39		
外	0	5	8	14	8	20		
刑	0	1	4	5	6	13		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	21	8	11	1	0	46	199	
外	12	5	6	1	0	24	103	
刑	3	1	4	0	0	7	44	

[326] それでは、とくに「盗犯」関係では、「余罪」として解決される事件は、検挙件数全体の何割くらいになると思いますか。

答. 大体 _____ 割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	2	6	12	18	18	34		
外	0	4	7	8	12	14		
刑	0	0	4	3	4	9		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	27	15	18	3	1	45	199	
外	12	10	11	2	0	23	103	
刑	10	2	4	1	0	7	44	

〔32枚目〕

〔327〕 それでは、とくに「強行犯」関係では、何割くらいになると思いますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	5	47	37	31	10	17		
外	3	23	13	16	8	12		
刑	0	15	11	7	1	4		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	2	1	3	0	0	46	199	
外	2	1	1	0	0	24	103	
刑	0	0	1	0	0	5	44	

〔328〕 それでは、とくに「知能犯」関係では、どうだと思えますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	13	34	40	23	10	22		
外	6	13	25	13	4	11		
刑	1	14	10	4	3	4		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	5	4	4	0	0	44	199	
外	3	3	3	0	0	22	103	
刑	1	1	1	0	0	5	44	

〔329〕 それでは、とくに「暴力犯」関係ではどうだと思えますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	7	31	34	36	11	22		
外	5	16	13	22	7	11		
刑	0	8	14	7	0	5		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	4	4	4	1	0	45	199	
外	2	1	4	0	0	22	103	
刑	1	2	0	1	0	6	44	

〔330〕 あなたは、「48時間ないし72時間の留置期間からすでに余罪捜査をしている」というケースも、かなり多いと思えますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	15	94	34	34	6	199
外	7	6	49	22	15	4	103
刑	5	4	14	8	12	1	44

〔331〕 それでは、「勾留期間の大部分は全罪捜査をしている」というケースも、かなり多いと思いますか。(答は、番号ですが、内容は、〔330〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	18	14	101	43	21	2	199
外	9	9	55	22	8	0	103
刑	5	1	14	13	10	1	44

〔332〕 それでは、「捜査を始めた以上、余罪がないかどうかあくまでたしかめるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔331〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	13	11	82	40	46	7	199
外	5	8	49	23	16	2	103
刑	2	2	11	8	20	1	44

〔333〕 それでは、「たとえ本件の捜査が早く終わったとしても、残りの期間を使って、余罪がないかどうかあくまで追及するくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔331〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	13	83	46	46	3	199
外	2	8	51	27	15	0	103
刑	2	1	9	10	20	2	44

〔334〕 それでは、「たとえ本件の捜査が早く終わったとしても、勾留をとって、余罪がないかどうかあくまで追及するくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔331〕と同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	19	106	27	26	2	199
外	9	10	65	9	10	0	103
刑	5	6	16	5	11	1	44

〔335〕 それでは、〔331〕～〔334〕の「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。(〔331〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	12	120	20	32	3	199
外	5	5	73	7	12	1	103
刑	3	5	17	5	13	1	44

〔336〕 それでは、〔331〕～〔334〕の内の考えは、あなたが所属している警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。(〔331〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	9	121	24	33	2	199
外	5	4	72	11	11	0	103
刑	3	4	18	5	13	1	44

〔337〕 あなたは、「本件の捜査はほぼメドがしたが、余罪捜査を行う必要があるので勾留をとる。」というケースも、かなりあると思いますか。(〔331〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	14	103	43	23	2	199
外	6	7	64	19	7	0	103
刑	4	5	11	12	11	1	44

〔33枚目〕

〔338〕 あなたは、逮捕の場合、あとで裁判官から「違法な別件逮捕だ。」と判断されたケースも、かなりあると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	22	112	14	13	3	199
外	10	8	68	8	8	1	103
刑	18	6	16	3	0	1	44

〔339〕 それでは、「別件の捜査を主目的にしているから逮捕状は出さない。」と判断されたケースもあると思いますか。(答は、番号ですが、内容は、〔338〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	20	111	18	21	3	199
外	6	8	67	11	10	1	103
刑	12	9	17	3	2	1	44

〔340〕 それでは、「別件の捜査を主目的にしているから勾留は認めない。」と判断されたケースもあると思いますか。(〔339〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	28	12	107	30	20	2	199
外	8	4	63	21	7	0	103
刑	13	6	15	3	6	1	44

〔341〕 それでは、「別件の捜査を主目的にしている場合には、勾留はすべて認めない。」というシステムになったとすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげる。」と思いますか。(〔339〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	5	103	33	38	4	199
外	6	2	61	18	15	1	103
刑	4	2	13	9	14	2	44

〔342〕 それでは、「そのようなシステムになったとしても、やむをえない。」と思いますか。(〔339〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	26	27	107	16	19	4	199
外	7	11	64	12	8	1	103
刑	9	11	14	2	6	2	44

〔343〕 あなたは、「取調の技術こそが、警察官の生命だ。」と思いますか。(〔339〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	14	12	97	35	38	3	199
外	4	7	56	15	21	0	103
刑	5	2	12	13	10	2	44

付 録

【344】 それでは、「取調こそが、警察官の生きがいだ。」と思いますか。〔(339)と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	22	104	26	20	2	199
外	10	12	58	10	13	0	103
刑	8	7	14	11	3	1	44

【345】 それでは、「取調の技術こそが、刑事のホコリだ。」と思いますか。〔(339)と同じ。〕

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	14	105	27	30	2	199
外	8	8	57	14	16	0	103
刑	5	4	16	9	9	1	44

【346】 あなたは、「自供がなければ解決できなかった」という事件は、検挙件数全体の何割くらいにあたると思いますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5
全	7	36	23	25	6	23
外	2	20	12	13	3	15
刑	1	7	7	7	2	2

答	6	7	8	9	10	欠	計
全	9	5	4	6	1	54	199
外	3	3	1	3	1	27	103
刑	3	1	3	2	0	9	44

【347】 それでは、とくに、「盗犯」関係では、何割くらいになると思いますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5
全	8	19	22	22	14	24
外	3	11	10	17	7	10
刑	2	4	4	4	4	8

答	6	7	8	9	10	欠	計
全	12	10	5	5	2	56	199
外	9	3	2	2	2	27	103
刑	2	3	0	2	0	11	44

[348] それでは、とくに、「強行犯」関係では、何割くらいになると思いますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	8	40	31	22	9	19		
外	2	24	19	7	7	8		
刑	2	7	7	7	0	7		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	3	3	5	1	3	55	199	
外	2	1	4	0	2	27	103	
刑	1	2	0	0	1	10	44	

[349] それでは、とくに、「知能犯」関係では、何割くらいになると思いますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	10	49	24	17	9	13		
外	5	28	11	6	5	9		
刑	1	8	9	7	1	2		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	9	7	1	3	2	55	199	
外	5	2	1	2	2	27	103	
刑	2	4	0	0	0	10	44	

[350] それでは、とくに、「暴力犯」関係では、何割くらいになると思いますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	10	45	20	24	13	13		
外	5	29	10	9	9	8		
刑	1	9	7	4	3	2		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	5	7	3	2	2	55	199	
外	3	0	0	1	2	27	103	
刑	2	3	3	0	0	10	44	

[34枚目]

[351] それでは、とくに、「交通事犯」関係では、何割くらいになると思いますか。

答. 大体_____割くらい

付 録

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	21	61	20	13	4	5		
外	12	32	11	6	3	2		
刑	3	13	5	3	1	2		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	5	4	5	3	2	56	199	
外	2	1	4	1	2	27	103	
刑	1	3	0	1	0	12	44	

[352] それでは、とくに、「警備・公安事犯」関係では、何割くらいになると思
いますか。

答. 大体_____割くらい

答(割)	0	1	2	3	4	5		
全	23	43	18	17	10	12		
外	14	25	8	9	6	7		
刑	5	9	5	4	2	2		
答	6	7	8	9	10	欠	計	
全	2	5	3	4	2	60	199	
外	2	0	1	0	1	30	103	
刑	0	3	1	0	1	12	44	

[353] あなたは、下のように、A・B 2通りのタイプがあるとした場合、どち
らのタイプの方が「より望ましい」と思いますか。

- A. 「自供の内容は、それまでの捜査では浮かんでいなかったことを多
く含んでいたが、その裏づけをしたところ、それに一致する事実が
現れてきたので、真犯人と判断した。」
- B. 「自供の内容が、それまでの捜査から浮かんできた事実と一致した
ので、真犯人と判断した。」

- 答 1. Bの方 2. どちらかと言えばB
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばA
5. Aの方

答	1	2	3	4	5	欠	計	
全	42	18	63	16	55	5	199	
外	23	9	41	7	21	2	103	
刑	11	3	7	5	17	1	44	

〔354〕 それでは、道警内部でのタテマエとしての考えでは、どちらだと思えますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔353〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	12	89	19	39	3	199
外	22	6	48	13	13	1	103
刑	7	3	16	4	13	1	44

〔355〕 それでは、あなたが所属する警察署の幹部の考えでは、どちらだと思えますか。(〔354〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	15	93	17	36	3	199
外	21	7	50	12	12	1	103
刑	7	3	16	4	13	1	44

〔356〕 あなたは、「自供」というものは、実際のところ、どんな点で役立っていると思えますか。まず、「動機の立証」という点で役立っていると思えますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	6	81	39	63	5	199
外	4	3	43	22	31	0	103
刑	1	1	12	10	19	1	44

〔357〕 それでは、「それにもとづいて直接証拠を収集する」という点で役立っていると思えますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔356〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	4	6	79	46	61	3	199
外	2	5	42	26	27	1	103
刑	1	1	10	12	19	1	44

〔358〕 それでは、「それまでの捜査でかためた容疑の確信を得る」という点ではどうですか。(〔357〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	2	2	76	52	65	2	199
外	0	1	39	32	31	0	103
刑	0	0	9	13	21	1	44

〔359〕 それでは、「犯罪事実前後のこまかい点を埋める」という点ではどうですか。(〔357〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	2	5	76	51	57	8	199
外	0	3	42	26	31	1	103
刑	0	1	10	16	13	4	44

〔360〕 それでは、「それにもとづいて補強証拠を収集する」という点ではどうですか。(〔357〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	1	7	76	48	56	11	199
外	0	3	41	24	30	5	103
刑	0	1	10	15	14	4	44

〔361〕 それでは、「それにもとづいて情状資料を収集する」という点ではどうですか。(〔357〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	6	7	83	46	54	3	199
外	2	5	47	22	26	1	103
刑	1	2	11	12	17	1	44

〔35枚目〕

〔362〕 あなたは、実際のところ、「自供がなければ、送検しにくい。」と思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	25	77	32	34	4	199
外	14	10	43	15	20	1	103
刑	9	2	10	15	7	1	44

〔363〕 それでは、「自供がなければ、真犯人であると断定しにくい。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔362〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	29	92	22	24	2	199
外	17	14	48	13	11	0	103
刑	10	6	14	8	5	1	44

[364] それでは、「自供がなければ、勾留をとりにくい。」と思いますか。

((363)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	42	34	85	19	17	2	199
外	17	15	47	15	9	0	103
刑	18	12	9	1	3	1	44

[365] それでは、「自供がなければ、起訴されにくい。」と思いますか。((363)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	32	87	25	21	3	199
外	16	16	45	15	10	1	103
刑	12	7	13	6	5	1	44

[366] それでは、「自供がなければ、有罪判決をとりにくい。」と思いますか。

((363)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	25	90	22	25	2	199
外	16	14	51	10	12	0	103
刑	11	6	13	8	5	1	44

[367] それでは、「自供がなければ、取調に従事する満足感がない。」と思いますか。((363)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	22	88	30	24	2	199
外	13	11	50	17	12	0	103
刑	10	5	10	10	8	1	44

[368] あなたは、「取調をする以上、あくまで自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。

((363)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	16	84	39	46	3	199
外	7	11	45	21	18	1	103
刑	2	1	13	13	14	1	44

付 録

〔369〕 それでは、「取調をする以上、それ以後の処置を軽くすませることを約束してでも自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔363〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	79	20	74	14	10	2	199
外	31	12	43	10	7	0	103
刑	30	2	9	1	1	1	44

〔370〕 それでは、「取調をする以上、『よく面倒をみてやるから』と約束してでも自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔363〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	79	24	74	12	8	2	199
外	36	14	40	7	6	0	103
刑	31	3	6	2	1	1	44

〔371〕 それでは、「取調をする以上、被疑者の供述を理づめに問いつめていって自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔363〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	13	84	42	42	2	199
外	8	6	46	23	20	0	103
刑	6	2	10	11	14	1	44

〔372〕 それでは、「取調をする以上、『供述する義務がある』と説得して自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔363〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	54	23	81	21	18	2	199
外	24	12	44	14	9	0	103
刑	18	8	9	4	4	1	44

〔36枚目〕

〔373〕 それでは、「取調をする以上、『すでに証拠はあがっている』と説得して自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。

答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない

3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	25	86	20	22	5	199
外	16	12	47	12	15	1	103
刑	17	4	13	5	4	1	44

- 〔374〕 それでは、「取調をする以上、被疑者の動機や境遇などに同情を示しながらでも自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔373〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	19	89	36	29	3	199
外	8	14	46	19	16	0	103
刑	9	1	16	12	5	1	44

- 〔375〕 それでは、「取調をする以上、多少きびしい言いかたで追及してでも自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔374〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	20	96	38	23	3	199
外	10	11	53	18	11	0	103
刑	4	3	15	15	6	1	44

- 〔376〕 それでは、「取調をする以上、ある程度の自供が得られるまでは接見を制限してでも自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔374〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	30	90	20	15	3	199
外	15	19	50	12	7	0	103
刑	18	7	9	5	4	1	44

- 〔377〕 それでは、「取調をする以上、ある程度の自供が得られるまでは食事やタバコや休けいを制限してでも自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。(〔374〕と同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	75	25	66	7	11	15	199
外	36	12	37	5	7	6	103
刑	25	8	5	0	2	4	44

〔378〕 それでは、「取調をする以上、たとえ深夜になっても、ある程度の自供が得られるまでは取調をつづけるくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。（〔374〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	84	20	68	12	8	7	199
外	41	11	37	8	5	1	103
刑	30	2	5	1	2	4	44

〔379〕 それでは、「取調をする以上、黙秘権の告知を一時ひかえてでも自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。（〔374〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	95	15	69	11	6	3	199
外	45	7	40	7	4	0	103
刑	34	2	5	1	1	1	44

〔380〕 それでは、「取調をする以上、勾留やその延長を最大限に利用してでも自供をひき出すくらいでなければ、警察官としての義務を果たしたとは言えない。」と思いますか。（〔374〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	18	82	27	30	3	199
外	21	11	44	15	12	0	103
刑	10	4	9	8	12	1	44

〔381〕 それでは、〔368〕～〔380〕の「 」内の考えは、大体において、道警内部でのタテマエとしての考えに一致すると思いますか。（〔374〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	13	95	21	36	4	199
外	16	7	48	16	15	1	103
刑	10	3	12	4	14	1	44

〔382〕 それでは、〔368〕～〔380〕の「 」内の考えは、大体において、あなたが所属している警察署の幹部の考えに一致すると思いますか。(〔374〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	29	11	94	24	37	4	199
外	16	6	49	18	14	0	103
刑	10	3	12	4	14	1	44

〔37枚目〕

〔383〕 あなたは、一般的に言って、「任意性がない」という理由で自供の証拠能力を否定されたケースも、かなり多いと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	26	101	30	22	3	199
外	4	9	60	16	14	0	103
刑	8	9	16	4	6	1	44

〔384〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔383〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	19	18	107	29	24	2	199
外	6	7	60	16	14	0	103
刑	9	7	15	7	5	1	44

〔385〕 あなたは、一般的に言って、「違法な手続の過程でとられた」という理由で自供の証拠能力を否定されたケースも、かなり多いと思いますか。

(〔384〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	17	99	31	17	2	199
外	9	6	58	19	11	0	103
刑	17	4	14	4	4	1	44

〔386〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。(〔384〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	17	103	28	15	4	199
外	10	7	62	15	8	1	103
刑	14	5	12	6	5	2	44

〔387〕 あなたは、一般的に言って、「信用性がない」という理由で自供の証明力を否定されたケースも、かなり多いと思いますか。〔384〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	21	102	32	15	2	199
外	7	10	55	21	10	0	103
刑	14	6	14	6	3	1	44

〔388〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。〔384〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	19	107	28	15	7	199
外	9	8	60	16	8	2	103
刑	8	7	15	6	5	3	44

〔389〕 あなたは、一般的に言って、「補強証拠が弱い」という理由で自供の証明力を否定されるケースも、かなり多いと思いますか。〔384〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	24	21	98	31	22	3	199
外	4	12	51	19	16	1	103
刑	14	6	15	7	1	1	44

〔390〕 それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。〔384〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	22	21	105	27	21	3	199
外	6	10	59	15	12	1	103
刑	9	6	17	7	4	1	44

〔391〕 あなたは、一般的に言って、自供の「証拠能力」に関する規制がきびしくなっていると思いますか。〔384〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	16	8	100	38	33	4	199
外	4	3	59	18	18	1	103
刑	5	4	10	13	10	2	44

〔392〕 それでは、そのような規制のために、犯人検挙の能率がかなりさまたげ

られていると思いますか。〔384〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	15	111	24	16	3	199
外	10	5	66	11	10	1	103
刑	11	8	16	5	3	1	44

〔393〕 あなたは、一般的に言って、自供の「証明力」に関する規制がきびしくなっていると思いますか。〔384〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	21	8	98	42	28	2	199
外	4	3	59	18	19	0	103
刑	8	3	11	14	7	1	44

〔394〕 それでは、そのような規制のために、犯人検挙の能率がかなりさまたげられていると思いますか。〔384〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	30	18	105	27	15	4	199
外	9	9	57	17	9	2	103
刑	11	7	17	5	3	1	44

〔38枚目〕

〔395〕 あなたは、公判になってから自供をくつがえすケースが、だんだん多くなってきたと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	11	87	46	45	3	199
外	2	3	47	26	25	0	103
刑	4	4	12	11	12	1	44

〔396〕 それでは、公判になってから自供の証拠能力をあらそうケースが、だんだん多くなってきたと思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔395〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	7	8	92	50	39	3	199
外	2	3	50	28	20	0	103
刑	4	3	11	13	12	1	44

付 録

〔397〕 それでは、「そのようにあらそうのは、権利意識が育っている証拠であつて、むしろ好ましいことだ。」と意思ですか。(〔396〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	21	112	19	11	3	199
外	15	11	59	9	8	1	103
刑	10	7	17	7	2	1	44

〔398〕 あなたは、「もともと自供以外には証拠が存在しえない」というケースもあると思ひますか。(〔396〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	38	23	114	6	15	3	199
外	15	13	65	4	6	0	103
刑	14	5	17	1	6	1	44

〔399〕 あなたは、自供に関する規制が強化されてもやむをえないと思ひますか。(〔396〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	23	21	103	20	19	13	199
外	9	10	63	11	7	3	103
刑	8	3	15	5	8	5	44

〔400〕 それでは、「たとえ任意性に問題があつても、内容が真実であれば自供の証拠能力を認めるべきだ。」と思ひますか。(〔396〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	24	100	26	26	3	199
外	9	7	57	17	12	1	103
刑	8	10	14	4	7	1	44

〔401〕 それでは、「たとえ違法な手続の過程でとられたものであつても、内容が真実であれば、自供の証拠能力を認めるべきだ。」と思ひますか。(〔396〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	49	29	92	16	11	2	199
外	17	12	58	11	5	0	103
刑	19	12	8	1	3	1	44

〔402〕 それでは、「たとえ違法な手続の過程でとられたものであっても、それが任意にされたものであれば、自供の証拠能力を認めるべきだ。」と思いますか。〔396〕と同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	39	34	90	20	14	2	199
外	16	15	54	10	8	0	103
刑	13	10	12	6	2	1	44

〔403〕 それでは、「場合によっては、自供だけで有罪判決ができるようにすべきだ。」と思いますか。〔396〕と同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	50	16	98	20	13	2	199
外	20	11	53	14	5	0	103
刑	19	2	17	1	4	1	44

〔404〕 あなたは、「本当に任意の」自供など、あると思いますか。〔396〕と同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	7	78	33	70	3	199
外	4	2	44	19	33	1	103
刑	2	3	8	7	23	1	44

〔405〕 あなたは、被疑者が自供するのは、実際のところ、どんな理由からだと思いますか。まず、「すっかりカンネンしたから」だと思いますか。

〔396〕と同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	10	98	38	33	3	199
外	8	3	55	20	16	1	103
刑	5	5	13	9	11	1	44

〔39枚目〕

〔406〕 それでは、「取調官の人柄がいいから」だと思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	12	12	117	25	20	3	199
外	6	4	62	18	13	0	103
刑	3	4	21	9	5	2	44

〔407〕 それでは、「取調のきびしさに耐えかねて」だと思いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔406〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	50	22	104	12	8	3	199
外	29	9	51	8	5	1	103
刑	15	7	18	2	1	1	44

〔408〕 それでは、「できるだけ早く取調から解放されたくて」だと思いますか。

(〔407〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	21	112	17	5	3	199
外	24	6	60	10	2	1	103
刑	11	9	17	4	2	1	44

〔409〕 それでは、「できるだけ軽い処分にしてもらいたくて」だと思いますか。

(〔407〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	35	15	107	26	14	2	199
外	18	9	55	15	6	0	103
刑	11	2	20	7	3	1	44

〔410〕 それでは、「供述しなければならぬものだと考えているから」だと思いますか。(〔407〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	40	15	112	21	8	3	199
外	19	7	62	10	4	1	103
刑	9	5	18	7	4	1	44

〔411〕 それでは、「いろいろ面倒をみてもらったことに恩を感じて」だと思いますか。(〔407〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	53	15	112	9	6	4	199
外	23	8	61	6	3	2	103
刑	20	4	17	2	0	1	44

〔412〕 あなたは、次のように、A・B 2通りのタイプがある場合、どちらの方

が、「より望ましい」と思いますか。

- A. 「まず被疑者に自由に話させて、その言い分をきき、それからその矛盾をついていく。」
 B. 「これまでの捜査でかためた容疑が正しいかどうか、要点ごとにきいていく。」

答 1. Bの方 2. どちらかと言えばB
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばA
 5. Aの方

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	8	7	67	28	87	2	199
外	5	4	39	17	38	0	103
刑	2	1	6	5	29	1	44

〔413〕 それでは、道警内部でのタテマエとしての考えに合うのは、どちらだと思いますか。(答は、番号ですが、内容は、〔412〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	2	97	21	72	2	199
外	4	0	54	14	31	0	103
刑	0	0	14	5	24	1	44

〔414〕 それでは、あなたが所属している警察署の幹部の考えに合うのは、どちらだと思いますか。(〔413〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	5	4	98	22	68	2	199
外	4	1	55	13	30	0	103
刑	0	0	14	5	24	1	44

〔415〕 あなたは、あとで裁判官から「職務質問は違法だった」と判断された場合、それを行った警察官個人の実績のうえて、マイナスの評価になると思いますか。(〔407〕と同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	16	96	23	29	3	199
外	11	9	54	14	15	0	103
刑	11	4	14	5	8	2	44

〔416〕 それでは、「任意同行は違法だった」と判断された場合は、どうだと思いますか。

ますか。〔407〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	33	13	93	28	29	3	199
外	12	6	53	17	14	1	103
刑	11	4	14	7	7	1	44

〔40枚目〕

〔417〕 それでは、「現行犯逮捕は違法だった」と判断された場合は、どうだと思
いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	34	10	94	33	23	5	199
外	17	4	54	18	8	2	103
刑	6	1	14	11	9	3	44

〔418〕 それでは、「緊急逮捕は違法だった」と判断された場合は、どうだと思
いますか。(答は、番号だけですが、内容は、〔417〕と同じです。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	32	10	92	35	27	3	199
外	17	3	53	18	11	1	103
刑	6	2	14	11	9	2	44

〔419〕 それでは、「通常逮捕は許されない別件逮捕だった」と判断された場
合は、どうだと思えますか。〔418〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	17	109	18	26	4	199
外	13	9	59	8	12	2	103
刑	5	4	18	6	9	2	44

〔420〕 それでは、「自供の証拠能力がない」と判断された場合は、どうだと思
いますか。〔418〕に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	10	110	29	20	3	199
外	13	5	59	16	9	1	103
刑	6	4	18	7	7	2	44

〔421〕 それでは、「自供の証明力がない」と判断された場合は、どうだと思いますか。〔418〕に同じ。

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	16	106	32	17	3	199
外	13	6	58	16	9	1	103
刑	5	5	18	7	7	2	44

〔422〕 それでは、勾留請求が却下された場合、「その理由となった捜査活動」を行った警察官個人の実績のうえで、マイナスの評価になると思いますか。〔418〕に同じ。

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	37	24	99	20	14	5	199
外	17	11	54	12	6	3	103
刑	11	8	15	4	4	2	44

〔423〕 それでは、「捜索差押は違法だった」と判断された場合は、どうだと思いますか。〔418〕に同じ。

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	27	19	104	22	24	3	199
外	15	13	54	9	11	1	103
刑	6	4	16	8	8	2	44

〔424〕 それでは、〔415〕～〔423〕のようなことがあって、そのために「無罪」になってしまったという場合は、どうだと思いますか。〔418〕に同じ。

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	7	112	29	23	3	199
外	13	4	60	17	8	1	103
刑	7	1	18	7	9	2	44

〔425〕 それでは、そのような場合、何か「内部的な処分」が行われると思いますか。〔418〕に同じ。

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	16	128	9	6	4	199
外	17	10	69	3	2	2	103
刑	13	3	22	3	1	2	44

付 録

〔426〕 それでは、そのような場合、警察署としての実績のうえで、マイナスの評価になると思いますか。〔418〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	13	96	37	32	4	199
外	10	10	54	16	11	2	103
刑	2	3	13	12	12	2	44

〔427〕 それでは、そのような場合、警察署の幹部に対して、何か「内部的な処分」が行われると思いますか。〔418〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	31	8	138	6	11	5	199
外	19	3	71	4	3	3	103
刑	7	3	28	1	3	2	44

〔41枚目〕

〔428〕 あなたは、起訴後の勾留に入ってから、なおしばらくは留置場に被告人（それまでの被疑者）がいることが、かなりあると思いますか。

- 答 1. そうは思わない 2. どちらかと言えばそうは思わない
 3. どちらとも言えない 4. どちらかと言えばそう思う
 5. そう思う

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	20	19	98	28	24	10	199
外	12	7	57	13	9	5	103
刑	4	9	8	9	11	3	44

〔429〕 それでは、起訴後の勾留に入ってから、余罪捜査のために被告人（それまでの被疑者）を取調べるのが、かなりあると思いますか。（答は、番号だけですが、内容は、〔428〕と同じです。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	17	17	100	33	24	8	199
外	9	7	56	19	7	5	103
刑	3	6	12	8	12	3	44

〔430〕 それでは、「起訴後はただちに身柄を拘置所へ移す」というシステムになれば、犯人検挙の能率は、かなりさまたげられると思いますか。〔429〕に同じ。）

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	25	17	97	35	16	9	199
外	12	7	55	16	7	6	103
刑	8	5	10	11	7	3	44

- [431] それでは、「起訴後は、余罪捜査のためでも、取調を認めない」というシステムになれば、犯人検挙の能率は、かなりさまたげられると思いますか。([429]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	8	97	38	39	8	199
外	5	5	55	19	14	5	103
刑	2	2	10	10	17	3	44

- [432] それでは、[430]～[431]の「 」内のようなシステムになっても、やむをえないと思いますか。([429]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	36	18	110	18	9	8	199
外	17	7	63	9	2	5	103
刑	13	7	14	4	3	3	44

- [433] あなたは、「勾留請求に慎重な」検察官が多くなってきたと思いますか。([429]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	11	7	100	37	33	11	199
外	6	2	57	17	14	7	103
刑	3	3	13	12	10	3	44

- [434] それでは、「起訴することに慎重な」検察官が多くなってきたと思いますか。([429]に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	6	89	49	37	8	199
外	5	4	47	26	16	5	103
刑	3	0	12	15	11	3	44

- [435] それでは、[433]～[434]の「 」内のような検察官が多くなって、やむをえないと思いますか。([429]に同じ。)

付 録

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	13	9	99	39	30	9	199
外	6	5	54	20	12	6	103
刑	4	3	15	10	9	3	44

[436] あなたは、もし、「逮捕または勾留されている被疑者も、取調そのものに出頭することを拒否できるし、取調の途中で自由に退去できる。」ということになれば、犯人検挙の能率は、かなりさまたげられると思いますか。

((429)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	10	6	86	36	53	8	199
外	6	3	46	21	22	5	103
刑	3	1	9	11	17	3	44

[437] それでは、そのようなシステムになってもやむをえないと思いますか。

((429)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	48	22	96	13	12	8	199
外	19	13	54	5	7	5	103
刑	16	3	14	4	4	3	44

[438] あなたは、もし、「弁護士の立会がなければ、自供を証拠にすることはできない。」ということになれば、犯人検挙の能率は、かなりさまたげられると思いますか。((429)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	9	9	93	31	48	9	199
外	3	6	54	17	18	5	103
刑	3	2	13	7	16	3	44

[439] それでは、そのようなシステムになってもやむをえないと思いますか。

((429)に同じ。)

答	1	2	3	4	5	欠	計
全	41	28	100	9	11	10	199
外	14	14	58	5	7	5	103
刑	17	6	13	2	2	4	44

The Attitudes and Behavior of the First Line Detectives Concerning Criminal Investigation : A Study with Observational and Survey Methods (1)

Setsuo MIYAZAWA*

I. Introduction

1. The Aims of This Article and Its Position in the History of Police Studies in Japan

This article will pursue two aims in regard to the policemen in charge of criminal investigation at the first line police stations in Japan with the data gathered through observational and survey methods. Firstly, this article will try to describe their actual behavior in the process of criminal investigation, and will try to find common characteristics in it. Secondly, this article will try to describe their perception about the circumstances surrounding their investigative activities, and will try to offer tentative explanations of the observed characteristics of their behavior by considering it as a function of such perception. Their perception about the expectations and controls upon them from both inside and outside of the police organization will be given particular attention. However, objective existence and characteristics of those expectations and controls will not be treated here except those from immediate supervisors and where first-hand data are available. This article is, thus, an initial part of a continuing study.

* Associate Professor, Faculty of Law, University of Hokkaido, and Ph. D. candidate, Department of Sociology, Yale University. LL. B., LL. M., University of Hokkaido, and M. A., Yale University.

Police studies in Japan have been represented by works of two scholars. They are Toshio Hironaka and David H. Bayley.

Hironaka is the pioneer of this genre in Japan. According to a series of his articles published in the fifties and sixties, which were later assembled in his books, the police in Japan too much rely on the suspect's confession in the process of criminal investigation, and there is a danger that they violate the rights and liberties of the citizens while seeking confession. Internal pressure to improve arrest rates, deprivation of the rights and liberties as citizens from them in the police organization and their lack of awareness of it, their ignorance of laws, a shortage of personnel and other resources in the area of criminal investigation as a result of the preferential treatment of the public security police, the concessive attitudes of the public prosecutors and the judges toward them, and a lack of serious attempts by the defense lawyers and citizens to criticize them are suggested as causes of such a dangerous situation. His works had enough quality to deter other scholar's attempt on the subject. In particular, the revelation of concrete examples of the negligence of civil rights and liberties of the police themselves in the police organization was his highest achievement. However, aside from his obsolete data, there are some problems. For instance, his description of police behavior is not based on direct observation, but mainly on reported cases in which the legality of police behavior was disputed. However relevant is his work as a practical warning, it is not sure whether we can take it as an exposé of normal police behavior.

If Hironaka is the pioneer, Bayley is the first social scientist who was permitted by the Japanese police to use observational method to study them. In summers of 1972 and 1973, he visited fifteen police stations in four prefectures with an interpreter provided by the National Police Agency. His book published in 1976, *Forces of Order: Police Behavior in Japan and the United States*, presents us an image of police in Japan sharply different from that of Hironaka. According to it, they are executing their duties with proper

pride, and their behavior concerning criminal investigation is very efficient and rarely problematic. This situation is accounted by the fact that the state is perceived and trusted by the Japanese as a natural existence, the police can behave as agents of social morality rather than as enforcers of law, and the control of them is entrusted to their own self-regulation. Methodologically, his work is an improvement from those of Hironaka, and its scope is more comprehensive. However, his has its own problems. For instance, since it was originally conceived from a practical viewpoint of an American citizen who wished to find a model police in Japan, a country with decreasing crime rates, that could be an alternative to the reality of American police, there is a danger that any peculiar feature of Japanese police is presented with a positive impression. Moreover, since he could not use Japanese by himself, and the time spent at each station was fairly short, it seems possible that he could only see and hear the non-problematic practices and positive views which were not necessarily representative. It is not surprising that it has been cited by higher-ranking police officials in Japan as something justifying the status quo of police in Japan.

Therefore, there is at least a possibility that my research on which this article is based will offer some new findings or modify existing knowledge, although it surely has its own limitations.

2. The Process of Data Gathering

The data were gathered in 1974 at a police station in Sapporo, the capital city of Hokkaido, the northernmost island of Japan. It had more than two hundred and fifty policemen, and a half of them were in the patrol division.

Observation was carried out mainly in the two criminal divisions. The first division was divided into five sections in charge of general affairs, property crimes (two sections), violent crimes, and identification. The second division was divided into two sections in charge of intellectual crimes and organized crimes. Each section was

further divided into some units each of which was comprised of one sergeant and one or two patrolmen. There were about fifty members in these divisions. Division chiefs were inspectors, and section chiefs were assistant inspectors. They were under the supervision of a vice chief of the station who was superintendent and in charge of criminal investigation and crime prevention. I spent about fifty days there in a period of about four months, including about ten over-night shifts. I could freely accompany them and observe how they behaved in treating citizens and suspects, listen to them when they talked about what had happened in the assignments from which they had just returned or when they complained about their job and its circumstances, and read the documents which they were keeping. Only that I was prohibited to enter the public security division and interrogation rooms.

However, observation could not be systematic as in the case of, for instance, studies by Albert J. Reiss, Jr. and his associates in the United States. Further, it was rather infrequent that I could encounter the scenes that included contact with suspects and were most appropriate for my research interest, since, for most of the time, detectives worked not on investigation or interrogation per se, but on desk works or other non-criminal matters. So I decided to conduct a questionnaire survey too. The idea was that if it was found through the survey that behavior and perception which I had observed and heard were identical with those supported and held by the majority of detectives, I might tentatively conclude that I found typical forms of behavior and perception of them. Therefore, the major part of the questionnaire items was concerned with behavior which they thought appropriate to carry out their duties of criminal investigation as well as their perception about the expectations and controls upon them from both inside and outside of the police organization. The questionnaires were distributed through the organizational network to all the members of the station who were assistant inspectors or at lower ranks in order to make it possible to

compare responses of different divisions, and were gathered later through the same network. One hundred and ninety nine members returned usable questionnaires. Among them, forty four were in the criminal divisions, and one hundred and three in the patrol division. Using divisions as the evaluation units, the sample was representative of the station. In this article, however, only the data about the criminal division will be discussed.

Appendix 1. Questionnaire Items and the Response Distributions

(to be continued)